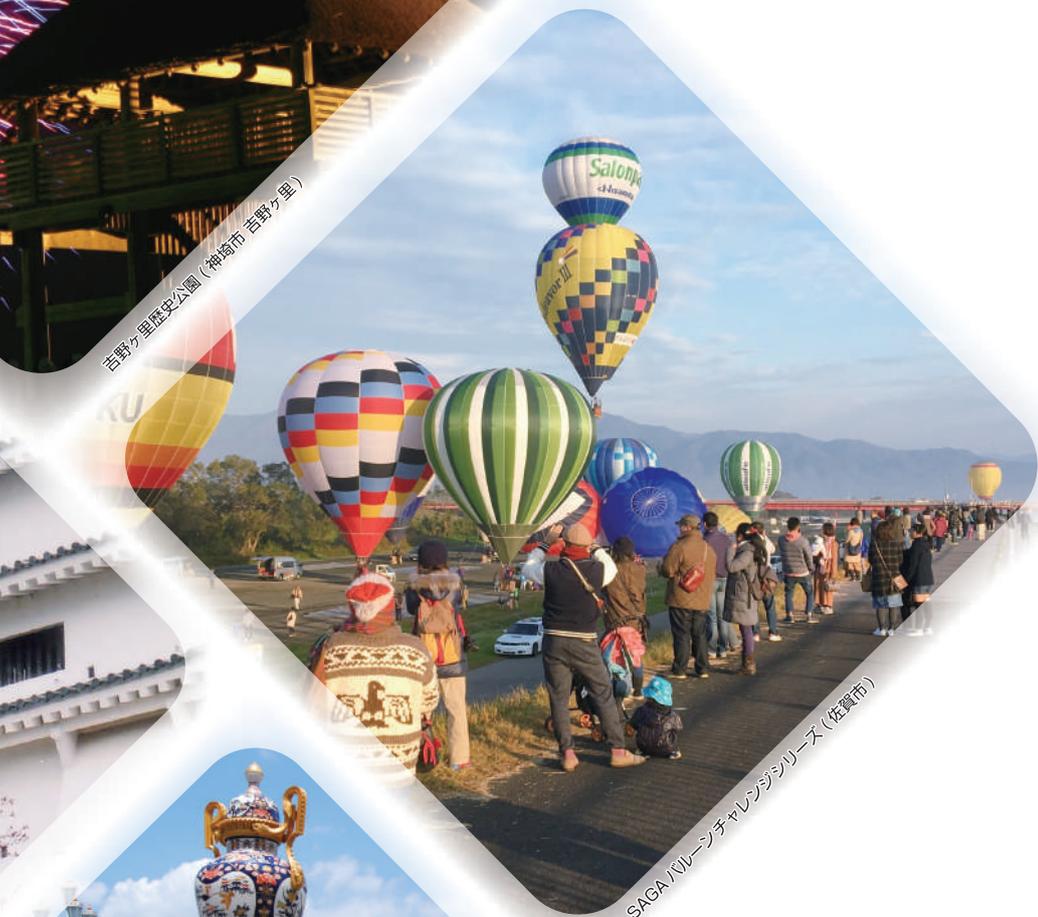




吉野ヶ里歴史公園 (神埼市 吉野ヶ里)



唐津城の桜 (唐津市)



SAGA バルーンチャレンジシリーズ (佐賀市)



相生橋 (伊万里市)



さが・ライトファンタジー (佐賀市)



ガタリンピック (鹿島市)

JA BANK SAGASHINREN
ディスクロージャー誌
Disclosure
2021

 **JAバンク佐賀信連**

写真提供：佐賀県観光連盟 他

CONTENTS

ごあいさつ	1
① 系統組織の仕組み	2~4
② 経営方針	5~11
③ 経営環境・業績報告	12~13
④ 内部統制強化への取組み	14~26
⑤ 地域貢献に関する状況	27~37
⑥ トピックス	38~39
⑦ 事業のご案内	40
⑧ 商品・サービスのご案内	41~44
⑨ 組織の概要	45
⑩ 役員等の報酬体系	46
⑪ 資料編	47~83
⑫ 沿革・歩み	84
⑬ 県内JA店舗体制	85
⑭ 索引	86

■本冊子は農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー資料です。
金額は、原則として、単位未満を切り捨てのうえ表示しています。

《JAマークについて》



全体として、三角構造の安定感のあるデザインは、「ゆるぎない大地」「日本の国土」をイメージさせ、三角形は「自然」、Aの部分は「人間」を表しています。

さらに、Jの左端の円は、「農業の豊かさ」「実り」と、協同の精神に基づく「人の和」を象徴しています。

ごあいさつ



経営管理委員会会長
金原 寿秀



代表理事理事長
材木 洋幸

当会は、昭和23年の設立以来、佐賀県内のJAと一体となり、農業専門金融機関として農業の発展と農家経済の向上を図るとともに、地域金融機関として地域社会・地域経済の繁栄に貢献すべく歩んでまいりました。これもひとえに皆さまのご理解とご支援の賜物と深く感謝申し上げます。

本年も当会の業務内容や活動状況などについて、皆さまにご紹介するため「ディスクロージャー誌」を作成し、お手元にお届けすることにいたしました。この冊子により、皆さまの当会に対するご理解を一層深めていただければ幸いに存じます。

さて、今日の農業を取り巻く環境は、農業者の減少・高齢化や担い手不足に加え、農産物の価格低迷等による農業所得の減少が続く、TPP11の発効による国内農業への影響も懸念され、更には、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う社会・経済活動の自粛により農畜産物の消費が落ち込むなど極めて厳しい情勢にあり、JAグループに対する農業所得増大・農業生産拡大へのより一層の取組・支援策の期待と、食と農を基軸として地域に根ざした協同組合としての一層の役割発揮が強く求められております。

JAグループ佐賀では、平成31年1月の第30回JA佐賀県大会において、「自己改革の更なる実践」をテーマに掲げて決議した「農業者の所得増大」、「農業生産の拡大」、「地域活性化」の実現に向け全力を尽くしております。

また、今日の金融機関を取り巻く環境については、日銀の金融緩和政策の長期化に加え、高齢化・人口減少等の環境悪化により他金融機関との競争が熾烈化し厳しい運用環境が継続しております。さらに金融行政方針においては「貯蓄から資産形成」・「顧客本位の業務運営」の定着やフィンテック対応が求められる中、他行では農業融資への参入拡大や投資信託の取扱拡大など、ビジネスモデルを再構築しており、顧客取引では非対面チャネルを強化するなど金融サービスも変容しております。

このような情勢の中、当会では、農業と暮らしを支え地域に選ばれるJAバンク佐賀の実現を基本目標に掲げた「JAバンク佐賀中期戦略」の達成に向けた事業を展開するとともに、「自己改革の更なる実践と持続可能なJA信用事業の基盤強化に向けた事業展開」、「長期安定的な収益還元に向けた収益力強化と機能還元力の強化」を基本方針に掲げた「第13次中期経営計画（令和元年度～令和3年度）」の総仕上げに加え、地域の未来を切り拓くため、「不断の自己改革」を実践し、将来にわたる持続可能な事業基盤の確立に向け役職員一丸となって取り組み続けることとしております。

今後も当会は、永年にわたって培った地域の皆さまとの信頼関係を基盤に、JAの総合力を発揮しながら、農業メインバンクとして、また、地域のメインバンクとして役割を果たすと同時に、引き続き信頼される金融機関であり続けるため、利用者保護態勢等の拡充に努めるとともに、法令等を遵守するなど、コンプライアンス態勢の拡充等に取り組んでまいります。

皆さまのご理解となお一層のご支援ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年7月

経営管理委員会会長 **金原 寿秀**
代表理事理事長 **材木 洋幸**

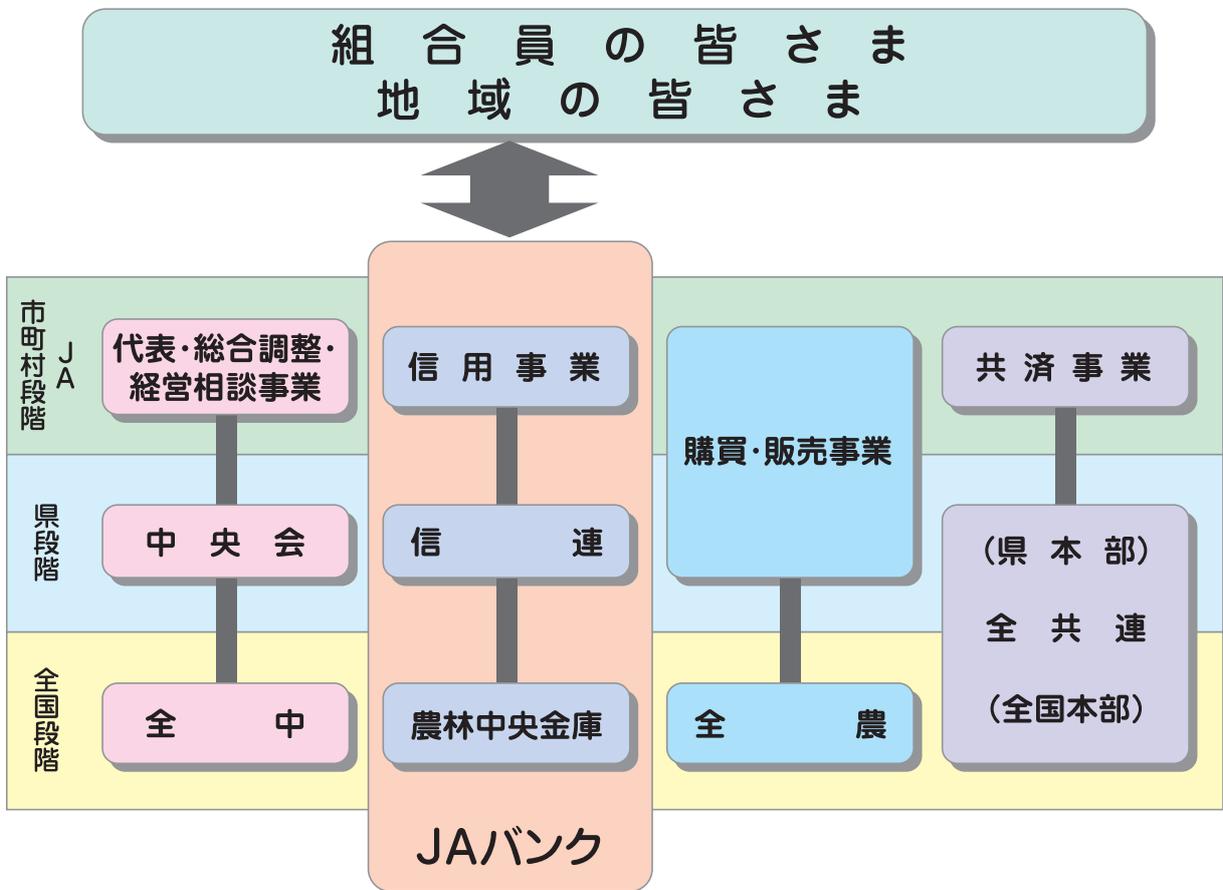
1 系統組織の仕組み

私たちの協同組織は、指導・信用・共済・経済等の事業を担う市町村段階のJAを基盤とし、それぞれの事業の補完的機能を担う県連合会、さらに

全国段階の組織体で構成しています。

この市町村段階から全国段階にいたる協同組織を「JAグループ(系統組織)」と呼んでいます。

JAグループの仕組み



JAバンクの仕組み

JA・信連・農林中央金庫にいたる信用事業の仕組みや機能を「JAバンク(系統信用事業)」と呼んでいます。

JAバンクは、実質的に「ひとつの金融機関」として、組合員や地域の皆さまのニーズに対応した金融サービスの提供など信頼性の高い経営を目指しています。



JAバンクの資金の流れ

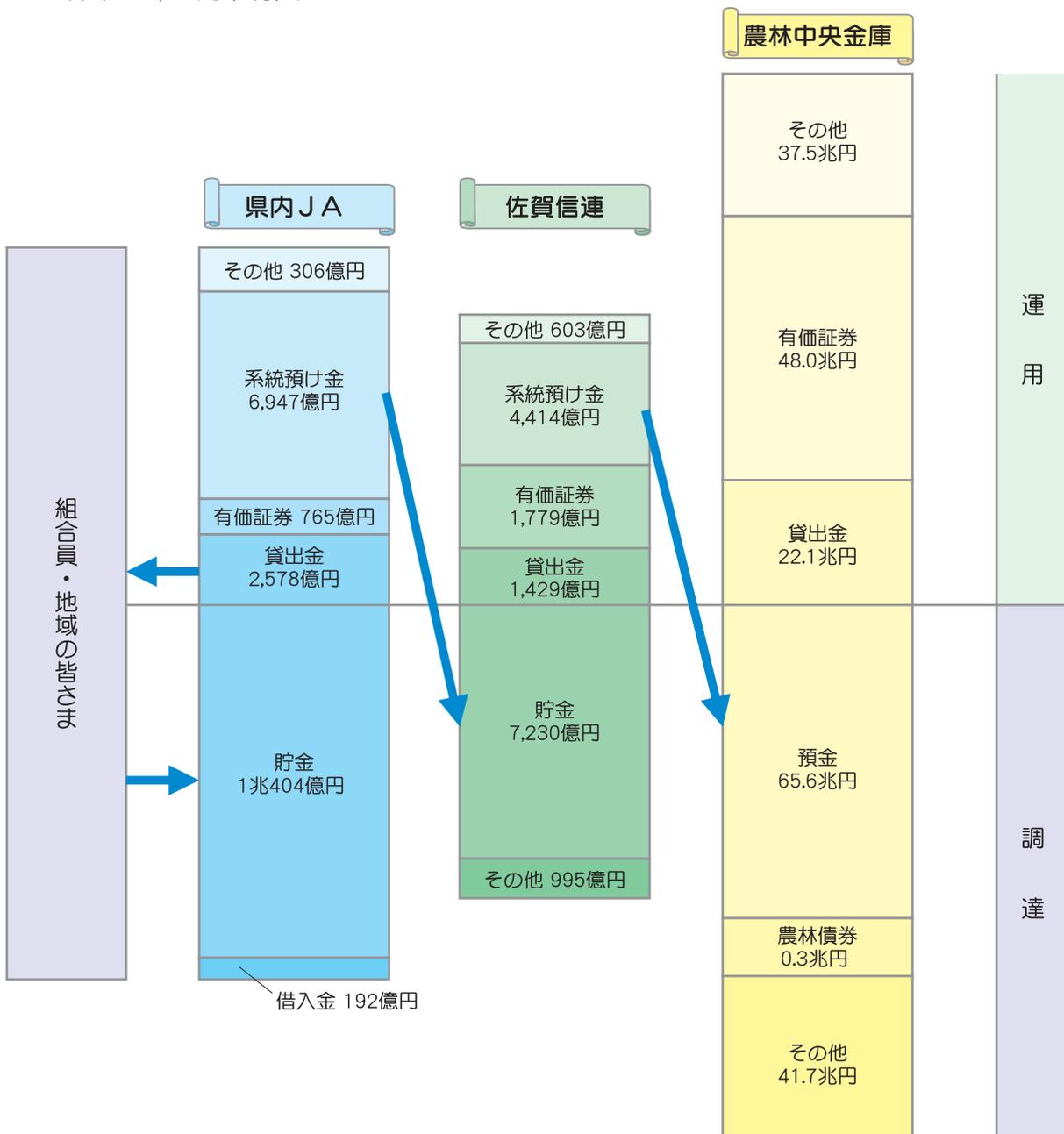
JAは、組合員や地域の皆さまから貯金を預かり、この貯金を原資として、資金を必要とする組合員や地域の皆さまへの貸出などで運用を行い、貯金から貸出金を除いた「余裕金」の大部分を、信連への預け金として運用しています。

信連は、JAからの余裕金を貯金として預かり、これを原資として資金を必要とする農業法人・一般企業等への貸出で運用を行い、貯金から貸出金を除いた「余裕金」を有価証券及び農林中央金庫への預け金として運用しています。

農林中央金庫は、信連からの預金を中心に資金調達を行い、農林水産関連企業への融資のほか、国内外の金融市場などでも資金運用を行っています。

以上のように、それぞれは別の経営体ですが、JAバンクとして資金の調達・運用などで実質的に「ひとつの金融機関」として、組合員や地域の皆さまに金融サービスを提供しています。

(令和3年3月末現在)

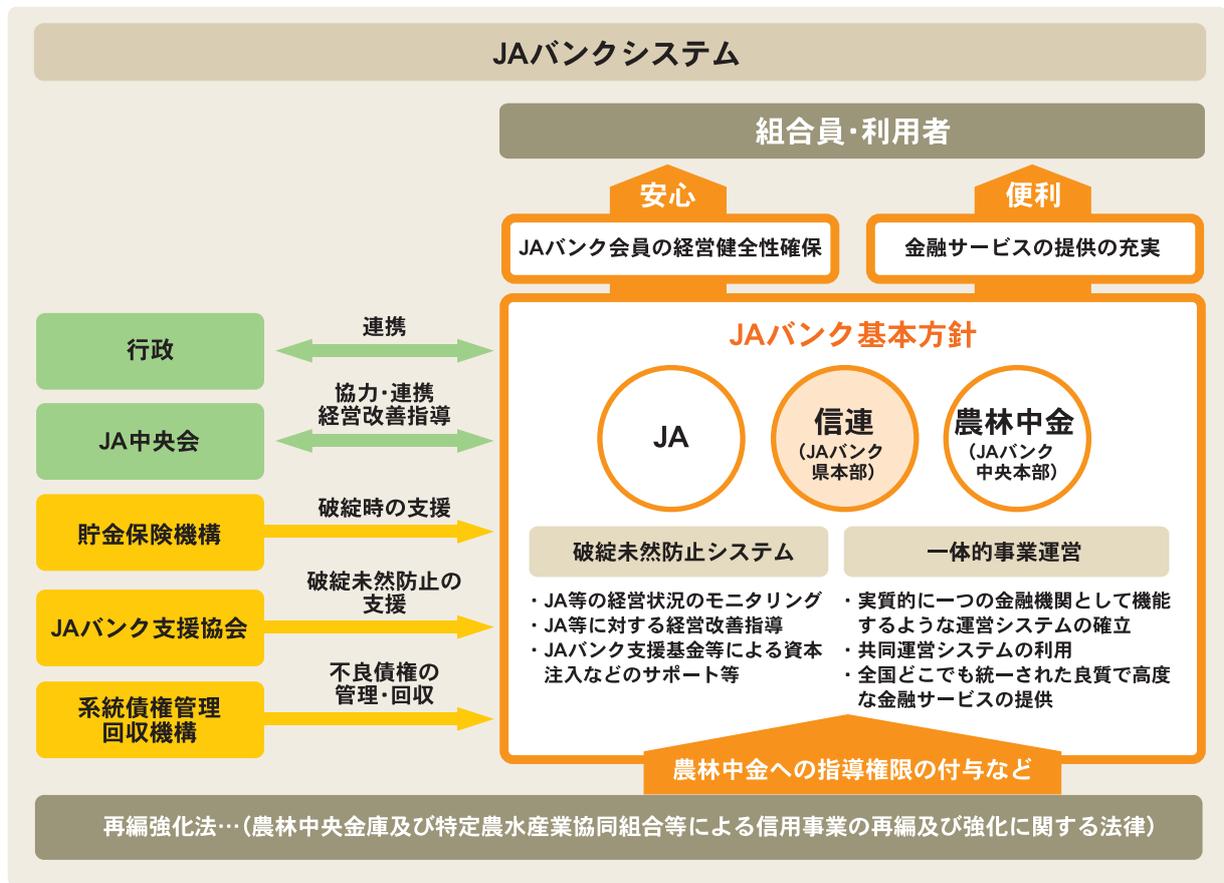


JAバンクシステム

JA、信連、農林中央金庫が総合力を最大限に発揮し、実質的に「ひとつの金融機関」として、健全かつ効率的な経営と高度な金融サービスを提供する仕組みのことを「JAバンクシステム」と呼んでいます。

JAバンクシステムは、「一体的事業運営によ

る良質で高度な金融サービスの提供」と「破綻未然防止システムによるJAバンク全体としての信頼性確保」を柱とし、この2つの柱を実現するために全国段階の「JAバンク中央本部」と県段階の「JAバンク県本部」が連携し、関係団体等の協力を得て運営しています。



一体的事業運営による良質で高度な金融サービスの提供

組合員・地域の皆さまのニーズにお応えするため、JAバンクでは情報システムやネットワークを一元化し、インターネットバンキングをはじめとする高品質な金融サービスを全国のJAに導入するとともに、統一化された窓口事務などにより、全国どこでも良質で

高度な顧客サービスの提供に取り組んでおります。今後も商品の全国統一化や魅力的な金融商品の開発など一体的事業運営の実践により、一層便利で頼れる「JAバンク」の実現を目指していきます。

破綻未然防止システムによるJAバンク全体としての信頼性確保

JAバンクは、国の公的な制度である「貯金保険制度」に加え、JAバンクシステムに基づく自主的な「破綻未然防止システム」で支えられており、組合員・地域の皆さまに安心してご利用いただけるよう、JAバンク全体の信頼性向上と金融機能維持に向け取り組んでいます。



2 経営方針

経営理念

地域の皆さまと共に 郷土の未来を拓きます

JAバンク佐賀信連は、県内の農業協同組合及び連合会などを主な出資者として構成される協同組織の金融機関です。

昭和23年の設立以来、70年以上の長きにわたり農業専門金融機関として、また、地域金融機関として、その本来的機能の適切な発揮と健全経営に徹しながら、広く地域社会の発展に貢献してまいりました。

豊かな緑に包まれた佐賀は、限りない自然の恵みのなかで、たゆみなく成長を続けています。私たちはこの素晴らしい環境を後世に引き継ぐために、農業金融を通じながら、自然を育み、皆さまの豊かなくらしと地域の発展に役立ちたいと願っております。



特性を生かした業務展開

農業の再構築と農村の活性化に向けて、これまで以上にJAのもつ専門的な機能を発揮するとともに、ますます高度化・多様化する皆さまのニーズに応えながら、質の高い金融サービスを提供いたします。

地域社会への貢献

当会は、JA組合員を基盤とする「協同組織の金融機関」とすると同時に、「地域と共に歩む金融機関」として、広く地域社会の発展と皆さまの豊かな生活づくりに貢献できるよう努めます。

経営体質強化の徹底

金融機関を取り巻く環境が大きく変化する中で、皆さまにご満足いただけるサービスを提供するため、経営の合理化と効率化を進めるとともに、資産の健全性の確保と自己資本の充実を図ることにより、揺るぎない経営基盤の確立に努めます。

内部統制の強化

● リスクマネジメント態勢の確立
金融・経済のグローバル化の進展により、各種リスクが多様化・複雑化する中、健全経営を維持し、環境変化に機敏に対応していくため、ALM管理をはじめ経営全般にわたるリスク管理の一層の拡充・強化に努めます。

● コンプライアンス態勢の確立
金融機関の業務内容やリスクが多様化・複雑化している中、自己責任原則に基づいた業務運営の確立やコンプライアンス態勢の整備・強化が強く求められております。

当会では、金融システムを担う一員として、引き続きその基本的使命や社会的責任を果たし、皆さまに常に信頼される金融機関であるために、利用者保護態勢等の拡充に努め、徹底した自己責任原則に基づく自己規律のもと、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行ってまいります。

自己改革の取組み

JAグループ佐賀では、平成28年度から平成30年度までの3か年、農家・組合員や地域の方々の豊かなくらしを支えるため、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」の3つの目標を掲げて自己改革に取り組んできました。

平成31年1月に開催したJA佐賀県大会では、「自己改革の更なる実践」をテーマに掲げ以下の取組事項を決議し、当会においても、「自己改革の更なる実践と持続可能なJA信用事業の基盤強化に向けた事業

第30回JA佐賀県大会決議（JAグループ佐賀全体としての自己改革）

自己改革の更なる実践

協同の力で農業・地域の未来を創る

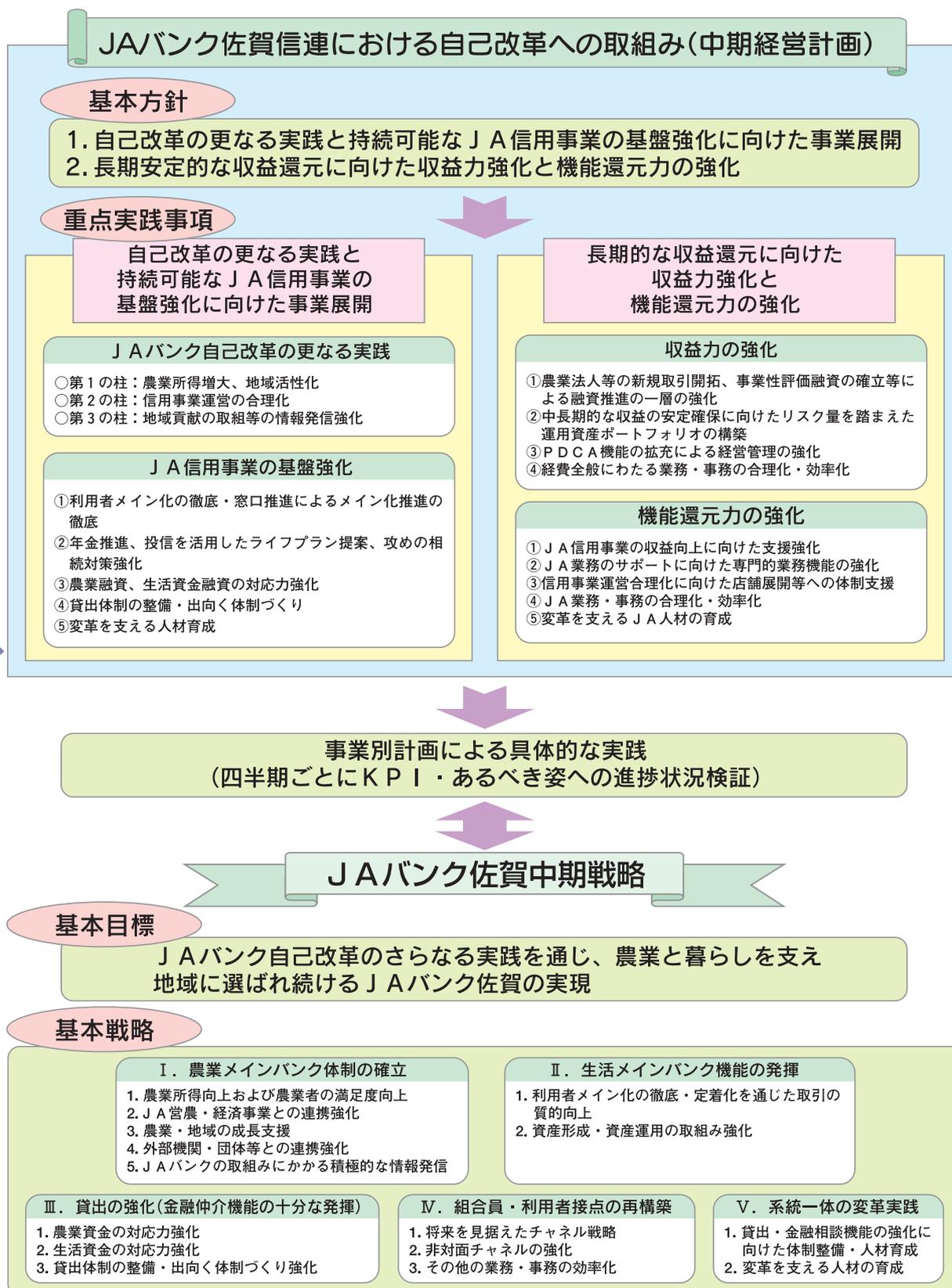
I	<p>「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」への更なる挑戦</p> <p>JAは、地域農業の将来見通しを踏まえ、担い手ニーズに対応する施策を展開し、消費者・実需者のニーズに応えるよう需要を捉えた農畜産物販売の拡大をはかり、農業者の所得増大を目指す。また、親元就農者、農外新規就農者等の拡大支援、JA事業としての農業経営・JA出資型農業法人による新規就農者等の受け入れ・育成に努め、農業生産の拡大に努める。</p> <p><諸施策>①担い手経営体への総合事業提案、②マーケットインに基づく生産・販売事業モデルの確立、③付加価値の増大と新たな需要開拓、④生産トータルコストの低減、⑤地域実態をふまえた農業振興と担い手育成・確保、⑥営農・経済事業への経営資源のシフト・機能強化、⑦地域農業・農村の目指す姿を実現するための農政運動の強化</p>
II	<p>地域活性化への貢献</p> <p>JAは、組合員や地域の関係団体との連携により、住みよい地域づくりに取り組み、JAの総合事業・高齢者福祉活動などを通じて、生活インフラ機能の一翼を担う。</p> <p><諸施策>①JA総合事業を通じた生活インフラ機能の発揮、②JA生活文化活動を通じた地域コミュニティの活性化、③地域の多様な組織との連携強化による役割発揮</p>
III	<p>組合員のメンバーシップの強化</p> <p>JAは、組合員一人ひとりの「声」を聴き、それに十分応える運動を展開し、組合員・地域との距離を縮める運営を行う。さらには、JA事業や協同活動の参加促進、組合員組織の活性化をはかり、組合員の意思反映と運営参画を進める。また、准組合員の位置付け及びメンバーシップに関する目指す姿を明確化し、JAの事業・活動への理解促進に取り組み、「食」と「農」の応援団としての准組合員の拡大を図る。職員については、協同組合理念に根ざした「自ら考え、気づき、行動する」人材の育成に取り組む。</p> <p><諸施策>①正・准組合員のメンバーシップの強化、②准組合員の「食」と「農」に基づくメンバーシップの強化、③地域に根ざした協同組合運動者としての人づくり</p>
IV	<p>「食」「農」「協同組合」にかかる国民理解の醸成</p> <p>JAグループは情報発信等を強化するため、広報を経営戦略の重要な柱として明確に位置づけ、広報体制を確立し、他部門との連携強化のもと広報（情報発信）活動を行い、トップ広報や支所広報活動の充実に努める。また、「食」「農」とともに「協同組合」の役割について理解醸成に努める。</p> <p><諸施策>①JA広報活動の位置づけの明確化・重点化と活動のステップアップ、②JAグループ広報活動の重層的な展開、③「食」「農」「協同組合」の国民的理解醸成に向けた取り組み</p>
V	<p>組合員・地域住民等から信頼・信用されるJA経営基盤の強化</p> <p>JAは、業務執行体制を強化し、持続可能なJA経営基盤の確立・強化を行い、経済事業を中心とした収益向上・事業機能強化、すべての事業で効率化等をはかる。</p> <p><諸施策>①組合員の信頼・信用に応える業務執行体制（ガバナンス）の強化、②持続可能なJA経営基盤の確立・強化、③組合員・地域住民等に信頼されるJA経営の維持、④積極的な事業展開を支える信用事業の実践・共済事業の実践</p>
VI	<p>佐賀県大会議案を着実に実現するための取り組み</p> <p>JAグループ各団体は、自己改革を着実に実践するため、取組施策の取組管理表・行動計画を策定し、徹底的な進捗管理を行う。</p> <p><諸施策>①自己改革の着実な実践、②積極的な情報発信</p>

※ --- 部は当会における重点実施事項を示している。

農業者の所得増大等への取組み・自己改革を行うJAの支援・下支え

展開」「長期安定的な収益還元に向けた収益力強化と機能還元力の強化」を基本方針とした中期経営計画(令和元年度～3年度)を策定しました。

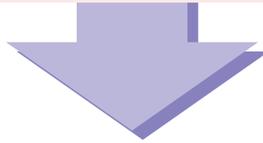
今後も、組合員・地域住民の声に基づく自己改革を更に実践し、農業協同組合の使命である農業所得の向上や地域農業の振興、さらには、地域に根ざした協同組合として「食」と「農」を通じた地域貢献活動に取り組んでまいります。



中期経営計画（令和元年度～3年度）における自己改革への取り組み実績

当会では、農業者の所得増大等への取り組み・自己改革を行うJAの支援・下支えを行うべく「自己改革の更なる実践と持続可能なJA信用事業の基盤強化に向けた事業展開」「長期安定的な収益還元に向けた収益力強化と機能還元力の強化」を基本方針とした中期経営計画（令和元年度～令和3年度）を策定のうえ、各JAが取り組む自己改革を支援するとともに、当会自体も協同組合としての自己改革を進めております。

当会における令和2年度の自己改革の主な取り組みは以下のとおりです。



● 農業所得増大・地域活性化応援プログラムの活用による担い手支援

JAの自己改革による「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」の目標を後押しする農業者応援事業メニューを設定し、654件に対して320百万円の支援を行いました。うち当会の拠出額は21百万円となっております。

（単位：件、百万円）

部 門	令和2年度	
	件 数	助成額
経 済	119	27
園 芸	229	171
畜 産 ・ 酪 農	306	117
態勢応援事業	—	2
合 計	654	320
うち当会拠出額	—	21

● 農業者の所得増大等に向けた保証料助成

農業者等による規模拡大・コスト低減等に向けた取り組みへの支援策として、設備資金等を借り入れされる際に生じる保証機関への保証料の全額を助成するメニューを設定し、令和2年度は借入件数981件に対して、51百万円の助成を行いました。

また、県内JAグループにおける農業融資の新規実行額は、1,495件、15,970百万円の実績となりました。

（単位：百万円）

	令和2年度
保証料助成額	51
農業融資新規実行額	15,970

※新規実行額は県内JA及び当会の合計額

● 担い手等への訪問活動

各JAおよび県域担い手サポートセンターと連携をはかり、担い手・農業法人など出向く先のリストを作成のうえ、担い手ニーズへの対応や各種応援（助成）事業の活用提案を行いました。

	令和2年度
出向く先の選定数	3,715先
訪問件数	12,496件

※訪問件数は延べ数

(単位：億円)

	令和2年度
県内JA貯金平均残高	10,301
県内JA貸出金平均残高	2,543

(単位：百万円)

	定期貯金	定期積金
懸賞付定期貯金「うまかばい2020」(2年度)	16,317	—
収穫体験定期積金「もぎたて」(2年度)	—	3,805
プラチナ世代応援定期貯金「煌」(2年度)	17,561	—

※定期貯金、定期積金ともに契約額で記載。

● 信用事業の基盤強化および農業所得増大に向けた取り組み

JAが積極的に自己改革に取り組むためには、確固とした財源の確保として信用事業の基盤強化（事業量確保）が求められることから、ライフイベント・ニーズに応じたターゲット・セット推進や年金営業力の強化に取り組みました。

また、農業所得増大に資する金融商品として、県内農産物をプレゼントする懸賞付定期貯金「うまかばい」や収穫体験定期積金「もぎたて」、プラチナ世代応援定期貯金「煌（かがやき）」を取り扱いました。

● JAの下支えとしての収益力・機能還元力の強化に向けた取り組み

JA信用事業を取り巻く厳しい環境の中で、「1. 自己改革の更なる実践と持続可能なJA信用事業の基盤強化に向けた事業展開」「2. 長期安定的な収益還元と機能還元の強化」を基本方針とする当会の中期経営計画の必達に向け、早期警戒制度への対応等、JA経営に直結する新たな諸課題への取り組みや、JAにおける持続可能な経営基盤の確立・強化に引き続き取り組むことが重要であるため、一層の機能発揮ができるよう令和3年4月に機構の見直しを行いました。見直し後の機構図については45ページに記載しております。

● JAグループ佐賀の「不断の自己改革」の実践に関する特別決議

JAグループ佐賀は「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」を基本目標に、自己改革の実践に全力で取り組んできており、今後もこれまで以上に組合員との丁寧な対話を積み重ね、一層の事業改革や経営基盤の強化など、基本目標の実現に向けた取り組みを持続していかなければならない。そこで「不断の自己改革」を通じて、JAグループ佐賀が組合員と地域にとってなくてはならない組織であり続けるため、以下の事項に取り組むことを令和3年6月の通常総会において特別決議をしております。

1. 総合事業と協同活動を通じて、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」の基本目標の実現に向け、「不断の自己改革」に全力で取り組む。
2. 「不断の自己改革」を支えるため、持続可能なJA経営基盤の確立・強化に取り組む。
3. 准組合員については「地域の営農とくらしをともに支える組合員」と位置づけ、一層の事業利用と組合員組織や協同活動への参加促進の取り組みを支援する。

中期経営計画(令和元年度～3年度)の重点実施事項にかかる主な実績

J Aバンク自己改革の更なる実践

◇農業所得増大・地域活性化応援プログラムの活用推進

28年4月に、中央会等県連機能による「県域担い手サポートセンター」、当会機構改革による「農業金融支援センター」(31年4月に「農業融資センター」に改称)をそれぞれ設置し、農業所得増大に向けた諸支援策の具体化と速やかな実践への取り組みをスタートさせ、農業者応援メニューとして3億2,020万円(うち当会拠出2,154万円)、さらに保証料助成事業として51百万円を支援しています。

◇情報共有システムの導入

担い手に出向いた先での提案力・指導力強化を目的に、JAグループ佐賀独自の「担い手支援システム」の運用を行っております。

県内4JAの営農指導員や金融渉外担当者向けにタブレット端末300台を導入し、出向く活動で得られた情報を共有するなどして部門間連携を強化することにより、多様化する担い手ニーズに対応していきます。

◇信用事業運営の合理化

JAが営農経済事業に注力できる環境整備の一環として、県内JA全店舗にオンラインキャッシュを導入しました。

◇地域貢献の取組み等の情報発信強化

地域貢献の取組み等に関するディスクロージャー誌での掲載ページ数やホームページでの情報発

信回数を拡大し、JAバンク佐賀における地域貢献活動への取組状況を積極的に発信しています。

◇担い手向けセミナーの開催

新たな発想・行動力をはじめ優れた情報発信技術等を取り入れた経営確立・支援と組織の活性化を図るため、県内の若手農業者を対象とした「アグリビジネスセミナー」を開催しました。



◇地域発展ネットワーク会議@白石町を開催

JAバンク佐賀、佐賀銀行、日本政策金融公庫が連携し、白石町およびその周辺地域の農業や観光の一層の発展を目的として、地域発展ネットワーク会議@白石町を立ち上げました。

この会議では、「6次化」、「新規就農」、「観光」、「事業承継」の分科会において、地域の持つ課題把握から解決策までを深く掘り下げたうえで効果的に実施することとしています。

J A信用事業の強化

◇C S調査の実施・活用による組合員ニーズの汲み上げ

顧客満足度の向上を目的に、多様化する担い手のニーズを把握するため、メイン強化先に対するCS調査を実施し、令和2年度は配付600先のうち414先から回答を得ました。

調査結果は各JAに報告し、JAでは情報共有と諸ニーズへの対応に取り組んでいます。

◇日本政策金融公庫との連携強化による取扱シェアの拡大

日本政策金融公庫との定例会の実施により情報共有を行い、青年等就農資金やスーパーL資金を中心に農業融資取扱シェアの維持・拡大に貢献しました。

◇担い手サポートセンターとの連携による 担い手支援の強化・取引拡大

担い手等への訪問活動強化を行うため、各JA及び県域担い手サポートセンターと連携をはかり、担い手・農業法人など出向く先のリストを作成のうえ、令和2年度は3,147先延べ12,496件の訪問を行い、担い手ニーズへの対応や各種応援事業の活用提案などを行いました。

◇攻めの相続対策転換による相続人メイン 口座獲得

県統一商品「縁むすび」の令和2年度の実績は468件2,255百万円となり、相続貯金の県外等への流出防止につながりました。



相続定期貯金「縁むすび」

収益力の強化

◇資金量の増強、融資伸長、余裕金運用の 効率的運用等による収益力の向上

年4回のALM委員会にて、中期収支見込・収支シミュレーション・リスク量見込の検証を実施しています。

マイナス金利による収支への影響が一層顕著となったことから、抜本的な収支改善策を取りまとめ、それぞれの部署にてその実践を行っています。

◇PDCA機能の拡充による経営管理の強化

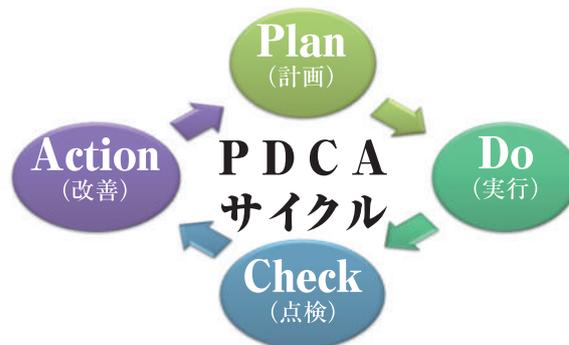
実績管理表の様式見直し（実施方策にかかる業績評価指標（KPI）の進捗状況、差異分析および今後の対策を追加）により、PDCA機能を拡充しております。

四半期ごとの担当役員レビュー、部課長会による進捗管理・情報の共有を図り、未達項目は要因を分析し今後の対策を検討しています。

◇システムへの戦略的投資・アウトソーシング等による業務の合理化

インフラ整備プロジェクトを設置し、システム導入等による業務効率化について検討を行いました。

また、令和2年3月より、Web会議システムを導入し会議や研修会等で活用しています。



機能還元力の強化

◇JA業務のサポートに向けた専門的業務機能の強化、JA後方事務集約化等に向けた専門的業務機能の強化

中期経営計画の実現に向け、当会の限られた経営資源および業務内容の再点検を行い、同計画に掲げる「重点実践事項」「経営目標」「業務計画」の着実な実践と目標の必達に向けた体制再構築として、機能還元力強化収益力強化に向けた体制を強化しました。

◇変革・革新をリードし得る人材の育成

研修計画に基づき、農林中金アカデミー等が主催する研修会や系統外の外部研修への参加を呼び掛けるなど、経営環境への対応や広い視野の取得を促すとともに、階層別資格試験の受験を勧奨し、JAの指導機関に求められる人材開発に取り組みました。

3 経営環境・業績報告

経営環境

令和2年度のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大により急激に景気が後退し、政府の財政政策・金融緩和支援等の下支えによる、コロナ禍での経済活動への動きがみられたものの、感染収束は見通せず、極めて不透明な状態の継続となりました。

金融面では、高齢化・人口減少等の環境悪化のもとで、他金融機関との競争が更に熾烈

化し、JAバンクの事業基盤の縮小が懸念される状況となりました。

農業面では、新たな「食料・農業・農村基本計画」に基づき、JAグループでは、多様化する農業・組合員の实態とJAの経営環境の変化を踏まえ、「農業・地域から一層必要とされる存在」、「持続可能な経営基盤の維持・確立」を掲げ、取組を強化しました。

業績報告

このような金融経済環境のもと、役職員一同、業績の向上と経営内容の充実に努めました。以下、業績をご報告いたします。

貯金

県内JA貯金は、「集まる」貯金への取組強化やコロナ特別給付金、農林年金一時金の支給等による個人貯金の増加が大きく寄与し、令和2年12月末残高は1兆559億円となりました。

また、期末残高についても前年度比+4.4%の1兆404億円となりました。

当会の貯金は、長期安定資金の確保のた

め「JAバンク佐賀」としてJAと一体となった系統貯金の増強に取り組みとともに、大口先を中心とした系統外貯金の獲得に努めた結果、令和2年12月末の残高は7,821億円となりました。

一方、期末残高は、公金貯金等の減少により前年度比▲2.3%の7,230億円となりました。



貸出金

貸出金は、農業専門・地域金融機関として、会員・農業者・農業法人をはじめ地場企業等への取引拡大および深耕に取り組むとともに、シンジケートローン等の事業資金融資や金融機関向け融資を中心として、収益基盤の確保・強化に向けた貸出増強に努めた結果、期末残高は前年度比+11.6%の1,429億円となり、貯貸率は19.76%となりました。



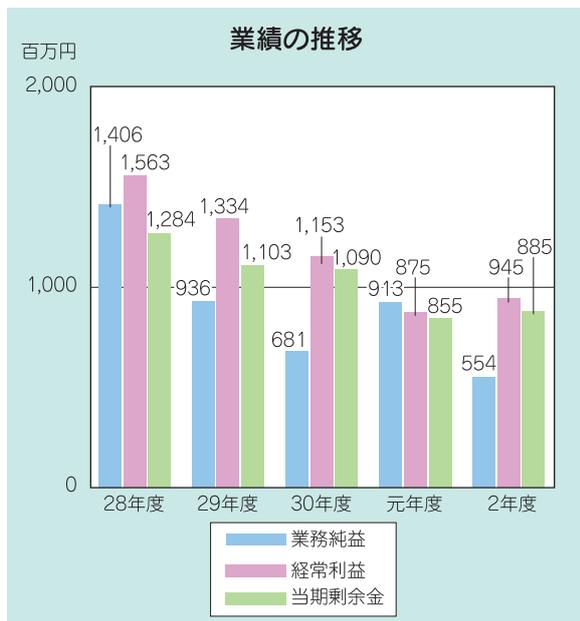
有価証券

有価証券は市場動向の情報を収集しながら信用リスク・流動性リスクなどに留意し、長短金利差を享受するため国債・社債での運用や内外金利差および為替相場動向に着目した外国証券での運用を行うなど、リスク・リターンを考慮した効率的なポートフォリオの構築等に努めた結果、期末残高は前年度を上回る1,779億円となりました。



損益の状況

損益の状況は、低金利の長期化など厳しい運用環境下において、資金運用の効率化や経費の抑制など経営全般にわたる効率化・合理化を進めた結果、当初計画を上回る業務純益を計上でき、当期剰余金は前年度および事業計画を上回る885百万円となりました。



自己資本比率

自己資本比率は、利益剰余金の増加等により、自己資本額は前年度を上回る545億円となりましたが、国債等からの運用シフトによる社債や株式・受益証券の増加や法人向け貸出の増加等に伴うリスク・アセットの増加により昨年度から0.03ポイント低下し17.05%となりました。

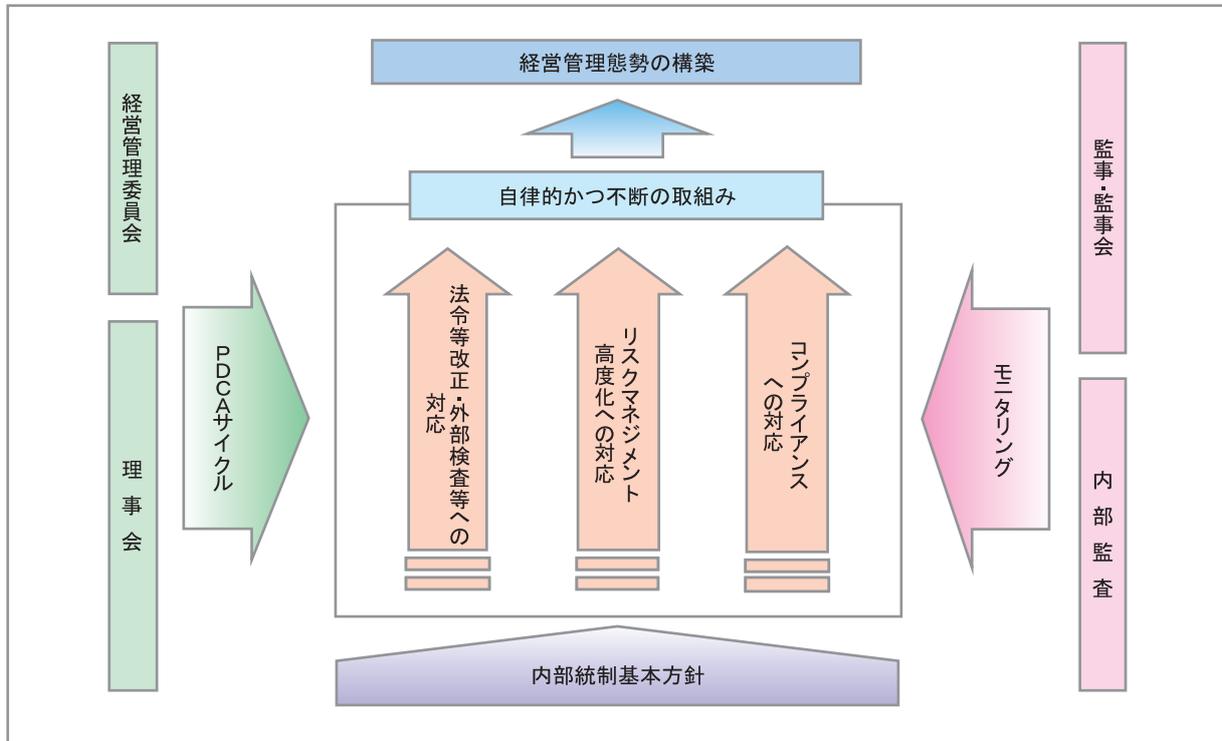


4 内部統制強化への取組み

基本的考え方

当会は、農業者の協同組織を基盤とした金融機関としての基本的使命、社会的責任を果たしていくため、経営管理態勢の構築を経営の最重要課題と位置づけるとともに、企業倫理、法令等

の遵守、適切なリスク管理やその他業務執行の適正性を確保するための内部統制に関する基本方針を制定しています。



内部統制基本方針の内容

- 1 役職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 法令等の遵守による経営の健全性を確保するため、コンプライアンス・マニュアル等を定め、役職員が法令等を厳格に遵守し誠実かつ公正な業務運営を遂行することの重要性を周知徹底する。
 - (2) 理事の法令等遵守状況については、他の理事および監事による監督を受けるほか、重要な経営判断などの意思決定を行うにあたっては、定款や職務権限規程等の定める決定手順を遵守する。
 - (3) 内部通報・相談制度（ヘルプライン）を設け、役職員がコンプライアンス関係部署および外部の法律事務所に直接相談・情報提供できる体制とする。
 - (4) 「コンプライアンス・プログラム」を年度ごとに策定し、コンプライアンス推進・教育研修活動などを

- 計画的に実施する。
- (5) 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもって排除の姿勢を堅持する。
 - (6) 財務報告に係る内部統制について、財務報告の信頼性・適正性を確保するための態勢を整備する。

2 役員の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

- (1) 経営管理委員会・理事会その他の重要な会議の議事録、稟議書等職務の執行にかかる重要な文書等は、保存期間および管理基準を定めて適切に管理する。
- (2) 業務の担当部署は、経営管理委員・理事または監事の求めに応じ職務の執行にかかる情報を閲覧に供する。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 経営の健全性や安全性を維持すると同時に安定的な収益構造を確立するために、適切にリスク管理を行うことを重要な経営課題ととらえ、経営として認識するリスクの種類・定義、リスク管理の組織体制と仕組み等を定めたリスク管理の基本方針を制定する。
- (2) 管理すべきリスクを、収益発生を意図し能動的に取得するリスク(信用リスク、市場リスク、流動性リスク)とオペレーショナル・リスクに分類し、各リスクの特性を踏まえたリスク管理の方針およびプロセスを定めて管理する。こうしたリスクマネジメントを適切に実行するために、リスク管理にかかる意思決定機関、担当部署を設置し、それぞれの役割責任を明確に定義して実施体制を整備する。
- (3) 種々のリスクを計量化したうえで、その合計額と自己資本額を対比することによってリスク量が当会の経営体力の範囲内に収まるように管理する統合的リスク管理態勢を構築しているが、リスク管理の高度化に向け、現行の統合的リスク管理態勢の見直し・改善を行う。
- (4) 農協法で規定される経営の健全性確保を遵守するため、法令で定められた要件に基づき規制資本に関するマネジメントを実施する。
- (5) 大規模な災害による被災等に際し、業務の維持を図るために必要な態勢を確保する。

4 役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 中期経営計画および事業計画を定め、その進捗状況を定期的に評価する。
- (2) 経営管理委員会・理事会の意思決定を効率的に行うため、業務運営会議(企画会等)を設置し、経営管理委員会・理事会の議決事項にかかる原案等を検討する。
- (3) 役職員の職務の執行を効率的に行うため、組織体制の整備を行い、機構・職制・業務分掌等を明確に定める。

5 内部監査体制

- (1) 当会の適正な業務運営の執行に資するため、業務執行部門から独立した内部監査部門として監査室を設置し、業務運営全般にわたる内部監査が実効的に行われることを確保するための態勢を整備する。
- (2) 内部監査は、当会の全業務を対象とし、理事会が承認する内部監査計画に基づき実施する。
- (3) 監査室長は、内部監査終了後、内部監査結果を理事長および監事に報告するとともに、年2回定期的に経営管理委員会および理事会へ報告する。
- (4) 監査室長は、監事および会計監査人と定期的および必要に応じて意見・情報交換を行い、連携を強化する。

6 監事の職務を補助すべき職員に関する事項および当該職員の理事からの独立性に関する事項

- (1) 監事の職務執行を補助するため、監事は監査室を監査の補助に当たらせることができる。
- (2) 監事の職務を補助する職員は、当該監査業務に従事している期間中は理事の指揮命令を離れ、監事の指揮命令に従うこととする。
- (3) 監査室には、監事会運営に関する事務および監事の指示する事項にかかる業務に従事するため、原則として2名以上の職員を配置する。

7 役員および職員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制

- (1) 経営管理委員・理事は、当会に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、ただちに当該事実を監事会に報告する。
- (2) コンプライアンス所管部は、コンプライアンスの観点から重要な事実を把握した場合またはコンプライアンス態勢全般に関して重要な事項がある場合には、監事にその旨を報告する。
- (3) 監査室は、内部監査結果を監事に報告し、定期的に意見交換を行う。
- (4) 主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類は、監事の閲覧に供する。

8 監事に報告したものが当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

適正な目的により監事へ報告を行った当会の役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保することとし、その旨を周知徹底する。

9 監事の職務執行について生ずる費用にかかる方針

監事とその職務執行について生ずる費用等は、監事の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用をすべて負担するものとする。

10 その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監事監査の重要性・有用性を十分認識し、次のとおり、監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備する。

- (1) 監事は、経営管理委員会および理事会に出席するほか、重要な会議に出席して、意見を述べるができるものとする。
- (2) 代表理事は、監事と定期的に意見交換を行う。
- (3) 経営管理委員・理事および職員は、監事からの調査またはヒアリング依頼に対して協力する。
- (4) その他、経営管理委員・理事および職員は、監事監査規程に定めのある事項を尊重する。

内部統制基本方針の運用状況

当会は、法令遵守、リスク管理、内部監査の各管理体制について、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会等の会議体において体制ご

とに進捗管理を行い、適切な内部統制の構築・運用に努めており、令和2年度の運用状況は以下のとおりです。

1 役職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

法令等遵守体制については、役職員の行動規範、倫理憲章を定めるとともに、コンプライアンスプログラムを策定し、役職員の研修等を行いコンプライアンス体制の強化に取り組んでいます。

また、反社会的勢力との関係遮断については、県内JA、顧問弁護士、警察等との連絡会議により情報共有等の取り組みを実施しています。

2 役員の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

当会は、重要な会議体については議事録の作成保管に対する体制を整備するとともに、文書取扱規程をはじめとする諸規程を制定のうえ役職員に対して周知情報の管理を堅確なものとしています。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当会は、リスクマネジメント基本方針を定め、業務執行から生ずる様々なリスクを把握し、リスク管理委員会、理事会、経営管理委員会で定期的に協議・検討を行い、リスク認識と統合的リスク管理に努めています。

また、災害等が発生した場合でも利用者に基本的サービスを継続的に提供できるようJAバンク業務継続要領を定めています。

4 役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

中期経営計画および事業計画の進捗状況を予算委員会、理事会において定期的に検討・協議し実効性を図っています。

また、役員・部課長による合同会議を月1回程度の頻度で開催し、重要案件の報告等を行い理事の迅速な経営判断ができるような協議の場としています。

5 内部監査体制

内部監査規程を定め、当会の経営諸活動の全般にわたる管理、運営の制度および業務の遂行状況を内部統制の適切性の観点から検討・評価しており、その結果については理事長および監事に報告しています。

6 監事の職務を補助すべき職員に関する事項および当該職員の理事からの独立性に関する事項

監事の職務を補助するため、業務執行部門から独立した機構として監査室を設置し、監事補助の従事に当たっては独立性を確保しています。

7 役員および職員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制

理事会や理事会から付託されて協議等を行う会議体において、監事が出席し報告を受ける体制を整えております。

また主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類は、監事の閲覧に供しています。

8 監事に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

監事監査規程に、監事に報告したことを理由として不利な取り扱いを受けないことの確保を明記しており、役職員に周知しています。

9 監事の職務執行について生ずる費用にかかる方針

監事の職務執行について生ずる費用についてはあらかじめ予算計上しており、監事の職務執行に必要でない認められた場合を除き、その費用のすべてを支払うこととしています。

10 その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

理事と監事は、業務の運営や課題等について定期的に意見交換を行っており、内部監査部署には監事との連携を指示し、監事監査が実効的に行われるための体制を整備のうえ運営しています。

リスクマネジメント

昨今の経済・金融のグローバル化、情報技術の革新、新たな金融手法の登場などにより、金融機関が抱えるリスクは、一層、多様化、複雑化してきております。

このような状況で、経営の安定性を維持し、将来にわたって健全経営を維持していくためには、有効な内部管理体制を確立し、経営に内包する諸リスクを適切に把握していくことが不可欠となっております。

当会では、「リスクマネジメント基本方針」において、管理すべきリスクを明確化するとともに、経営戦略の決定機関、その執行部署、モニタリング部署を明確に分離・独立させ、牽制を図っております。

さらに、リスクマネジメントから独立した監査部署の内部監査により、リスクマネジメント態勢の有効性を検証しております。

また、基本方針の考え方に則り、リスク特性に応じたリスク管理規程を制定し、管理を行っております。

統合的リスク管理体制

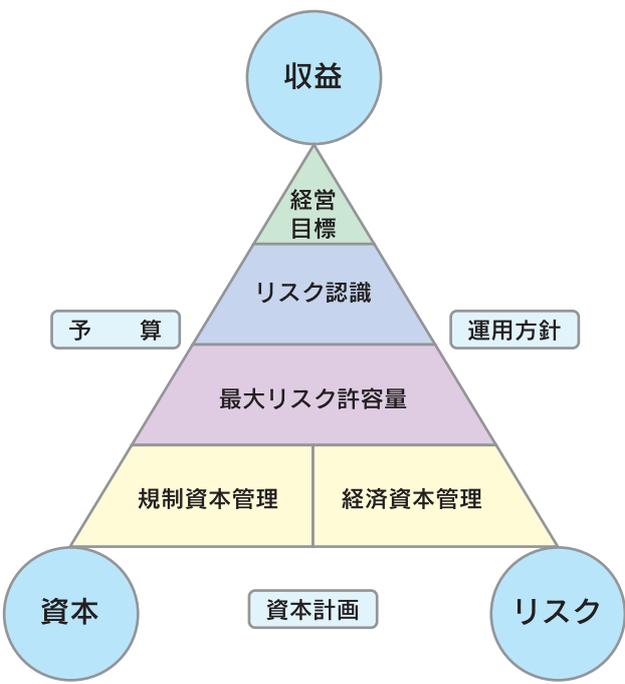
当会では、規制上の自己資本の管理にとどまることなく、自己資本比率の算定に含まれない金利リスクや与信集中リスク等も含めて管理を行っております。

また、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスクを総体的に捉え、当会の経営体力と対比することによって、自己管理型のリスク管理に取り組んでおります。

さらに、リスク管理を進めるうえでは、個別にリス

クを管理するとともに、それらを統合的にマネジメントする複線的な対応が不可欠との認識から、「規制資本管理」に加え、「経済資本管理」に取り組むことで、リスク・収益・資本のバランスの最適化を図り、経営の健全性と収益力の向上に努めています。

今後とも皆さまの信頼に応えるために、リスクマネジメントの高度化を経営の重要課題として捉え、更なる充実を図ってまいります。



リスク認識
当会が経営目標を達成するために、必要なリスクの種類、規模及び制御する水準について認識します。

最大リスク許容量の設定
当会では、市場リスク・信用リスク・オペレーショナル・リスク等、重要なリスクの範囲とリスクの評価方法を定めるとともに、とりうる最大リスク許容量を設定しています。

リスク量と最大リスク許容量の整合性確認
定量的に認識されるリスク量が最大リスク許容量を超過していないか、超過するおそれがないかを確認することにより、経営の健全性を維持していきます。

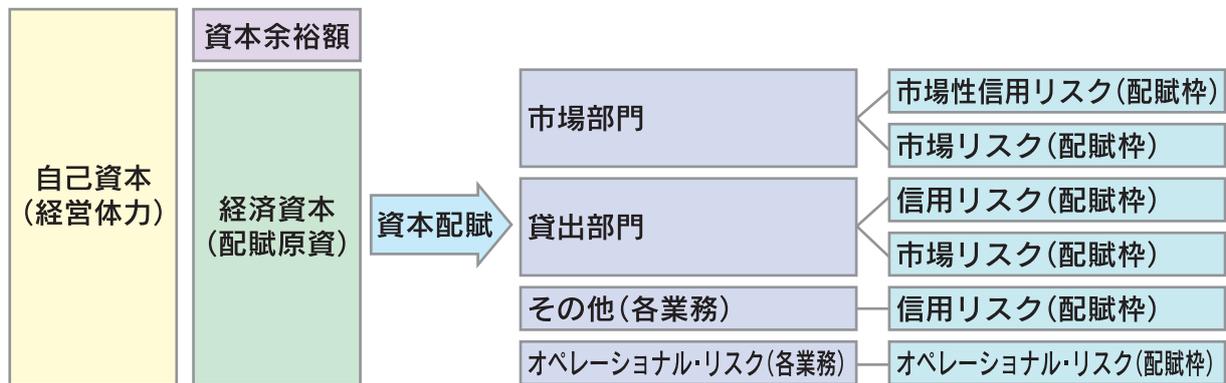
規制資本管理

経営の健全性を確保するため、法令で定められた要件に基づく規制資本管理を実施しています。
規制資本管理にあたっては、法令の要件に従い、信用リスクセツ額、オペレーショナル・リスク相当額、自己資本額を適正に算定し、適正な水準の規制上の自己資本比率を確保し、経営の健全性を確保することに努めています。

経済資本管理

リスクテイクを自己資本をベースとする経営体力に見合う範囲で行うことによって経営の健全性を確保し、同時にリスク・リターン特性を踏まえた資産運用を行うことにより、収益性・効率性の向上を目指す経済資本管理を実施しています。
経済資本管理にあたっては、自己資本総額のうち経営の健全性を維持するための資本余裕額を確保したうえで、市場部門に対して市場リスク枠及び市場性信用リスク枠を、貸出部門に対して市場リスク枠及び信用リスク枠を配賦し管理を行っています。
また、リスクテイクが配賦枠内で行われているか等、経済資本管理の運営状況について月次ベースでモニタリングを実施し、経営層へ報告を行うとともに、四半期毎に経営管理委員会・理事会及び監事へ報告を行い、必要に応じて適切な対応等を講じることにより、経済資本管理の実効性向上に努めています。

【経済資本管理体系図】



市場リスク

金利、有価証券の価格等、市場のリスク要素の変動により保有する資産・負債の価値が変動し、当会が損失を被るリスク。

リスクとリターンの関係は、一般的に低リスクなものは収益性が低く、高リスクなものは収益性が高いという、「リスク・リターン特性」があります。

信用リスク

信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、当会が損失を被るリスク。

当会は、主体的に市場リスクを取るとともに、効率的な市場リスクポートフォリオを構築し、安定的な収益の確保を目指しています。
リスクを取るにあたっては、市場ポートフォリオのリスク量、各資産の相関等を踏まえ、市場ポートフォリオ全体のリスクバランスに配慮した分散投資を基本とし、財務の状況、市場環境等に応じて、資産配分を行っております。

オペレーショナル・リスク

当会の経営に多大な影響を及ぼす可能性のあるリスクとして、システムリスクや事務リスク等も管理しております。
システムリスクにつきましては、「災害時等の緊急時対応計画(コンティンジェンシープラン)」に基づき、また、事務リスクにつきましては、事務手続の整備や内部チェック体制の強化を図るなど、リスク特性に応じた管理体制の充実・強化に努めています。

当会は、主体的に信用リスクを取るとともに、効率的な信用リスクポートフォリオを構築し、安定的な収益の確保を目指しています。
与信審査につきましては、審査能力の強化を進めており、融資部門での一次審査と審査部門による二次審査を実施し、総合的に資金の安全性・効率性・妥当性を審査しています。
また、債権管理にあたっては財務分析などにより、融資先の状況等を適切に把握することにより、不良債権の発生防止に努めています。
さらに、個別貸出先の信用リスクのみならず、貸出ポートフォリオ全体として、大口・業種別等の与信限度管理を行っております。

ALM管理体制

金融機関の業務は多岐にわたり、それと同時にリスクも多様化・複雑化しています。こうした中で、各取引のリスクをコントロールするだけでなく、資産・負債を総合的に管理するALMの重要性がますます高まっております。

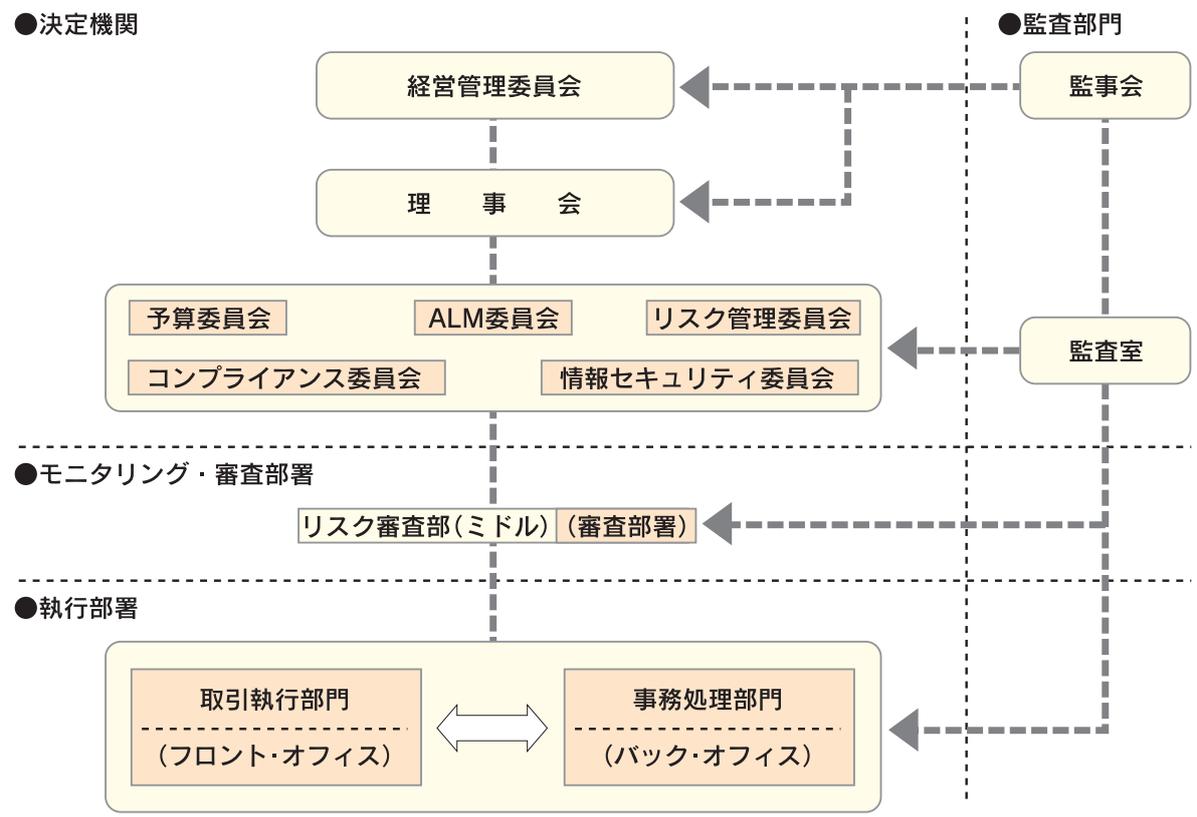
当会では、「ALM委員会」を定期的開催し、今後の景気動向や市場金利予測に基づく資金調達・運用方針を協議しています。

また、金利予測に基づく収益シミュレーション

や調達・運用資金の契約期間のギャップ分析等によりリスクの把握に努めるほか、必要に応じ金利スワップ・オプション等のデリバティブを活用し、市場金利変動に伴うリスクの軽減を図るなど、財務の健全性維持と収益力の強化・安定化に努めています。

今後もリスク・収益・資本のバランスの最適化を図るため、分析手法の高度化に取り組み、一層の充実を図っていきます。

【リスクマネジメント体制図】



コンプライアンスにかかる基本方針

当会は、系統信用事業の都道府県段階の連合会組織であり、農業者および地域の企業・住民のための協同組織金融機関として、①農業の健全な発展、②豊かな国民生活の実現、③地域社会の発展に貢献することを基本的な役割・使命としています。

当会が、経営を取り巻く様々な環境変化の中にあってもこうした基本的役割・使命を全うし、

これまで以上に揺るぎない地域社会からの信頼を確立していくため、ここに、①基本的使命と社会的責任、②質の高いサービスの提供、③法令等の厳格な遵守、④反社会的勢力の排除、テロ等の脅威への対応、⑤透明性の高い組織風土の構築、⑥持続可能な社会への貢献の6項目からなる基本方針を定めます。

コンプライアンスにかかる基本方針

I 基本的使命と社会的責任

当会は、農業専門かつ協同組織の地域金融機関として、農業の健全な発展や地域経済・社会の繁栄への貢献を使命とするとともに、「JAバンクシステム」における都道府県域の指導機関として、県内信用秩序の維持に責任を負っています。

こうした基本的使命と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じてそれらを果たしていくことで、社会からの一層のゆるぎない信頼を確立します。

II 質の高いサービスの提供

お客さま本位のサービス提供により、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や業務運営に脅威を与えるサイバー攻撃、自然災害等に備えたセキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保により質の高いサービスの提供を行い、経済社会の発展に貢献します。

III 法令等の厳格な遵守

関連する法令等を厳格に遵守するとともに、社会からの要請に適應し、誠実かつ公正な業務運営を遂行します。

IV 反社会的勢力の排除、テロ等の脅威への対応

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応し、関係遮断を徹底します。また、国際社会がテロ等の脅威に直面しているなか、マネー・ローンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努めます。

V 透明性の高い組織風土の構築

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図り、良好な関係維持に努めつつ、職員の個性を尊重し、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保するなど、透明性の高い組織風土を構築します。

VI 持続可能な社会への貢献

社会の一員として、地域社会等と連携し、すべての人々の人権を尊重しつつ環境問題等の社会的課題への対応に努め、持続可能な社会の実現に貢献します。

利用者保護等管理方針

近年、預貯金などの金融取引は、日常生活において、重要性が高まっているとともに、情報技術の急速な高度化等により多種多様な金融商品が身近になっています。

このような中、当会では「利用者保護等管理方針」を定め、利用者の正当な利益の保護と利便性の確保・向上に取り組んでいます。

また、金融商品をお客さまへ販売する際に、当会が行う説明の適切性を確保し取引を円滑に行うために、「金融商品の勧誘方針」を定め、お客さまの立場に立った勧誘に努めるとともに、より一層の信頼をいただけるよう努めてまいります。

利用者保護等管理方針

1. 利用者に対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）および情報提供を適切にかつ十分に行う。
2. 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応する。
3. 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じる。
4. 当会が行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努める。
5. 当会との取引に伴い、当会の利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努める。

金融商品の勧誘方針

当会は、貯金・国債その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、お客様に対して適正な勧誘を行います。

1. お客様の商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. お客様に対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、お客様のご都合に合わせて行うよう努めます。
5. お客様に対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関するお客様からのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

利益相反管理方針

当会は、お客様の利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法および関係するガイドラインに基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針（以下、「本

方針」といいます。）を次のとおり定めるものとします。

なお、「利益相反管理方針の概要」については、次のとおりホームページ等に掲載し、公表しております。

利益相反管理方針の概要

1. 対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当会の行う信用事業関連業務または金融商品関連業務にかかるお客様との取引であって、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

2. 利益相反のおそれのある取引の類型

「利益相反のおそれのある取引」の類型は、以下のとおりです。

- (1) お客様と当会との間の利益が相反する類型
- (2) 当会の「お客様と他のお客様」との間の利益が相反する類型

3. 利益相反の管理の方法

当会は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客様の保護を適正に確保いたします。

- (1) 対象取引を行う部門と当該お客様との取引を行う部門を分離する方法
- (2) 対象取引または当該お客様との取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
- (3) 対象取引に伴い、当該お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客様に適切に開示する方法（ただし、当会が負う守秘義務に違反しない場合に限りです。）
- (4) その他対象取引を適切に管理するための方法

4. 利益相反管理体制

- (1) 当会は、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当会全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当会の役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。
- (2) 利益相反管理統括部署は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

5. 利益相反管理体制の検証等

当会は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

金融ADR制度への対応

近年、金融機関・金融グループにおいて、金融商品・サービスの多様化・複雑化が急速に進む中、各種サービスの販売・勧誘等を巡るお客さまとの様々なトラブルが増加傾向にあります。

このような状況下、トラブル等を未然に防ぐのはもちろんですが、発生したトラブル等に対する事後的な対応の重要性が高まり、22年10月に金融ADR制度が創設され、金融商品取引業者の対応が義務付けられました。

金融ADR制度とは、「金融分野における裁判外

紛争解決制度(Alternative Dispute Resolution)」のことで、左記のようなトラブルに対し、裁判を起さず、第三者に仲立ちしてもらいながら当事者同士が話し合いで和解の道を探り解決を目指す制度であり、一般的に裁判による解決に比べ、短期間かつ少ない費用での解決が見込めます。

当会では、金融ADR制度への対応として、以下のとおり、「相談・苦情等処理措置」および「紛争解決措置」を講じるなど、トラブルの未然防止と誠実な問題解決に努めております。

1. 相談・苦情等処理措置の内容

当会では、相談・苦情等処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、(一社)

JAバンク相談所と連携し、迅速かつ適切な対応に努め、相談・苦情等の解決を図ります。

当会の相談・苦情等受付窓口

電話：0952-25-5186
受付時間：午前9時～午後5時
(金融機関の休業日を除く)

(一社)JAバンク相談所

電話：03-6837-1359
受付時間：午前9時～午後5時
(金融機関の休業日を除く)

お客さまからの信用事業にかかるお申し出に対する対応については、以下のとおりです。

当会の内部規則(利用者サポート等対応要領)の概要

1. お客さまからの信用事業にかかるご相談・苦情等については、当会で受け付け、原則として当該ご相談・苦情等にかかる業務を担当する相談・苦情等対応担当者が対応します。
ただし、ご相談・苦情等の内容や状況に応じて、窓口担当者が対応することがあります。
2. 当会は、ご相談・苦情等のお申し出があった場合、これを誠実に受け付け、当該ご相談・苦情等にかかる事情・事実関係等を調査するとともに、必要に応じて関係部との連携を図り、ご相談・苦情等の迅速な解決に努めます。
3. ご相談・苦情等の受付・対応にあたっては、迅速かつ適切に対応するとともに、お客さまからお申し出の内容・事情等を充分お聞きする等により、可能な限りお客さまのご理解とご納得をいただいて解決することを目指します。
4. ご相談・苦情等の内容やお客さまのご要望等に応じ、お客さまに適切な外部機関(金融ADR制度において当会が紛争解決措置として利用している弁護士会仲裁センター等を含む。)をご紹介するとともに、その標準的な手続の概要等の情報をご提供いたします。
5. 外部機関において苦情等対応に関する手続が係属している間にあっても、必要に応じ、一般的な資料のご提供やご説明等をお客さまに対して行います。

2. 紛争解決措置の内容

当会では、紛争解決措置として、以下の外部機関を利用しています。

東京弁護士会紛争解決センター	電話：03-3581-0031
第一東京弁護士会仲裁センター	電話：03-3595-8588
第二東京弁護士会仲裁センター	電話：03-3581-2249
福岡県弁護士会紛争解決センター	電話：092-741-3208 (天神)
	電話：093-561-0360 (北九州)
	電話：0942-30-0144 (久留米)
鹿児島県弁護士会紛争解決センター …	(一社)JAバンク相談所を通じての利用 (03-6837-1359)

※東京以外の地域から東京弁護士会紛争解決センター・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会仲裁センターに申立てを行う場合、申立者の居住地の近隣弁護士会で手続を進める「現地調停・移管調停」が利用できます。
・現地調停…事件の移管を行わずに、東京以外の弁護士会のあつせん人と東京の各弁護士会のあつせん人とが共同で、各地の弁護士会の所在地と東京とを結ぶテレビ会議システム等を利用して金融ADRを行う方法。
・移管調停…東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管し、移管後は移管先の弁護士会の仲裁センター等の手続として金融ADRを実施する方法。

個人情報保護方針

当会は、預け金や有価証券といった目に見える資産だけでなく、個人情報のように目に見えない財産についても厳格に管理することが、当会事業の基本であり、社会的責務と認識しております。

当会では、お客さまの個人情報を業務上必要な範囲において、適正かつ適法な手段により取得するとともに、取得いたしましたお客さまの個人情報につきましては、利用目的をできるかぎり特定し、あらかじめご本人の同意を得た場合及び法令により例外と認められる場合を除き、利用目的の範囲内で個人情報を取扱いいたします。

また、当会は、「個人情報の保護に関する法律」

をはじめとする関係法令等に基づいて、個人情報保護に関する業務を統括する個人情報保護管理者や、情報セキュリティ委員会を設置し、個人情報保護態勢の確立に取り組むとともに、個人データの適正な管理を行うため、個人データ取扱台帳の整備や定期的な教育・研修等を実施しております。

さらに、個人情報に係る苦情等の申出に対し、迅速かつ適切な対応を行うため、苦情等対応窓口を設置しております。

なお、「個人情報保護方針」並びに「個人情報保護法に基づく公表事項等」に関するご案内をホームページ等に掲載し、公表しております。

個人情報保護方針(プライバシーポリシー)

1. 関係法令等の遵守

当会は、利用者の個人情報等を適正に取り扱うために、「個人情報の保護に関する法律」(以下「個人情報保護法」といいます。)および「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」といいます。)をはじめとする関係法令・ガイドライン等に加え、本保護方針に定めた事項および当会の諸規程を誠実に遵守します。

2. 利用目的

当会は、利用者の個人情報等の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえで、ご本人の個人情報等を取得するに当たっては、その利用目的を通知、公表または明示するとともに、その利用目的の達成に必要な範囲内において、これを取り扱います。

なお、番号法における個人情報等の利用等、特定の個人情報等の利用目的が法令等に基づき別途限定されている場合には、当該利用目的以外での取扱いはいたしません。

当会の個人情報等の利用目的は、当会の窓口に掲示するとともに、ホームページ等に掲載しております。

3. 適正な取得

当会は、個人情報等を取得する際には、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当会は、取り扱う個人情報等を利用目的の範囲内で正確かつ最新の内容に保つよう努めるとともに、漏えい等を防止するため、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じ、従業者および委託先(再委託先等も含みます。)を適正に監督します。

5. 第三者への提供

当会は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者に提供しません。

なお、個人番号等につきましては、番号法に限定的に明記された場合を除き、第三者に提供いたしません。

6. 機微(センシティブ)情報の取扱い

当会は、ご本人の機微(センシティブ)情報(金融分野における個人情報保護に関するガイドラインで定める情報をいいます。)につきましては、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合などの同ガイドラインに掲げる場合を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

7. 匿名加工情報の取扱い

当会は、匿名加工情報(個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたものをいいます。)の取扱いにつきましては、関係法令・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

8. 開示・訂正等、利用停止等

当会は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等および利用停止等のお申し出につきましては、迅速かつ適切に応じます。

9. 継続的な改善

当会は、取り扱う個人情報等の保護のための取組みを継続的に見直し、その改善に努めます。

10. 苦情・ご意見・ご要望のお申し出

当会の個人情報等の取扱いに関する苦情・ご意見・ご要望につきましては、誠実かつ迅速に対応します。

当会の個人情報等の取扱いに関する苦情・ご意見・ご要望につきましては、次の窓口までお申し出ください。

〒840-0803 佐賀県佐賀市栄町3番32号
佐賀県信用農業協同組合連合会 リスク審査部
TEL 0952-25-5186

反社会的勢力等との取引|排除

当会は、反社会的勢力等との取引排除を法令遵守に関わる重大な問題として捉えており、以下の方針に基づき反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むこととしております。

また、マネー・ローンダリング等組織犯罪等の防止に取り組み、お客様に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

JAグループ佐賀として佐賀県警との間で「犯罪の起きにくい社会づくりに関する覚書」を締結するとともに、JAバンク佐賀としては、「反社会的勢力・防犯対策連絡協議会」を立ち上げ、各警察署等と連携した反社会的勢力の排除や振り込め詐欺対策の取組強化に努めています。

※「反社会的勢力等」とは、「政府指針」に記載される集団または個人の他、マネー・ローンダリング等の組織犯罪等を行う反社会性を有する集団または個人を指します。

マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

佐賀県信用農業協同組合連合会（以下、「当会」といいます。）は事業を行うにあたり、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組みます。

あわせて、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（以下、「政府指針」という。）等を遵守し、反社会的勢力に対して断固とした姿勢で臨みます。

また、顧客に犯罪組織等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。（運営等）

当会は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当会の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

（マネー・ローンダリング等の防止）

当会は実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

（反社会的勢力等との決別）

当会は、取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

（組織的な対応）

当会は、反社会的勢力に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

（外部専門機関との連携）

当会は、警察、公益財団法人佐賀県暴力追放運動推進センター、弁護士など、反社会的勢力を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力と対決します。

財務報告に係る信頼性の確保

当会は財務報告の信頼性を確保するため、平成21年度から「財務報告に係る基本方針と実施要領」を制定のうえ、年度毎に定めた内部

統制評価スケジュールに基づき、各部署の内部統制文書および業務プロセスの評価を実施しています。

財務諸表の正確性および内部監査の有効性の確保

金融機関の業務の健全性及び適切性の確保が求められる中で、当会では、財務諸表に記載された事項が適正であること及び当該財務諸

表作成に係る内部監査が有効であることを確認し、情報の適切な開示を行い、信頼性の向上に努めております。

不良債権の状況

当会では、厳格な自己査定の実施や、適正な償却・引当を行うことにより、資産の健全性を維持しています。

自己査定

自己査定は、まず、債務者の財務状況に基づき、**正常先・要注意先・破綻懸念先・実質破綻先・破綻先**の5つに債務者を区分しています。

次に債務者区分に従い、各債務者に対する個別与信についてその回収可能性により、**I分類からIV分類**までの4つの資産に分類しています。

また、自己査定にあたっては、一次査定部門とは独立した審査部門において検証することによって、より厳格な査定を実施しています。

債務者区分

正常先	業況が良好であり財務内容に特段の問題がないと認められる債務者
要注意先	今後の管理に注意を要する債務者
破綻懸念先	今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者
実質破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの実質的に経営破綻に陥っている債務者
破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実は発生している債務者

償却・引当

償却・引当は、自己査定結果に基づく債務者区分に応じて行っています。

一般貸倒引当金は、自己査定において正常先・要注意先に区分された債務者に対する債権額に、貸倒実績率に基づき算定した額を引き当てています。

個別貸倒引当金は、自己査定において破綻懸念先に区分された債務者に対する債権額については、III分類額のうち必要な額を、実質破綻先・破綻先に区分された債務者に対する債権額については、III分類及びIV分類の全額をそれぞれ引き当てています。

資産分類

I分類	回収の危険性について問題のない資産
II分類	回収について通常の度合を超える危険性のある資産
III分類	最終の回収について重大な懸念があり、損失発生の可能性が高いが、その損失額を合理的に推計することが困難な資産
IV分類	回収不可能又は無価値と判定される資産

リスク管理債権

通常よりも注意を払って管理する必要のある貸出金であり、**破綻先債権・延滞債権・3カ月以上延滞債権・貸出条件緩和債権**を開示したものです。

破綻先債権はなく、延滞債権が84百万円、3カ月以上延滞債権、貸出条件緩和債権もなく、合計で84百万円となっています。

これらのリスク管理債権については、担保又は個別貸倒引当金への繰入により保全措置を講じており、資産内容の健全化に努めています。

なお、令和2年度末の貸出金に占めるリスク管理債権の割合は、前期を0.01ポイント下回る0.05%となっています。

リスク管理債権区分

- 1 破綻先債権** 元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。下記2において「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じているもの。
- 2 延滞債権** 未収利息不計上貸出金であって、上記1に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものを除くもの。
- 3 3カ月以上延滞債権** 元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金(上記1及び2に掲げるものを除く。)
- 4 貸出条件緩和債権** 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(上記1から3に掲げるものを除く。)

金融再生法開示債権

「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、**破綻更生債権及びこれらに準ずる債権・危険債権・要管理債権**を開示したものです。

破綻更生債権及びこれらに準ずる債権は、2百

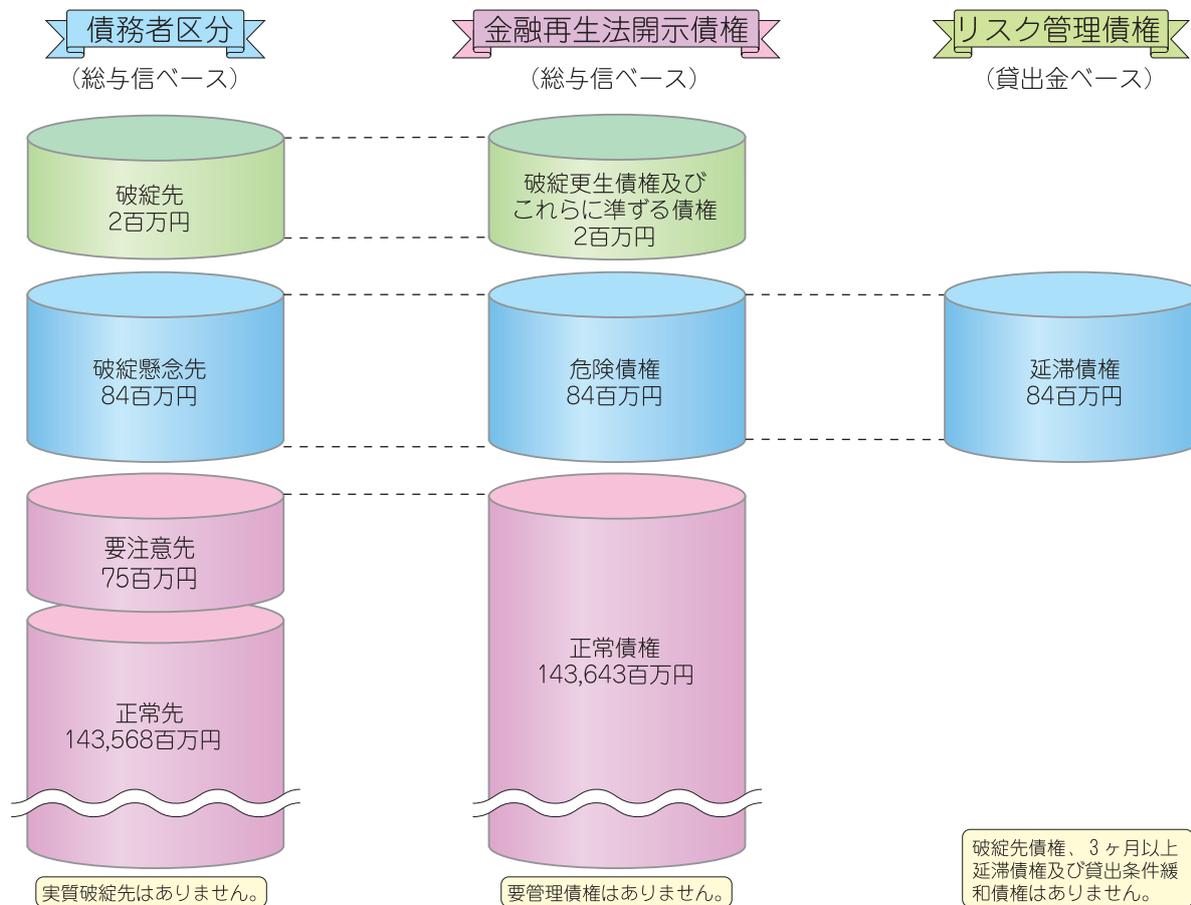
万円、危険債権は84百万円、要管理債権はなく、合計で86百万円となっています。

なお、令和2年度末の総与信に占める金融再生法開示債権の割合は、前期を0.01ポイント下回る0.06%となっています。

金融再生法開示債権区分

- | | |
|---------------------|--|
| 1 破綻更生債権及びこれらに準ずる債権 | 破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権。 |
| 2 危険債権 | 債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権。 |
| 3 要管理債権 | 3ヵ月以上延滞債権で上記1及び2に該当しないもの及び貸出条件緩和債権。 |
| 4 正常債権 | 債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3に掲げる債権以外のものに区分される債権。 |

【債務者区分及び金融再生法開示債権、リスク管理債権の状況】 (令和3年3月末現在)



繰延税金資産

繰延税金資産とは、法人税の支払いが財務会計上前払いと認められる場合に、貸借対照表上に資産として計上されるもので、財務会計と税務会計の差異を調整する税効果会計に基づくものです。

当会では、繰延税金資産の回収可能性を厳しく検証したうえで計上額を判断しています。その結果、令和3年3月末における繰延税金資産への計上額は280百万円、自己資本に対する割合は、0.51%となっています。

5 地域貢献に関する状況

当会の特性

当会は、佐賀県を事業区域として、地元のJA等が会員となっており、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営している相互扶助型の農業専門金融機関であるとともに、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

農家組合員の皆さまの経済的・社会的地位の向上を目指し、JAとの強い絆とネットワークを形成

することにより、JA信用事業機能強化の支援を行うとともに、地域社会の一員として地域経済の持続的発展に努めています。

当会の会員数

	令和元年度	令和2年度
正 会 員	7 会員	7 会員
准 会 員	24 会員	22 会員
合 計	31 会員	29 会員

農業専門金融機関としての取組み

当会は、農業専門金融機関としての本来的役割である県内農業の発展・振興と、農家組合員・集落営農組織・農業法人(以下、担い手)などへのサポートを第一義とし、県内JAや行政・農業関係機関との連携を強化して、担い手に対し各種農

業資金・ファンドの提案・相談等に取り組んでいます。

また、公益社団法人 佐賀県農業法人協会・佐賀県稲作経営者会議の賛助会員へ加入しており、各活動の支援や研修会等への参加による情報収集を行い、各会員との関係強化に努めています。

農業金融センターを主とした体制整備

当会では、農業メインバンク機能強化に向け、JA・信連・農林中央金庫が一体となり、農家組合員・集落営農組織・農業法人などへの訪問を通じ、金融対応力の強化を図っております。

組合員などからの資金相談ニーズに対応できる体制を整備するとともに、担い手金融リーダーの農業融資等に関する知識の習得・スキルアップを目指した「農業金融プランナー」の養成を進めるなど、なお一層の体制強化に努めております。

県内JA及び当会に担い手金融リーダー(65名:令和3年4月1日現在)を設置しており、農家

農業者の所得増大・農業生産の拡大等に向けた支援

JA自己改革として、「農業者の所得増大」・「農業生産の拡大」・「地域の活性化」を基本目標に掲げ、その実現に向け、営農・経済職員と担い手金融リーダーが連携し「農業者応援事業」・「新規就農支援事業」・「JAバンク利子補給事業」等の事業提案を強化しております。

測を行い、業務改善等に取り組んでおります。

平成28年度からは、当会の独自支援策として、農業資金借入時に生じる保証機関に対する保証料の全額助成を実施しております。

また、担い手等に対し「CS(農業者満足度)調査」を実施し、JAに対する要望や満足度の計

保証料助成事業

(単位:件、千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
件 数	1,035	1,049	981
助 成 金 額	99,651	104,400	51,640

農業者の経営支援に関する実績

◇新規開拓支援

農林水産業と企業が相互に発展できる関係を目指し、JA・JF・生産者と加工流通業者とのビジネスマッチングの一環として、JAグループ・JFグループ九州商談会の開催や農林中央金

庫の取引先と県内JAとのビジネスマッチングを行っていましたが、令和2年度についてはECサイトやクラウドファンディングの紹介など、新たな販路拡大を支援しております。

◇成長段階支援

県内農業法人の事業(規模)拡大や財務基盤安定に向けた取組みの一環として、訪問活動を通じ、アグリシードファンドの提案を行っています。

本県では、これまでに農業法人に対し、アグリビ

ジネス投資育成(株)より4件の出資が行われております。引き続き、県内農業法人へのアグリシードファンド等の提案を強化し、事業拡大や財務基盤強化に向けた支援を実施していくこととしています。

◇経営改善支援

経営改善を必要とする農業者に対しては、行政(県・市町)およびJAの営農指導・経済部門・金融部門と連携して、経営改善計画の策定支援、

制度資金等による金融支援や経営診断等を行いながら経営支援の強化に取り組むとともに条件変更(緩和)にも積極的に対応しております。

農業融資商品の提供

当会および県内JAでは、JA独自の農業資金を提供するとともに、農業近代化資金及び日本政策金融公庫資金の制度資金の取扱いを通じて農業者の農業経営と生活をサポートしています。

資金名	融資(原資)機関	主な資金用途
農業近代化資金	JA	○農地の造成・改良 ○農機具・農舎等の取得 ○素畜・果樹の導入 ○長期運転資金 など
アグリマイティーマネジメント資金	JA	○農地の取得・造成・改良 ○農機具・農舎等の取得 ○素畜・果樹の導入 ○長期運転資金 など
アグリステップアップ資金	JA	○農業生産および農産物の加工・流通・販売等に必要の設備資金・運転資金 ○農地の取得、造成、改良 など
JA 農機 ハウスローン	JA	○農機具の購入(中古農機を含む)、点検・修理費等 ○パイプハウス等資材、建設費用 ○格納庫建設資金 ○発電・蓄電設備の取得資金 ○他金融機関の農機ローンの借換資金
営農ローン	JA	○肥料・農薬等の農業資材の購入 ○その他営農に必要な運転資金全般
農業経営改善促進資金(スーパーS)	JA	○肥料・農薬等の農業資材の購入 ○その他営農に必要な運転資金全般 ※認定農業者または六次産業化法認定者が対象
農業経営負担軽減支援資金	JA	○償還困難となった営農負債の借換え
担い手応援ローン	JA	【個人】農業生産に直結する運転資金 【法人】農業経営に必要な運転資金
アグリスーパー資金	JA	【個人】農業生産に直結する運転資金 【法人】農業経営に必要な運転資金
交付金等つなぎ資金	JA	○国等の行政による各種交付金等受領までのつなぎ資金
青年等就農資金	公庫	○農地の借地料・機械のリース料 ○家畜・果樹の導入 ○農業生産・加工設備資金 ※市町から青年等就農計画の認定を受けた個人・法人(認定新規就農者)
農業改良資金	公庫	○設備の改良、取得 ○技術の開発、研修費用 ○品種の改良、導入費用 など ※エコファーマー、六次産業化法認定者等が対象
農業経営基盤強化資金(スーパーL)	公庫	○農地の取得・造成・改良 ○農機具・農舎等の取得 ○素畜・果樹の導入 ○長期運転資金 など ※要認定農業者
農林漁業セーフティネット資金	公庫	○天災による被害からの運転資金 ○経営悪化による経営改善のための運転資金
経営体育成強化資金	公庫	○農地の取得・造成・改良 ○農機具・農舎等の取得 ○素畜・果樹の導入 ○長期運転資金 など
経営体育成強化資金(負債整理)	公庫	○営農負債の整理資金 ○制度資金の償還円滑化資金

利子助成事業による支援

JAバンクとして、日本の農業・農村に対して支援を行うため、農林中央金庫が主体となって「JAバンクアグリ・エコサポート基金」を設立し、JAが行う担い手向けなど一定の農業融資に対して利子補給事業を実施しております。

本県における令和2年12月末実績は、利子補給【3,342件:約92百万円】となっております。

また、平成18年度に創設した「アグリステップアップ資金」等に対して令和2年度は27百万円の利子助成を行っております。

金融円滑化への対応

当会は、農業者の協同組織金融機関として、健全な事業を営む中小企業（農業者等）をはじめとする地域のお客さまへ必要な資金を円滑に供給し、利便性の向上を図ることを最も重要な役割のひとつと位置づけております。

このような認識のもと、当会では中小企業等の経営支援に取り組んできており、また、金融円滑化法の期限が到来した後も、法律の有無等に拘らず、従前の主旨・目的を踏襲する方針・姿勢・考え方のもと、前述の役割発揮に努めることとしております。

金融円滑化にかかる基本の方針

1. 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
2. 当会は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
3. 当会は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
4. 当会は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
5. 当会は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、農業信用基金協会・信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
6. 金融円滑化管理に関する体制
当会は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、次のような必要な体制を整備いたしております。
(1) 理事長以下、常務、各部長、監査室長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
(2) 融資担当常務を「金融円滑化管理責任者」として、当会全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
(3) 融資部長を「金融円滑化管理担当者」として、当会における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
7. 当会は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

金融円滑化にかかる態勢整備の状況及び実績

当会では中小企業等の経営支援等を適切かつ円滑に実施するために、常勤役員並びに各部門の部門長からなる「コンプライアンス委員会」において、円滑化対応（実施計画策定、進捗管理、実施状況分析、苦情等の把握と対応評価等）を一元管理するとともに、与信担当部門長を管理担当者として位置づけ、方針や施策の徹底に努

めてきており、金融円滑化法の期限到来後についても、新たな方針のもと、法律の精神を違えることなく、従前の態勢で臨むこととしております。

なお、令和3年3月末における、当会の経営支援に向けた対応（貸付条件の変更等）実績は8先となっております。

経営者保証に関するガイドラインへの対応

当会は、農業者の協同組織金融機関として、健全な事業を営む中小企業（農業者等）をはじめとする地域のお客さまへ必要な資金を円滑に供給し、利便性の向上を図ることを最も重要な役割のひとつと位置づけております。このような認識のもと、従前より、ご融資の際にご提供いただく経営者保証については、ご契約時に保証に関する契約内容を十分説明の上、ご意思を慎

重に確認させていただく等、対応に努めて参りました。また、「経営者保証に関するガイドライン」に関しては、当ガイドラインの趣旨を当会の各種規程等に盛り込み、丁寧かつ適切な対応をしております。今後は、更なる態勢整備を強化することはもちろんのこと、中小企業等の経営支援に積極的に取り組み、当ガイドラインの考え方のもと、誠実に対応するよう努めて参ります。

経営者保証に関するガイドラインへの取組状況

当会は、個人保証契約（事業資金および賃貸住宅資金）を締結する場合はもちろんのこと、既に締結した保証契約の解除・見直し等の申し入れ、更には事業承継時等において、丁寧かつ具体的に説明を行い対応していくこととしております。

また、保証契約の締結が必要と判断した場合においても当ガイドラインの趣旨を踏まえ、保証人や主たる債務者の状況を総合的に勘案し、適切に保証契約を締結することとしております。

地域と共に歩む金融機関としての取組み

当会及び県内JAでは、地域に密着した金融機関として、地域の皆さまの多様なニーズにお応えするため、各種商品を取り扱っています。

令和2年度につきましては、懸賞付定期貯金「うまかばい!2020」等を提供し、1兆404億円の実績を残すことができました。

その他の貯金商品では、県内の提携先観光農園でお得に収穫体験ができる、**収穫体験定期積金「もぎたて」**をご用意し、また、JAに年金振込または振込予約いただいている方には、満55歳以上の世代を応援する**プラチナ世代応援定期貯金「煌(かがやき)」**をご用意するとともに、日ごろの取引への感謝を込めて「JA年金感謝デー」を実施しています。

また、ローンについては、住宅・教育・生活等、様々

な資金用途に応じた各種ローン商品を取り扱うとともに、県内JAにおいては、組合員や地域の皆さまの借入相談等に迅速・丁寧に対応するため、住宅ローンを中心とした「休日ローン相談会」を6会場で開催しています。

さらに、全JAにおいて新規に年金をお受け取りになる皆さま向けに年金専門の社会保険労務士を招いた「無料年金相談会」を37回開催し、お客さまの様々な疑問や不安を解消に努めました。

その他にも、当会では、地域を支える中小企業者と農林漁業者の連携による新たな事業化を促進するために、「さが農商工連携応援ファンド」に参加し、地元金融機関として地域経済の活性化及び農業・農村の6次産業化による新たなビジネスへの取組みを支援しています。

収穫体験定期積金「もぎたて」

JAバンク佐賀では、地元農業の応援と農畜産物の消費拡大等を目的に、佐賀県内10ヵ所にある提携観光農園でお得に収穫ができる、**収穫体験定期積金「もぎたて」**を取り扱っています。



プラチナ世代応援定期貯金「煌(かがやき)」

JAバンク佐賀では、満55歳以上で、JAに年金振込または振込予約をいただいた方を対象に、**金利上乘定期貯金「煌(かがやき)」**を取り扱っています。

なお、令和2年度末における累計の契約件数は9,641件、契約額は44,600百万円の実績となりました。

懸賞付定期貯金「うまかばい!2021」

JAバンク佐賀では、お客さまに感謝の気持ちを込めて、懸賞付定期貯金「うまかばい!2021」を取り扱っています。定期貯金を新規に50万円以上ご契約された方に抽選で佐賀牛などの「うま〜か賞品」が当たります。



JA年金感謝デー

JAバンク佐賀では、JAで年金を受け取られている方を対象に、日頃のJAバンクでのお取引に感謝し、偶数月の特定日にご来店いただいた方にもれなくプレゼントをお渡しする「JA年金感謝デー」を実施しています。



休日ローン相談会開催状況

(令和3年7月末現在)

JA名	会場	開催日時
JAさが	JA内3会場	会場により異なります
JA佐賀市中央	本店	毎週日曜日 午前10時～
JAからつ	唐津中央支所	毎週日曜日 午前9時～
JA伊万里	本所	第2日曜日 午前9時～

・詳しくはお近くのJAへお問い合わせください。

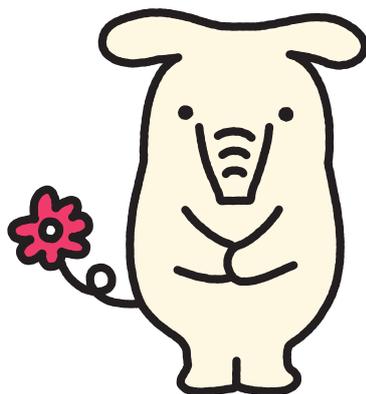


県内ローン専門スタッフ配置一覧

(令和3年7月末現在)

JA名	支所名等	所在地	電話番号
JAさが	本所地区ローン相談センター	佐賀市兵庫北1丁目20-34	0952-22-0310
	三神地区ローン相談センター	鳥栖市蔵上4丁目195	0942-84-0291
	杵藤地区ローン相談センター	武雄市武雄町大字富岡12456-1	0954-23-3195
JA佐賀市中央	本店	佐賀市駅前中央1丁目3-1	0952-23-8557
JAからつ	唐津中央支所	唐津市栄町2569-1	0955-73-6285
JA伊万里	本所	伊万里市立花町1290-1	0955-23-5556

・上表以外の店舗でもローンの相談・受付は行っています。
 ・詳しくはお近くのJAへお問い合わせください。



地域からの資金調達の状況

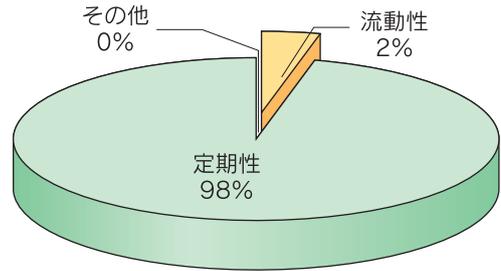
当会の資金は、その大半が県内JAにお預けいただいた組合員及び地域の皆さまの大切な財産である貯金を源泉としています。

貯金残高

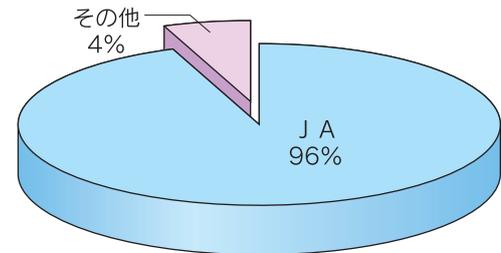
(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	増減
貯金	740,441	723,063	△ 17,377
うち流動性貯金	15,015	11,551	△ 3,463
定期性貯金	723,688	709,496	△ 14,192
その他の貯金	1,737	2,015	278
譲渡性貯金	—	—	—
うちJA	667,783	694,790	27,007
その他	72,658	28,272	△ 44,385

貯金種類別構成(令和2年度)



貯金受入先構成(令和2年度)



地域への資金供給の状況

当会では、地域の資金は地域に還元していくことを基本に、組合員や地域の皆さま、JA・農業に関連する企業・団体及び県内地場企業や地方公共団体などにも広くご利用いただいています。

農業専門金融機関として、地域のメインバンクとして地域振興への取り組みを積極的に支援し、地域経済の発展に貢献するために、各種資金需要に対応しています。

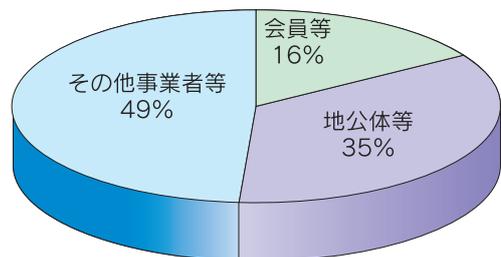
貸出金残高

貸出先別残高

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	増減
貸出金	128,042	142,902	14,860
うち会員等	18,736	23,093	4,356
地方公共団体等	55,672	50,064	△ 5,607
その他事業者等	53,633	69,745	16,111

貸出先比率(令和2年度)



業種別の貸出金残高

(単位：百万円、%)

	令和元年度	令和2年度	増減
農業	110(0.1)	103(0.1)	△ 6
林業	—(—)	—(—)	—
水産業	—(—)	—(—)	—
製造業	4,632(3.6)	13,885(9.7)	9,252
鉱業	—(—)	—(—)	—
建設業	50(0.0)	1,050(0.7)	1,000
電気・ガス・熱供給・水道業	2,005(1.6)	5,000(3.5)	2,995
運輸・通信業	2,736(2.1)	2,541(1.8)	△ 194
卸売・小売業・飲食業	6,194(4.8)	6,411(4.5)	216
金融・保険業	40,858(31.9)	44,026(30.8)	3,167
不動産業	7,325(5.7)	8,975(6.3)	1,649
サービス業	8,536(6.7)	10,838(7.6)	2,302
地方公共団体	55,584(43.4)	50,064(35.0)	△ 5,519
その他	7(0.0)	5(0.0)	△ 2
合計	128,042(100.0)	142,902(100.0)	14,860

(注) ()内は構成比です。

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

JAグループは、食と農を基軸として地域に根ざした協同組合として、助け合いの精神のもとに、持続可能な農業と豊かで暮らしやすい地域社会の実現を理念として掲げています。

当会では、この理念のもと、2017年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、組合員・利用者の

皆さまの安定的な資産形成に貢献するため、以下の取組方針を制定いたしました。

今後、本方針に基づく取組みの状況を定期的に公表するとともに、よりお客さま本位の業務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直してまいります。

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

1. お客さまへの最適な商品提供

(1) お客さまに提供する金融商品は、特定の投資運用会社に偏ることなく、社会情勢や手数料の水準等も踏まえたうえで、お客さまの多様なニーズにお応えできるものを選定します。

2. お客さま本位のご提案と情報提供

- (1) お客さまの金融知識・経験・財産、ニーズや目的に合わせて、お客様にふさわしい商品をご提案いたします。
- (2) お客さまの投資判断に資するよう、商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について分かりやすくご説明し、必要な情報を十分にご提供します。
- (3) お客さまにご負担いただく手数料について、お客さまの投資判断に資するよう、丁寧かつ分かりやすい説明に努めます。

3. 利益相反の適切な管理

(1) お客さまへの商品選定や情報提供にあたり、お客さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」に基づき適切に管理します。

4. お客さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

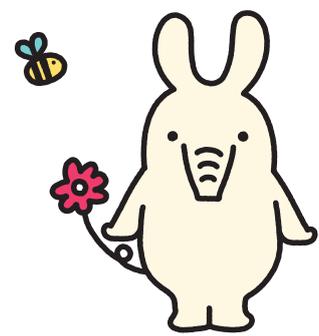
(1) 研修による指導や資格取得の推進を通じて高度な専門性を有し誠実・公正な業務を行うことができる人材を育成し、お客さま本位の業務運営を実現するための態勢を構築します。

新型コロナウイルス感染症対策緊急資金の取扱開始

JAグループ佐賀では、新型コロナウイルス感染症拡大による農業経営への対策として、直接的もしくは間接的な影響を受けられたすべての農業者に長期・短期の運転資金を融資する新たな緊急資金の取り扱いを開始いたしました。

融資額については、1百万円から事業費の範囲まで幅広く対応しており、貸付期間は5年以内、貸付金利0%、基金協会保証料0円で借入者の負担軽減に努めております。

なお、令和2年度の取扱実績については、実行件数202件、実行金額1,447百万円となっております。



文化的・社会的貢献の状況

当会では、金融機能の提供にとどまらず、地域に根ざす金融機関としての使命を果たすため、環境・文化・教育・スポーツといった面も幅広く視野に入れ、地域社会の活性化と、社会的な貢献活動に積極的に取り組んでいます。

スポーツ振興への取組み

「学童オリンピック」大会への協賛

JAグループ佐賀の一員として、「JA杯第36回佐賀新聞学童オリンピック」大会を通じて、県内スポーツ文化の発展・向上と、児童や青少年の健全な心と体の育成を願い、同大会に特別協賛を続けています。

全16競技において、栄光のJA杯をかけて熱戦を繰り広げる児童達が、将来は大きな舞台上で活躍されることを期待して、グループを挙げて声援を送っています。

今後もJAバンク佐賀では、スポーツを通じて、地域の皆さまとのふれあいを大切にし地域の発展に寄与していきます。



地域支援の取組み



ボランティア活動の取組み

令和2年度については、佐賀県全域で大雨災害が発生し、1級河川の氾濫によるハウスの浸水被害や山間部における土砂災害によるハウス倒壊被害がっており、当会職員も土砂撤去作業のボランティア活動等、様々な形で農業継続支援活動を行っております。

移動店舗車配備の取組み

JAバンク佐賀では、移動手段の限られる高齢者が徒歩でも訪れられ、また、有事には被災地への金融サービス提供手段として移動店舗車を導入しております。

JAバンクは移動店舗車を通じて、地域とのつながりを大切にしながら、お客様により一層の「便利」と「安心」をお届けしております。



環境保全への取組み

当会では自治体などで企画される清掃ボランティア活動や、各種イベント等に積極的に参加し、だれもが親しめる美しいふるさとづくり活動へ協力しています。

「ふるさと美化活動」への参加

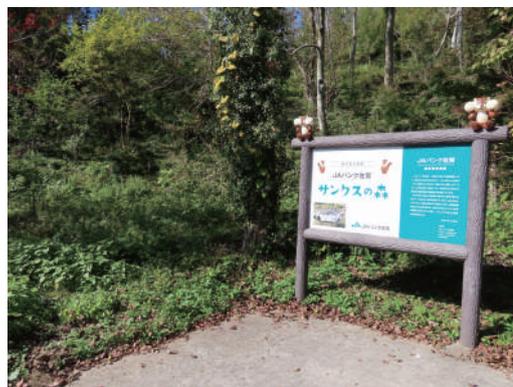
当会独自で「ふるさと美化活動」を行い、JA会館周辺など駅前中心部の清掃活動を行っています。また、当会野球部についても練習で利用したグラウンド周辺の清掃作業を行っております。



森林整備活動への取組み

JAバンク佐賀は、地域に根差す金融機関・農業専門金融機関として、佐賀県の基幹産業である農業に不可欠な水と大地を守り、豊かな暮らしと地域発展につなげるため、森林整備活動を行っています。

平成27年度に植樹活動を行った「サンクスの森」では、ヤマザクラやクヌギなど樹木の苗木を新たに100本植樹するとともに、苗木の生長を促すための雑草の除去(除草)とその周辺での清掃ボランティア活動を実施しております。



地球温暖化対策及び環境保全への取組み

地球温暖化防止ならびに東日本大震災による原発問題を背景とした電力不足への対応として、業務全般にわたる節電、クールビズ、ウォームビズ等に取り組んでいます。

また、佐賀県の「夏のクールビズ・冬のウォームビズ宣言事業所」に登録するなど、環境保全にも努めています。

保険・医療・福祉への取組み

協力活動等

国の内外において災害や病気で苦しんでいる人々の救援等の活動を行っている日本赤十字社へ毎年寄付を行っており、医療において欠かすことのできない輸血用の血液が不足している現状から、定期的に献血活動へも参加しています。

また、佐賀県の「認知症サポーター」を養成する取り組みに呼応して認知症サポーター養成講座を全役職員が受講しています。「認知症サポーター」の証としていただいたオレンジリングを身に付け、認知症高齢者等にやさしい地域づくりに取り組んでいます。



食農教育への取組み

J Aバンク食農教育応援事業

子供たちの食への関心を高め、食の大切さ、食を支える「農」の役割、自らの暮らしと社会の営みとの関わり、地域の食文化、いのちと健康の尊さなどに対する理解を広げ、深めることを目的として、JA・信連・農林中央金庫が一体となって、食農教育を中心とする教育活動を実践しています。



佐賀県教育委員会に教材本を贈呈

また、平成20年度より小学校の食農教育等で活用できる補助教材本を、県内の全小学校や図書館に継続的に贈呈するなど、小学校・教育委員会・地域の皆さまと連携して食農教育に取り組んでいます。



高齢社会への取組み

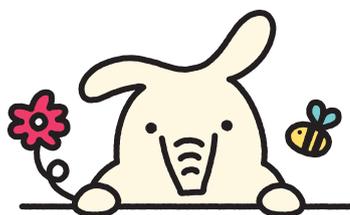
「相続相談会・相続対策セミナー」の開催

高齢社会の進展に合わせて相続相談のニーズが高まる中、JAバンク佐賀では、年金友の会会員やそのご家族の方等を対象に相続相談会・相続対策セミナーを開催しています。

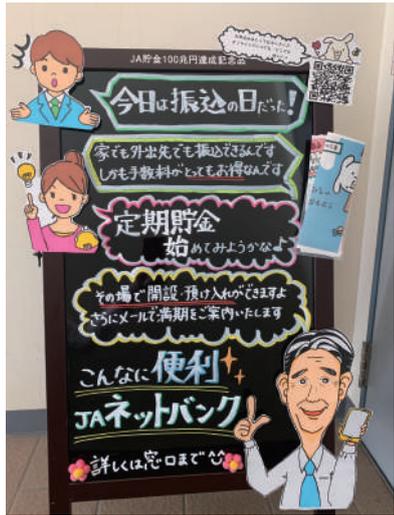


「無料年金相談会」の開催

JAバンク佐賀では、新規に年金をお受け取りになられる皆さま向けに年金専門の社会保険労務士を招いた「無料年金相談会」を開催しています。



JAバンク佐賀および佐賀信連のその他の取組み



ブラックボードコンクールを開催

JAバンク佐賀では、地域に根差し、利用者の皆さまから選ばれる金融機関として、明るく活気ある店舗づくりのため、店舗にブラックボードを設置し、皆様の来店をお待ちしております。

また、来店されるお客様に喜んでいただけるよう「ブラックボードコンクール」を開催し、品質向上に向け努めております。

直売所利用の活性化

農業と地域・利用者をつなぐ金融サービスの提供・地域貢献の取組みの一環として、JAカードの利用促進によるJA直売所・ファーマーズマーケット等の利用活性化に取り組んでいます。

対象の直売所等でJAカードによる支払いをされたお客さまについては、お買い物物が5%割引となります。

また、佐賀県内の対象となるAコープでJAカードをご利用いただくと通常ポイントに加えて+2%ポイント還元も併せて実施しております。



暴力追放に向けた協力活動

「暴力のない、安全で安心して暮らせる住みよい佐賀県」を実現するため、暴力追放に関する広報啓発活動や相談事業、各種暴追運動等の推進活動を行っている(公財)佐賀県暴力追放運動推進センターへ毎年寄付を行っています。

特殊詐欺被害未然防止に向けた取組み

各種イベントなどにおいて、佐賀県警等と連携して特殊詐欺被害防止にかかるチラシを配布し最新の手法や防止策について情報提供し、啓発活動を行っています。

また、全役職員が研修会を受講し、マネーロンダリングの未然防止のための気づき力維持・向上に努めております。

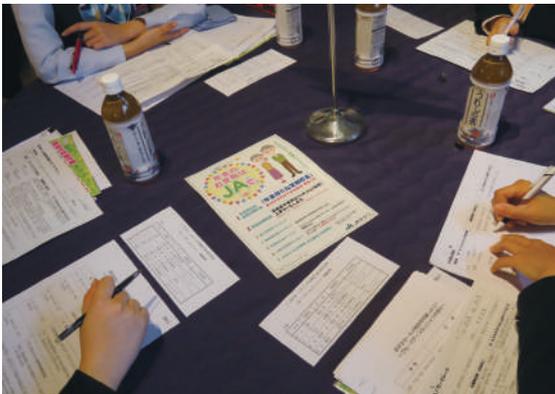


6 トピックス

「JAバンク佐賀窓口担当者交流会」開催

県内JAの窓口担当者が参加のもと、「第10回JAバンク佐賀窓口担当者交流会」を開催いたしました。

交流会では、「苦手なセールス商品を克服しよう!」というテーマで、各窓口担当者の得意商品・苦手商品について分析し、解決方法をグループで話し合い等を行い、お客様のニーズやライフイベントに合わせた提案型セールスの向上に努めました。



「農業融資担当者交流会」開催

県内JAにおいて貸出強化支援プログラムが本格稼働していることから、営業活動における問題や課題を検討し、今後の営業力強化を図るため、各JAの農業融資専任担当者間における意見交換会を開催しました。



「佐賀県内農協金融・融資専任渉外担当者交流会」開催

令和2年12月に金融専任渉外担当者交流会および融資専任渉外担当者交流会を開催いたしました。金融専任渉外交流会では、JAからつ、JA佐賀市中央から計13名が出席され「地域の会社だからできるSDGsによる価値創造」をテーマにした講演後、世代別への推進方法について検討・ロールプレイングを行いました。

融資専任渉外交流会では、県内4JAより計15名出席され、トヨタホームの方と一緒にグループディスカッションを行いました。

例年、2日コースで開催している交流会を、今年度は新型コロナウイルスの影響で1日コースに縮小しての開催となりましたが、他JAの担当者との意見交換や悩みの共有等が図られました。

今後も、担当者の渉外活動の充実強化・スキル向上を目的に、各種支援に取り組むこととしております。



中期経営計画の着実な実践と目標の必達に向けた体制の再構築

令和3年度は中期経営計画の最終年度および次期中期経営計画の策定年度にあたることから、現行中期経営計画の着実な実践と目標の必達はもとより、次期中期経営計画の策定・実践を見据えた取組みを進めることが必要となる。更なる取組強化事項等を踏まえ、「重点実績事項」「経営目標」「業務計画」の着実な実践と目標の必達に向けて、令和3年4月1日付をもって、次のとおり事業実施体制の再構築を行っております。

1 背景

「持続可能なJA経営基盤の確立・強化への取組み」や「早期警戒制度への対応」などJA経営に直結する新たな諸課題への対応が必要となっており、信用事業においては、より一層の機能発揮が求められている。

2 体制再構築の内容

① 融資部の見直し

融資営業課はプロパー融資を主、農業融資センターは農業融資を主とし、双方の営業・JA融資支援・債権管理については2課(センター)連携して部内業務を行う。

② JAバンク推進部の見直し

JAバンク推進部をJAバンク統括部に改め、JAバンクの統括部署として明確化する。

JAバンク推進課は推進企画課に改めてJAバンク各種戦略の企画を主とし、JAバンク支援部から移管するシステム支援課は各種システム導入の支援を主とし、また、推進支援課はJAの戦略実践支援を主として、3課連携して部内業務を行う。

③ JAバンク支援部の見直し

業務支援課は研修相談業務を切り離してJAの内部管理態勢構築や健全性確保等の支援などJAバンク県本部関連業務の専任部署とし、研修相談課は、JAバンク推進部の年金・資産相談センターを組み入れて研修相談業務を担い、2課連携して部内業務を行う。

④ 業務部の見直し

一層の合理化を目指し、事務集中課を業務課に組み入れた一部一課制とする。

7 事業のご案内

貯金業務

貯金は、当会の資金調達の柱であり、そのほとんどはJAの組合員をはじめ地域の皆さまがJAに預けられた資金が源となっています。

地域の皆さま、地場企業の皆さまに安心してお預けいただくことはもちろん、お気軽にご利用いただけるよう普通貯金、通知貯金、定期貯金など各種貯蓄商品を取り揃えています。

貸出業務

当会は、広く地域経済の発展のために協力と支援を行っています。

会員JA、地方公共団体、その他団体への貸出はもとより、商工業者の皆さまや県内に事務所を有する一般企業の皆さまなどとの取引も行っています。

JAバンク佐賀では、農業資金をはじめ短期運転資金や長期設備資金などの事業資金のほか、皆さまの豊かなくらしづくりのために、住宅の新築・増改築、教育、自動車購入などライフスタイルに合わせた各種個人ローンも取り扱っています。

受託貸付業務

県内JAの店舗を窓口にも農業者等への長期・低利資金を安定的に融資する日本政策金融公庫（農林水産事業）、住宅新築・購入にかかる長期固定商品（フラット35）を提供する住宅金融支援機構、教育資金を融資する日本政策金融公庫（国民生活事業）などの受託業務を行っています。

国債・投信窓販業務

新窓販国債及び個人向け国債を窓口で販売しています。

また、お客さまの市場性商品（株式・債券）の運用ニーズにお応えするため、投資信託のつみたてNISA・NISAの窓口販売も行っています。

相談業務

当会では、税務、法務、資金運用などに関するお客さまの幅広いご相談に対して、顧問弁護士等と連携をとり、様々なアドバイスやノウハウを提供しています。

日本銀行復代理店業務

日本銀行復代理店として、各種国庫金や国民年金保険料の収納を行う歳入金事務を行っています。

県指定代理金融機関業務

佐賀県指定代理金融機関として、県民税、不動産取得税、自動車税などの県税のほか、県施設の利用率や県からの借入返済金等各種公金の収納事務を行っています。

決済業務

全国のJAをはじめ、すべての金融機関とオンラインシステムで結び、送金、振込、代金取立等の内国為替業務を行っています。

貯金ネットサービスでは、都銀、地銀をはじめ民間金融機関7業態・ゆうちょ銀行、セブン銀行、ローソン銀行、ファミリーマートなどのコンビニエンスストアとのCD・ATMオンライン提携を行っており、全国津々浦々のCD・ATMがご利用いただけます。

自動決済サービスでは、大量の決済データを迅速に処理できるシステムにより各種代金の自動受取りや、自動支払いを取り扱っています。

また、オフィスにしながら資金移動や取引内容の照会が行えるファームバンキングサービスやJAのキャッシュカードで即座に代金の支払いができるデビットカードサービス、さらに、インターネットに接続されているパソコンや携帯電話から、残高照会や振込などのサービスがご利用いただけるインターネットバンキングサービス等非対面サービスを充実させています。

また、将来的な「通帳レス化」に備え、残高照会や25ヵ月間入出金明細照会等ができる「JAバンクアプリ」を提供しております。

キャッシュカード、通帳等 盗難・紛失受付ダイヤル

- キャッシュカード・通帳等を紛失された場合は、下記までご連絡ください。

モシモのトウロク

☎ 0120-646-106

(受付時間) 平日 0:00～9:00
17:00～24:00

土・日・祝日 24時間受付

上記時間以外はお取引店舗へご連絡ください。

- JAカードを紛失された場合は、下記までご連絡ください。(受付は年中無休です)

☎ 0120-159-674

(受付時間) 24時間受付・年中無休

8 商品・サービスのご案内

JAバンク佐賀の主な取扱い商品・サービス

* 貯蓄商品や各種ローン等の各種サービスにつきましては、ご契約上の規定、金利変動ルール等、それぞれの商品やサービスの特色をJA各店舗へお尋ねいただくなど、ご契約内容をよく確認のうえ、ご利用ください。
* 一部JAでは取扱いしていない商品、サービス等もございます。詳しくは、JA各店舗へご確認ください。

信連及びJAの貯蓄商品

種類	期間	お預け入れ金額	特徴
当座貯金	出し入れ自由	1円以上	手形や小切手でお支払いできる貯金です。お取引上のお支払いや代金回収に適しています。
普通貯金	同上	同上	いつでも出し入れができ、自動支払い・自動受取りもご利用になれます。キャッシュカードと合わせて、サイフ代わりにご利用ください。
決済用貯金	同上	同上	いつでも出し入れができ、自動支払い・自動受取りもご利用になれますが、利息がつきません。貯金保険制度により全額保護されます。
通知貯金	据置7日	5万円以上	7日間以上で短期の資金運用に適した貯金です。お引き出しは2日前までにご連絡が必要です。
スーパー定期貯金	1・2・3・6カ月 1・2・3・4・5・7・10年	1円以上	預入期間に応じた利率でお預かりします。1カ月超10年未満のご都合のよい日を満期日とする期日指定方式もご利用いただけます。
大口定期貯金	同上	1,000万円以上	大口資金の運用に適した貯金です。スーパー定期貯金と同様に期日指定方式もご利用いただけます。
譲渡性貯金(NCD)	1週間以上 2年以内 満期日は自由	1,000万円以上	1,000万円単位の大口資金の運用に適した貯金で、譲渡することも可能です。

JAの貯蓄商品

種類	期間	お預け入れ金額	特徴
総合口座	出し入れ自由	1円以上	普通貯金と定期貯金が1冊の通帳でご利用になれます。公共料金などの自動支払いや給与・年金などの自動受取り、さらに預入定期貯金の90%、最高300万円までの融資がご利用になれ、大変便利です。
スーパー貯蓄貯金	同上	同上	いつでも出し入れができ、預入時の残高に応じた利率が適用される貯金です。普通貯金とのスウィングサービスをご利用いただけます。
期日指定定期貯金	最長預入期間3年 (据置1年)	1円以上 300万円未満	預入期間は最長3年ですが、1年経過後は1カ月前までに満期日をご指定いただければ必要なお引き出しができます。元金の一部(1万円以上)を引出すこともできますので、大変便利です。(個人のみ)
変動金利定期貯金	1・2・3年	1円以上	預け入れから半年ごとに約定金利が変動する定期貯金です。期間3年の複利型は6カ月複利で運用する定期貯金です。
定期積金	6カ月以上 10年以下	1,000円以上	積立開始時の利回りを適用します。
納税準備貯金	入金自由	同上	税金納付のための貯金です。お引き出しは原則として納税時のみで、納税のためのお引き出しは非課税です。
一般財形貯金	積立期間3年以上	100円以上	給与・ボーナスから天引きで積み立てる貯金です。1口ごとの期日指定定期貯金として預け入れし、解約の申し入れがない限り最長預入期限に元利合計額で継続預入いたします。
財形年金貯金	積立期間5年以上	同上	給与・ボーナスから天引きで積み立てる貯金で、財形住宅と合わせて1人550万円までの非課税枠が特典です。60歳以降のライフプランに適した貯金です。
財形住宅貯金	同上	同上	給与・ボーナスから天引きで積み立てる貯金で、財形年金と合わせて1人550万円までの非課税枠が特典です。マイホームを実現するための貯金です。
据置定期貯金	最長預入期間5年	1万円以上 1,000万円未満	6カ月の据置期間経過後は、いつでも、何回でも一部支払いができる便利な定期貯金です。金利は預入期間に応じて、6段階の金利を適用し、6カ月複利でお預かりします。

農業融資商品

農業融資商品については、P.28に記載しております。

各種JAローン

種 類	資金のお使いみち	融資金額	融資期間	保 証	担 保		
住宅 関連	JA住宅ローン	住宅の新築、住宅の購入(中古・分譲・マンション等)、土地購入、住宅改良、住宅金融支援機構・他行からの借換等	10,000万円以内	40年以内	県農業信用基金協会・民商保証機関の保証	融資対象建物及びその敷地	
	JAリフォームローン	住宅の増改築、改装、補修、他行からの借換等	1,000万円以内	15年以内			
生活 関連	JA教育ローン	入学金、授業料、学費、下宿代、他行からの借換等	1,000万円以内	15年以内		必要により個人保証	不 要
	JAマイカーローン	自動車、バイクの購入、諸経費、他行からの借換等	1,000万円以内	10年以内			
フリー ローン	JA多目的ローン	暮らしの資金 結婚、出産、医療、旅行資金等	500万円以内	10年以内			
	JAカードローン		300万円以内	1年毎の更新			
	カードローン (YOCAJA)	生活に必要な一切の資金 (ただし、事業性資金を除く)	30・50・100万円以内	2年毎の更新			

※保証機関により資金使途・融資金額・融資期間が異なる場合があります。

信連の個人事業者・法人向け融資商品

種 類	資金のお使いみち	融資金額	融資期間	保証・担保	
一般 資金	短期事業資金	通常の運転資金、決算・賞与資金、その他季節的・一時的な資金等	必要な額 〔内容により個別にご相談させていただきます。〕	原則として1年以内	原則として必要 県信用保証協会の保証もご利用いただけます。
	長期事業資金	設備資金、長期の運転資金等		25年以内	
制 度 資 金	農業近代化資金など各種制度資金を取り扱っています。				

国債窓販商品

種 類	期 間	最低申込単位	発行月	募集期間
新窓販国債	10年	5万円	毎月	発行月前月の上旬から下旬まで
	5年			発行月前月の中旬から下旬まで
	2年			発行月前々月の下旬から前月の下旬まで
個人向け国債	3年・5年・10年	1万円	毎月	発行月前月の上旬から下旬まで

投信窓販商品

商品(ファンド)名	投資信託会社	ファンドの特徴
農林中金<パートナーズ> 日米6資産分散ファンド 安定運用コース・資産形成コース	農林中金全共連 アセットマネジメント	日米の不動産・債券・株式の3資産にそれぞれ分散投資します。為替ヘッジを行います。資産配分の異なる2タイプ間でスイッチングが可能です。
セゾン・バンガード・ グローバルバランスファンド	セゾン投信	日本・海外の債券・株式に分散投資します。株式と債券へ半分ずつ投資し、地域別の投資比率は市場の規模に応じて調整します。為替ヘッジは行いません。つみたてNISA対象です。
HSBC世界資産選抜 収穫コース(予想分配金提示型) 育てるコース(資産形成型) 充実生活コース(定率払出型)	HSBC投信	幅広く世界の様々な債券・株式等に分散投資します。投資比率は市場環境を分析し、適宜見直しを行います。いずれのコースも部分的に為替ヘッジを行います。異なる3コース間でスイッチングが可能です。
JA日本債券ファンド	農林中金全共連 アセットマネジメント	日本の債券に投資し、NOMURA-BPI総合指数を中長期的に上回る収益獲得を目指します。
Oneニッポン債券オープン	アセットマネジメント One	日系企業が発行する円建ておよび外貨建ての各種債券を中心に投資します。為替ヘッジを行います。
グローバル・インカム・フルコース (為替リスク軽減型) (為替ヘッジなし)	三菱UFJ国際投信	日本を含む世界各国の幅広い種類の債券やそれらの派生商品等に分散投資を行います。中長期の市場見通しに基づき資産配分や銘柄選定を行います。為替ヘッジを行う「為替リスク軽減型」、為替ヘッジを行わない「為替ヘッジなし」の2コース間でスイッチングが可能です。

上記記載ファンドは、JAバンクセレクトファンドのうちコアファンドを記載しています。上記ファンド以外にサテライトファンドとして、11商品を取り扱っています。

JAバンクでは受付金融機関として、みずほ銀行を運営管理機関としたiDeCo(個人型確定拠出年金)の取扱いを行っています。

各種サービス

項 目	内 容
JA キャッシュサービス	JAのキャッシュカードがあれば全国のJA・信連・農林中金・都銀・地銀・第二地銀・信金・信組・労金・ゆうちょ銀行・セブン銀行・ローソン銀行・ファミリーマートのCD(現金自動支払機)ATM(現金自動預入・支払機)で、現金のお引き出し、お預け入れ・残高照会がご利用いただけます。また、県内JA・信連のATMでは通帳・カードによる為替振込もご利用いただけます。なお、全国のJAのATMでキャッシュカードによる現金のお引き出し・お預け入れをされる場合は、いつでも手数料無料でご利用いただけます。
デビットカードサービス	JAのキャッシュカードで代金のお支払いができる便利なサービスです。サインの記入や釣銭の手間がなく、多額の現金を持ち歩く必要がなく安全です。
給 与 振 込 サ ー ビ ス	給与・ボーナスがお客さまのご指定いただいた貯金口座に自動的に振り込まれます。振り込まれた資金はキャッシュカードにより必要な時にお引き出しができます。
各 種 自 動 受 取 サ ー ビ ス	国民年金、厚生年金等の年金、配当金などがお客さまの口座に自動的に振り込まれます。その都度お受取りに出かけられる手間も省け、期日忘れのご心配がなくなるほか、貯金口座に振り込まれた日から利息がつかますので大変お得です。
各 種 自 動 支 払 サ ー ビ ス	電気料、NHK放送受信料、電話料のほか、税金、高校授業料、水道料、介護保険料など、普通貯金(総合口座)から自動的にお支払いいたしますので、払い込みのわずらわしさがなくなります。
ク レ ジ ッ ト カ ー ド (J A カ ー ド)	お買物、ご旅行、お食事など、お客さまのサインひとつでご利用いただけます。また、キャッシングサービスも利用でき、ご利用に応じてポイントがたまり、素敵なプレゼントがもらえるお得なカードです。 その他JAのキャッシュカードをセットすれば、一枚二役でご利用いただけます。
総 合 振 込 サ ー ビ ス	お客さまからのお支払いの振込データを自動的にお振込いたします。
夜 間 金 庫	毎日の売上代金を年中無休で、営業時間以外にもお預かりいたします。
貸 金 庫	貯金証書、証券、株券、権利書などお客さまの重要な書類をお預かりします。
Q ネット代金回収サービス	お客さまの集金先の金融機関から口座振替により代金を集金代行するサービスです。
ファームバンキングサービス	オフィスにいなから資金移動や取引内容の照会をスピーディーに行えます。
インターネットバンキングサービス (J A ネットバンク)	窓口やATMに行かなくてもパソコンや携帯電話から、平日、休日を問わず、残高照会や振込などのサービスがお気軽にご利用いただけます。
法人JAネットバンクサービス	残高照会、振込、振替や、給与振込などのデータ転送サービスもオフィスのパソコンでご利用いただけます。
でんさいネットサービス	手形の発行、振込の準備など、支払に関する事務負担が軽減され、手形の搬送コストが軽減されます。 また、手形とは異なるため、印紙税が課税されないことや、複数の支払手段を一本化することが可能であり、効率化が図られます。
マルチペイメント ネットワークサービス	窓口やATMに行かなくてもパソコンや携帯電話から、平日、休日を問わず、NHK放送受信料、電話料(NTT docomo)、税金などをお支払いいただけます。
メールオーダーサービス	お客さまが窓口に行かなくても、パソコンや携帯電話、スマートフォンを利用して、JAバンクのホームページから口座開設やネットバンクのお申込み、住所変更をお手続きいただけます。
ネットローンサービス	各種ローンについて、平日・休日を問わず、JAバンク佐賀のホームページから申込み(仮審査)いただけます。



手数料一覧

内国為替の取扱手数料

(令和3年7月31日現在)

区分	仕向先	当会自店あて	系統金融機関あて	系統金融機関以外の金融機関あて
送金手数料		—	1件につき 440円	普通扱い 1件につき 660円 (送金小切手)
振込手数料	3万円未満1件につき	330円	3万円未満1件につき 440円	電信扱い 3万円未満1件につき 660円 3万円以上1件につき 880円
	3万円以上1件につき	550円	3万円以上1件につき 660円	文書扱い 3万円未満1件につき 550円 3万円以上1件につき 770円
ファームバンキング手数料	1件につき	110円	3万円未満1件につき 110円 3万円以上1件につき 220円	3万円未満1件につき 330円 3万円以上1件につき 550円
インターネットバンキング手数料	—	—	3万円未満1件につき 110円 3万円以上1件につき 220円	3万円未満1件につき 330円 3万円以上1件につき 550円
法人インターネットバンキング手数料	—	—	3万円未満1件につき 110円 3万円以上1件につき 220円	3万円未満1件につき 330円 3万円以上1件につき 550円
自動化機器振込手数料(カード振り込み)	1件につき	110円	3万円未満1件につき 110円 3万円以上1件につき 220円	3万円未満1件につき 330円 3万円以上1件につき 550円
代金取立手数料			普通扱い 1通につき 至急扱い 1通につき	880円 1,100円

(注) 上記手数料には消費税(10%)が含まれております。

その他の諸手数料

(令和3年7月31日現在)

通帳再発行手数料	1冊につき	1,100円
証書再発行手数料	1枚につき	1,100円
ICキャッシュカード再発行手数料	1枚につき	1,100円
JAカード再発行手数料	1枚につき	550円
自己宛小切手発行手数料	1枚につき	550円
残高証明書発行手数料	貯金残高証明書	継続発行 1枚につき 330円 都度発行 1枚につき 550円
	定型外貯金残高証明書	1通につき 3,300円
	その他各種証明書等	1通につき 550円
貯金取引履歴照会手数料	1枚につき	110円
ファームバンキング手数料	基本利用料(月額)	1,100円
インターネットバンキング手数料	基本利用料(月額)	無料
法人インターネットバンキング手数料	基本機能+伝送機能(月額)	3,300円
	基本機能(月額)	1,100円
大口両替手数料	50枚まで無料	
	51枚以上2,000枚まで枚数に応じて220円~1,650円 以後、1,000枚ごとに550円加算	
個人情報開示手数料	1件につき	1,100円

(注) 上記手数料には消費税(10%)が含まれております。



9 組織の概要

役員 (令和3年7月31日現在)

経営管理委員会

経営管理委員会会長	金原 壽 秀
経営管理委員会副会長	堤 武 彦
経営管理委員	田代 直 樹
経営管理委員	江島 保 昌
経営管理委員	飯盛 啓 次
経営管理委員	大島 信 之
経営管理委員	楠 泰 誠

理 事 会

代表理事	材木 洋 幸
常務理事	川崎 裕 之
常務理事	中西 孝 明

監 事 会

代表監事	松本 弘
常任監事	杉原 浩樹
監事	佐々木 慎一

職 員

	令和元年度	令和2年度
参事	0人	0人
男子職員	61人	61人
女子職員	30人	29人
合計	91人	90人

店舗一覧

店舗名	本所
所在地	佐賀県佐賀市栄町3番32号
代表電話番号	0952-25-5131

自動化機器(ATM)設置状況

店舗内	店舗外	合計
1台	1台	2台

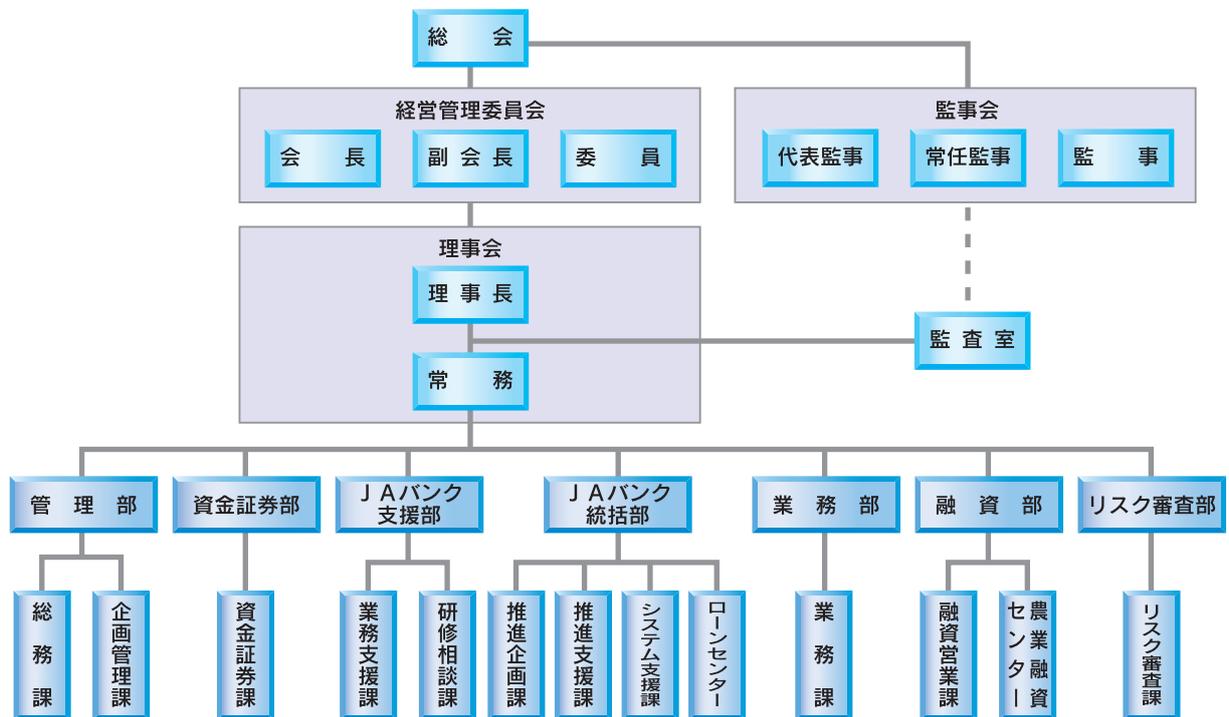
特定信用事業代理業者

該当する事項はありません。

協同会社 (令和3年7月31日現在)

名称	所在地	設立年月日	資本金	当会出資率	業務内容
(株)九州地区農協オンラインセンター	福岡市南区横手2-13-35	昭和52年10月1日	85億円	12.35%	九州地区の農協・連合会業務の電算機による処理

機 構 (令和3年7月31日現在)



10 役員等の報酬体系

1. 役員

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、経営管理委員、理事及び監事をいいます。

(2) 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和2年度における対象役員に対する報酬等の支給総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：百万円)

	支給総額(注2)	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員(注1)に対する報酬等	44	7

(注1) 対象役員は、経営管理委員10名、理事3名、監事4名です。
(期中に退任した者を含む。)

(注2) 退職慰労金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当年度の負担に属する金額)によっています。

(3) 対象役員の報酬等の決定等

① 役員報酬(基本報酬)

役員報酬は、経営管理委員、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、経営管理委員各人別の報酬額については経営管理委員会において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事会によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定していますが、その基準等については、役員報酬審議会(構成:当会の有識者・組織代表等から選出された委員7人)に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員退職慰労金支給算定基準に基づいて算定し、総会で各役員に支給する退職慰労金の承認を受けた後、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

2. 職員等

・対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当会の職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬を受けるもののうち、当会の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和2年度において、対象職員等に該当する者はおりませんでした。

3. その他

当会の対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありせん。

11 資料編

財務諸表

- ・貸借対照表…………… 48
- ・損益計算書…………… 49
- ・キャッシュ・フロー計算書…………… 50
- ・剰余金処分計算書…………… 50
- ・注記表…………… 51
- ・財務諸表の適正性等にかかる確認…………… 61
- ・会計監査人の監査…………… 61

経営指標等

- ・最近5年間の主要な経営指標…………… 62
- ・利益総括表…………… 62
- ・事業純益…………… 62
- ・資金運用収支の内訳…………… 63
- ・受取・支払利息の増減額…………… 63
- ・利益率…………… 63
- ・貯貸率・貯証率…………… 63

貯金

- ・貯金に関する指標…………… 64

為替業務

- ・内国為替の取扱実績…………… 64

貸出金

- ・貸出金等に関する指標…………… 65
- ・貸出金の使途別内訳残高…………… 66
- ・営農類型別貸出金残高…………… 66
- ・資金種類別貸出金残高…………… 66
- ・受託貸付金残高…………… 66
- ・リスク管理債権残高…………… 67
- ・金融再生法開示債権残高…………… 67
- ・金融再生法開示債権の保全状況…………… 67
- ・貸倒引当金及びJ Aバンク支援積立金の期末残高及び期中の増減額…………… 67
- ・貸出金償却の額…………… 67
- ・元本補填契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況…………… 67

有価証券

- ・有価証券に関する指標…………… 68
- ・有価証券等の時価情報…………… 69

自己資本の充実の状況

- ・自己資本の充実の状況…………… 71
- ・信用リスクに関する事項…………… 75
- ・信用リスク削減手法に関する事項…………… 78
- ・派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項…………… 79
- ・証券化エクスポージャーに関する事項…………… 80
- ・オペレーショナル・リスクに関する事項…………… 81
- ・出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項…………… 81
- ・金利リスクに関する事項…………… 82

財 務 諸 表

● 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	令和元年度 (令和2年3月31日現在)	令和2年度 (令和3年3月31日現在)	科 目	令和元年度 (令和2年3月31日現在)	令和2年度 (令和3年3月31日現在)
(資産の部)			(負債の部)		
現金	303	345	貯当座貯金	740,441	723,063
預 け 金	483,048	444,279	普 通 貯 金	6,580	3,750
系 統 預 け 金	482,679	441,466	通 知 貯 金	8,435	7,800
系 統 外 預 け 金	368	2,813	通 知 貯 金	—	—
金 銭 の 信 託	6,387	13,307	別 段 貯 金	1,737	2,015
有 価 証 券	161,360	177,983	定 期 貯 金	723,688	709,496
国 債	39,011	56,009	借 用 金	16,500	24,900
地 方 債	19,061	13,846	代 理 業 務 勘 定	164	171
社 債	44,635	45,491	そ の 他 負 債	1,689	1,903
外 国 証 券	37,953	35,684	貸 付 留 保 金	18	507
株 式	6,821	8,693	未 払 法 人 税 等	5	24
受 益 証 券	12,468	16,336	貯 金 利 子 諸 税 そ の 他	1	3
投 資 証 券	1,408	1,921	従 業 員 預 り 金	52	54
貸 出 金	128,042	142,902	仮 受 金	23	28
手 形 貸 付	238	238	未 払 金	0	0
証 書 貸 付	86,091	90,561	未 払 費 用	394	374
当 座 貸 越	357	1,279	前 受 収 益	0	0
金 融 機 関 貸 付	41,355	50,822	未 決 済 為 替 借	3	9
そ の 他 資 産	2,662	1,739	約 定 取 引 未 決 済 借	1,189	900
従 業 員 貸 付 金	6	5	諸 引 当 金	2,648	2,614
差 入 保 証 金	0	0	相 互 援 助 積 立 金	1,953	1,953
仮 払 金	0	35	賞 与 引 当 金	26	25
そ の 他 の 資 産	425	369	退 職 給 付 引 当 金	637	598
未 収 収 益	643	624	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	31	37
未 決 済 為 替 貸	3	5	繰 延 税 金 負 債	2,177	4,230
約 定 取 引 未 決 済 貸	1,561	692	債 務 保 証	862	685
繰 延 消 費 税	20	6	負 債 の 部 合 計	764,483	757,569
有 形 固 定 資 産	2,382	2,294	(純資産の部)		
建 物	2,365	2,279	出 資 金	28,129	28,129
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	17	15	利 益 剰 余 金	24,696	24,889
無 形 固 定 資 産	2	2	利 益 準 備 金	9,691	9,871
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	2	2	そ の 他 利 益 剰 余 金	15,005	15,018
外 部 出 資	39,156	39,453	シ ス テ ム 対 策 積 立 金	277	277
系 統 出 資	36,372	36,369	経 営 基 盤 安 定 化 積 立 金	6,550	6,550
系 統 外 出 資	2,784	3,084	農 業 所 得 増 大 支 援 積 立 金	87	65
債 務 保 証 見 返	862	685	農 業 融 資 基 盤 強 化 積 立 金	95	43
貸 倒 引 当 金	△ 344	△ 413	特 別 積 立 金	5,565	5,565
			当 期 未 処 分 剰 余 金	2,429	2,515
			(うち当期剰余金)	855	885
			会 員 資 本 合 計	52,825	53,018
			そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	6,556	11,994
			評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	6,556	11,994
			純 資 産 の 部 合 計	59,382	65,013
資 産 の 部 合 計	823,865	822,582	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	823,865	822,582

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和元年度 (自平成31年4月1日 至令和2年3月31日)	令和2年度 (自令和2年4月1日 至令和3年3月31日)
経 常 収 益	6,843	7,283
資金運用収益	5,489	5,275
貸出金利息	885	810
預け金利息	48	40
有価証券利息配当金	1,810	1,935
その他受入利息 (うち受取奨励金)	2,744	2,490
(うち受取特別配当金)	2,528	2,377
215	112	
役務取引等収益	111	112
受入為替手数料	17	18
その他の受入手数料	94	93
その他事業収益	975	1,295
受取助成金	0	0
外国為替売買益	—	—
国債等債券売却益	354	768
受取出資配当金	619	526
金融派生商品収益	1	0
その他経常収益	267	599
貸倒引当金戻入益	154	—
償却債権取立益	—	—
株式等売却益	—	323
金銭の信託運用益	27	192
その他の経常収益	84	83
経 常 費 用	5,968	6,338
資金調達費用	4,174	4,029
貯金利息	110	88
その他支払利息 (うち支払奨励金)	4,064	3,940
4,061	3,931	
役務取引等費用	24	21
支払為替手数料	2	2
その他の支払手数料	21	18
その他の役務取引等費用	0	0
その他事業費用	63	682
支払助成金	61	66
国債等債券売却損	2	525
国債等債券償却	—	90
経 費	1,440	1,361
人 件 費	690	692
物 件 費	722	639
税 金	26	29
その他経常費用	266	243
貸倒引当金繰入額	—	68
相互援助積立金繰入額	—	—
株式等売却損	247	155
その他の経常費用	18	19

科 目	令和元年度 (自平成31年4月1日 至令和2年3月31日)	令和2年度 (自令和2年4月1日 至令和3年3月31日)
経 常 利 益	875	945
特 別 利 益	—	—
特 別 損 失	0	—
固定資産処分損	0	—
税引前当期利益	875	945
法人税、住民税及び事業税	4	55
法人税等調整額	14	4
法人税等合計	19	60
当 期 剰 余 金	855	885
当 期 首 繰 越 剰 余 金	1,434	1,534
目的積立金取崩額	139	95
システム対策積立金取崩額	22	22
農業所得増大支援積立金取崩額	12	21
農業融資基盤強化積立金取崩額	104	51
当 期 未 処 分 剰 余 金	2,429	2,515

● キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	令和元年度 (自平成31年4月1日至令和2年3月31日)	令和2年度 (自令和2年4月1日至令和3年3月31日)
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	875	945
減価償却費	114	113
貸倒引当金の増減額	△ 154	68
退職給付引当金の増減額	△ 24	△ 39
その他の引当金・積立金の増減額	△ 9	5
資金運用収益	△ 5,489	△ 5,275
資金調達費用	4,174	4,029
有価証券関係損益(△)	128	△ 93
金銭の信託の運用損益(△)	△ 27	△ 192
固定資産処分損益	0	-
貸出金の純増(△)減	1,003	△ 14,860
預け金の純増(△)減	△ 10,000	56,000
貯金の純増減(△)	3,088	△ 17,377
借入金の純増減(△)	7,400	8,400
事業分量配当金の支払額	△ 418	△ 411
その他	△ 234	539
資金運用による収入	5,541	5,487
資金調達による支出	△ 4,175	△ 4,042
小計	1,790	33,297
法人税等の支払額	△ 59	△ 36
事業活動によるキャッシュ・フロー	1,731	33,260
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 23,310	△ 49,969
有価証券の売却による収入	14,010	32,159
有価証券の償還による収入	1,624	7,027
金銭の信託の増加による支出	-	△ 5,600
金銭の信託の減少による収入	-	1,000
固定資産の取得による支出	△ 2	△ 26
外部出資の増加による支出	△ 300	△ 300
外部出資の売却等による収入	-	3
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 7,978	△ 15,705
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資金の払戻しによる支出	-	-
出資配当金の支払額	△ 281	△ 281
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 281	△ 281
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
5 現金及び現金同等物の増加額	△ 6,528	17,273
6 現金及び現金同等物の期首残高	16,876	10,348
7 現金及び現金同等物の当期末残高	10,348	27,621

● 剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目	令和元年度	令和2年度
当 期 末 処 分 剰 余 金	2,429	2,515
任 意 積 立 金 取 崩 額	-	-
農 業 所 得 増 大 支 援 積 立 金	-	-
剰 余 金 処 分 額	895	963
利 益 準 備 金	180	180
任 意 積 立 金	22	22
シ ス テ ム 対 策 積 立 金	22	22
農 業 所 得 増 大 支 援 積 立 金	-	-
農 業 融 資 基 盤 強 化 積 立 金	-	-
出 資 配 当 金 (配 当 率)	281(1.0%)	281(1.0%)
事 業 分 量 配 当 金	411	480
次 期 繰 越 剰 余 金	1,534	1,551

注 記 表

区 分	令和元年度 (自平成31年4月1日至令和2年3月31日)	令和2年度 (自令和2年4月1日至令和3年3月31日)
1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記	<p>(1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。</p> <p>(2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関連法人等株式……………原価法（売却原価は移動平均法により算定） ・その他有価証券 時価のあるもの……………原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価を把握することが極めて困難と認められるもの……………原価法（売却原価は移動平均法により算定） <p>なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っております。</p> <p>(3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記（2）の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しております。</p> <p>(4) デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。</p> <p>(5) 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建 物 13年～38年 建物以外 8年～15年</p> <p>(6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。</p> <p>(7) 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>(8) 引当金の計上方法</p> <p>① 貸倒引当金 貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む。）に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。</p> <p>破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。</p> <p>破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しております。</p> <p>破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。</p>	<p>(1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。</p> <p>(2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関連法人等株式……………原価法（売却原価は移動平均法により算定） ・その他有価証券 時価のあるもの……………原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価を把握することが極めて困難と認められるもの……………原価法（売却原価は移動平均法により算定） <p>なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っております。</p> <p>(3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記（2）の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しております。</p> <p>(4) デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。</p> <p>(5) 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建 物 13年～38年 建物以外 8年～15年</p> <p>(6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。</p> <p>(7) 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>(8) 引当金の計上方法</p> <p>① 貸倒引当金 貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む。）に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。</p> <p>破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。</p> <p>破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しております。</p> <p>破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。</p>

区 分	令和元年度 (自平成31年4月1日至令和2年3月31日)	令和2年度 (自令和2年4月1日至令和3年3月31日)
2. 表示方法の変更に関する事項	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。</p> <p>② 相互援助積立金 JAバンクの持続的・安定的経営に資するため、佐賀県JAバンク支援制度要領に基づき相互援助積立金を積み立てております。</p> <p>③ 賞与引当金 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しております。</p> <p>④ 退職給付引当金 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しております。</p> <p>⑤ 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労金引当規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しております。</p> <p>(9) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等はその他資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。</p>	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。</p> <p>② 相互援助積立金 JAバンクの持続的・安定的経営に資するため、佐賀県JAバンク支援制度要領に基づき相互援助積立金を積み立てております。</p> <p>③ 賞与引当金 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しております。</p> <p>④ 退職給付引当金 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しております。</p> <p>⑤ 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労金引当規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しております。</p> <p>(9) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等はその他資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。</p> <p>農業協同組合法施行規則第126条の3の2の改正により、「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号2020年3月31日)を適用し、当年度より貸倒引当金及び金融商品の時価に関する見積りに関する情報を「会計上の見積りに関する注記」に記載しています。</p>
3. 会計上の見積りに関する事項		<p>会計上の見積りにより当年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。</p> <p>(1) 貸倒引当金</p> <p>① 当年度に係る計算書類に計上した額 貸倒引当金413百万円</p> <p>② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報</p> <p>a 算出方法 貸倒引当金の算出方法は、「1.重要な会計方針に関する事項」「(8)引当金の計上基準」「①貸倒引当金」に記載しております。</p> <p>b 主要な仮定 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。</p> <p>c 翌年度に係る計算書類に及ぼす影響 個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。</p> <p>(2) 金融商品の時価</p> <p>① 当年度に係る計算書類に計上した額 金融商品の時価に関する事項は、「5.金融商品に関する事項」「(2)金融商品の時価等に関する事項」に記載しております。</p> <p>② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報</p> <p>a 算出方法 金融商品の時価の算出方法は、「5.金融商品に</p>

区分	令和元年度 (自平成31年4月1日至令和2年3月31日)	令和2年度 (自令和2年4月1日至令和3年3月31日)																
4. 貸借対照表に関する注記	<p>(1) 有形固定資産の減価償却累計額は、487百万円です。</p> <p>(2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として電子計算機・端末機・自動車等があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりであります。</p> <table border="1" data-bbox="384 864 868 976"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年以内 百万円</th> <th>1年超 百万円</th> <th>合計 百万円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>オペレーティング・リース</td> <td>23</td> <td>55</td> <td>79</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 担保に供している資産は次のとおりです。 為替決済の取引の担保として預け金40,000百万円、日銀成長基盤強化支援資金にかかる担保として有価証券5,759百万円、先物取引証拠金等の代用として有価証券235百万円を差し入れております。</p> <p>(4) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権はございません。</p> <p>(5) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債務はございません。</p> <p>(6) 貸出金のうち、破綻先債権額はなく、延滞債権額は93百万円です。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>(7) 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額はございません。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>(8) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はございません。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>(9) 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は93百万円です。 なお、(6)から(9)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>		1年以内 百万円	1年超 百万円	合計 百万円	オペレーティング・リース	23	55	79	<p>関する事項」〔(2)金融商品の時価等に関する事項〕「②金融商品の時価の算定方法」に記載しております。</p> <p>b 主要な仮定 主要な仮定は時価評価モデルに用いるインプットであり、為替相場、イールドカーブ、有価証券の時価等の市場で直接又は間接的に観察可能なインプットのほか、相関係数等の重要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用する場合もあります。</p> <p>c 翌年度に係る計算書類に及ぼす影響 市場環境の変化等により主要な仮定であるインプットが変化することにより、金融商品の時価が増減する可能性があります。</p> <p>(1) 有形固定資産の減価償却累計額は、601百万円です。</p> <p>(2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として電子計算機・端末機・自動車等があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりであります。</p> <table border="1" data-bbox="904 864 1388 976"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年以内 百万円</th> <th>1年超 百万円</th> <th>合計 百万円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>オペレーティング・リース</td> <td>23</td> <td>42</td> <td>65</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 担保に供している資産は次のとおりです。 為替決済の取引の担保として預け金37,000百万円、日銀成長基盤強化支援資金にかかる担保として有価証券14,749百万円、先物取引証拠金等の代用として有価証券229百万円を差し入れております。</p> <p>(4) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権はございません。</p> <p>(5) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債務はございません。</p> <p>(6) 貸出金のうち、破綻先債権額はなく、延滞債権額は84百万円です。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>(7) 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額はございません。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>(8) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はございません。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>(9) 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は84百万円です。 なお、(6)から(9)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>		1年以内 百万円	1年超 百万円	合計 百万円	オペレーティング・リース	23	42	65
	1年以内 百万円	1年超 百万円	合計 百万円															
オペレーティング・リース	23	55	79															
	1年以内 百万円	1年超 百万円	合計 百万円															
オペレーティング・リース	23	42	65															

区 分	令和元年度 (自平成31年4月1日至令和2年3月31日)	令和2年度 (自令和2年4月1日至令和3年3月31日)
5. 損益計算書に関する注記	(10) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は28,443百万円であります。 (11) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約貸出金15,821百万円が含まれております。	(10) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は27,550百万円であります。 (11) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約貸出金15,821百万円が含まれております。
6. 金融商品に関する注記	記載すべき事項はございません。	記載すべき事項はございません。
	<p>(1) 金融商品の状況に関する事項</p> <p>① 金融商品に対する取組方針</p> <p>当会は、佐賀県を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。</p> <p>JAは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっております。</p> <p>当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体及び、県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っております。</p> <p>また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っております。</p> <p>② 金融商品の内容及びそのリスク</p> <p>当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先（及び個人）に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。</p> <p>当年度末における貸出金のうち、31.9%は金融・保険業に対するものであり、当該金融・保険業を巡る経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。</p> <p>また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、その他目的で保有しております。</p> <p>これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、為替の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。</p> <p>当会ではデリバティブ取引は、外貨建外債の為替変動を相殺する目的で為替予約を行っております。</p> <p>③ 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>a 信用リスクの管理</p> <p>当会は、「リスクマネジメントの基本方針」及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。</p> <p>これらの与信管理は、各部署のほかりスク審査部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会を開催し、報告を行って</p>	<p>(1) 金融商品の状況に関する事項</p> <p>① 金融商品に対する取組方針</p> <p>当会は、佐賀県を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。</p> <p>JAは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっております。</p> <p>当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体及び、県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っております。</p> <p>また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っております。</p> <p>② 金融商品の内容及びそのリスク</p> <p>当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先（及び個人）に対する貸出金（当座貸越契約貸出コミットメントを含む）、金銭の信託及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。</p> <p>当年度末における貸出金のうち、30.8%は金融・保険業に対するものであり、当該金融・保険業を巡る経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。</p> <p>金銭の信託は特定金銭信託により運用しており、その構成資産は、国債、株式および受益証券等であり、純投資目的（その他目的）で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスク及び外国為替の変動リスクに晒されております。</p> <p>また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、その他目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、為替の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。</p> <p>当会ではデリバティブ取引は、外貨建外債の為替変動を相殺する目的で為替予約を行っております。</p> <p>③ 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>a 信用リスクの管理</p> <p>当会は、「リスクマネジメントの基本方針」及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。</p> <p>これらの与信管理は、各部署のほかりスク審査部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会を開催し、報告を行って</p>

区分	令和元年度 (自平成31年4月1日至令和2年3月31日)	令和2年度 (自令和2年4月1日至令和3年3月31日)
	<p>おります。さらに、与信管理の状況については、リスク審査部がチェックしております。</p> <p>有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティリスクに関しては、リスク審査部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。</p> <p>b 市場リスクの管理</p> <p>(a) 金利リスクの管理</p> <p>当会は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。</p> <p>日常的にはリスク審査部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、定期的に理事会に報告しております。</p> <p>(b) 為替リスクの管理</p> <p>当会は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。なお、為替の変動リスクをヘッジするため、為替予約を行っております。</p> <p>(c) 価格変動リスクの管理</p> <p>有価証券を含む投資商品の保有については、リスク管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余裕金運用規程に従い行われております。</p> <p>運用にあたっては、運用限度額を設定し、事前審査のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。</p> <p>管理部で保有している外部出資の多くは、業務上、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。</p> <p>これらの情報はリスク審査部を通じ、理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されております。</p> <p>(d) デリバティブ取引</p> <p>デリバティブ取引に関しては、取引の執行、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立しております。</p> <p>(e) 市場リスクに係る定量的情報 (トレーディング目的以外の金融商品)</p> <p>当会で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品であります。当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」であります。</p> <p>当会では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。</p> <p>金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末現在、指標となる金利が0.02%上昇したものと想定した場合には、経済価値が217百万円減少するものと把握しております。</p> <p>当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮しておりません。</p> <p>また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。</p>	<p>おります。さらに、与信管理の状況については、リスク審査部がチェックしております。</p> <p>有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティリスクに関しては、リスク審査部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。</p> <p>b 市場リスクの管理</p> <p>(a) 金利リスクの管理</p> <p>当会は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。</p> <p>日常的にはリスク審査部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、定期的に理事会に報告しております。</p> <p>(b) 為替リスクの管理</p> <p>当会は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。なお、為替の変動リスクをヘッジするため、為替予約を行っております。</p> <p>(c) 価格変動リスクの管理</p> <p>有価証券を含む投資商品の保有については、リスク管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余裕金運用規程に従い行われております。</p> <p>運用にあたっては、運用限度額を設定し、事前審査のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。</p> <p>管理部で保有している外部出資の多くは、業務上、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。</p> <p>これらの情報はリスク審査部を通じ、理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されております。</p> <p>(d) デリバティブ取引</p> <p>デリバティブ取引に関しては、取引の執行、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立しております。</p> <p>(e) 市場リスクに係る定量的情報</p> <p>当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」であります。</p> <p>当会では、これらの金融資産及び金融負債について、市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。</p> <p>当会のVaRは分散・共分散法(保有期間120日、信頼区間99%、観測期間5年)により算出しており、令和3年3月31日現在で当会の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で10,437百万円です。</p> <p>なお、当会では、バックテストを実施のうえ、VaR計測モデルの妥当性を検証しております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。</p>

区 分	令和元年度 (自平成31年4月1日至令和2年3月31日)	令和2年度 (自令和2年4月1日至令和3年3月31日)																																																																																																						
	<p>なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しております。</p> <p>c 資金調達に係る流動性リスクの管理 当社は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しております。</p> <p>④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なる場合もあります。</p> <p>(2) 金融商品の時価等に関する事項 ① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等 当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。 なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含めず③に記載しております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th>貸借対照表計上額</th> <th>時 価</th> <th>差 額</th> </tr> <tr> <th>百万円</th> <th>百万円</th> <th>百万円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>預け金</td> <td>483,048</td> <td>483,068</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>金銭の信託 その他目的</td> <td>6,387</td> <td>6,387</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>有価証券 その他有価証券</td> <td>161,360</td> <td>161,360</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>128,042</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金 貸倒引当金控除後</td> <td>△344 127,697</td> <td>129,003</td> <td>1,306</td> </tr> <tr> <td>資産計</td> <td>778,494</td> <td>779,821</td> <td>1,327</td> </tr> <tr> <td>貯 金</td> <td>740,441</td> <td>740,521</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>16,500</td> <td>16,500</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>負債計</td> <td>756,941</td> <td>757,021</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用されていないもの</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>デリバティブ取引計</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。 2. 貸出金には、貸借対照表上のその他資産に計上している従業員貸付金6百万円を含めております。 3. 譲渡性貯金はございません。 4. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。</p> <p>② 金融商品の時価の算定方法 【資産】 a 預け金 満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によります。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。 b 金銭の信託 信託財産を構成している有価証券や貸出金の時価は、下記c及びdと同様の方法により評価しております。 c 有価証券 株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。</p>		貸借対照表計上額	時 価	差 額	百万円	百万円	百万円	預け金	483,048	483,068	20	金銭の信託 その他目的	6,387	6,387	—	有価証券 その他有価証券	161,360	161,360	—	貸出金	128,042			貸倒引当金 貸倒引当金控除後	△344 127,697	129,003	1,306	資産計	778,494	779,821	1,327	貯 金	740,441	740,521	80	借入金	16,500	16,500	—	負債計	756,941	757,021	80	デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用されていないもの	—	—	—	デリバティブ取引計	—	—	—	<p>c 資金調達に係る流動性リスクの管理 当社は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しております。</p> <p>④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なる場合もあります。</p> <p>(2) 金融商品の時価等に関する事項 ① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等 当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。 なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含めず③に記載しております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th>貸借対照表計上額</th> <th>時 価</th> <th>差 額</th> </tr> <tr> <th>百万円</th> <th>百万円</th> <th>百万円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>預け金</td> <td>444,279</td> <td>444,285</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>金銭の信託 その他目的</td> <td>13,307</td> <td>13,307</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>有価証券 その他有価証券</td> <td>177,983</td> <td>177,983</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>142,908</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金 貸倒引当金控除後</td> <td>△413 142,495</td> <td>143,593</td> <td>1,098</td> </tr> <tr> <td>資産計</td> <td>778,066</td> <td>779,170</td> <td>1,103</td> </tr> <tr> <td>貯 金</td> <td>723,063</td> <td>723,081</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>24,900</td> <td>24,900</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>負債計</td> <td>747,963</td> <td>747,981</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用されていないもの</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>デリバティブ取引計</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。 2. 貸出金には、貸借対照表上のその他資産に計上している従業員貸付金5百万円を含めております。 3. 譲渡性貯金はございません。 4. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。</p> <p>② 金融商品の時価の算定方法 【資産】 a 預け金 満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によります。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。 b 金銭の信託 信託財産を構成している有価証券や貸出金の時価は、下記c及びdと同様の方法により評価しております。 c 有価証券 株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。</p>		貸借対照表計上額	時 価	差 額	百万円	百万円	百万円	預け金	444,279	444,285	5	金銭の信託 その他目的	13,307	13,307	—	有価証券 その他有価証券	177,983	177,983	—	貸出金	142,908			貸倒引当金 貸倒引当金控除後	△413 142,495	143,593	1,098	資産計	778,066	779,170	1,103	貯 金	723,063	723,081	18	借入金	24,900	24,900	—	負債計	747,963	747,981	18	デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用されていないもの	—	—	—	デリバティブ取引計	—	—	—
	貸借対照表計上額		時 価	差 額																																																																																																				
	百万円	百万円	百万円																																																																																																					
預け金	483,048	483,068	20																																																																																																					
金銭の信託 その他目的	6,387	6,387	—																																																																																																					
有価証券 その他有価証券	161,360	161,360	—																																																																																																					
貸出金	128,042																																																																																																							
貸倒引当金 貸倒引当金控除後	△344 127,697	129,003	1,306																																																																																																					
資産計	778,494	779,821	1,327																																																																																																					
貯 金	740,441	740,521	80																																																																																																					
借入金	16,500	16,500	—																																																																																																					
負債計	756,941	757,021	80																																																																																																					
デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用されていないもの	—	—	—																																																																																																					
デリバティブ取引計	—	—	—																																																																																																					
	貸借対照表計上額	時 価	差 額																																																																																																					
	百万円	百万円	百万円																																																																																																					
預け金	444,279	444,285	5																																																																																																					
金銭の信託 その他目的	13,307	13,307	—																																																																																																					
有価証券 その他有価証券	177,983	177,983	—																																																																																																					
貸出金	142,908																																																																																																							
貸倒引当金 貸倒引当金控除後	△413 142,495	143,593	1,098																																																																																																					
資産計	778,066	779,170	1,103																																																																																																					
貯 金	723,063	723,081	18																																																																																																					
借入金	24,900	24,900	—																																																																																																					
負債計	747,963	747,981	18																																																																																																					
デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用されていないもの	—	—	—																																																																																																					
デリバティブ取引計	—	—	—																																																																																																					

区分	令和元年度 (自平成31年4月1日至令和2年3月31日)	令和2年度 (自令和2年4月1日至令和3年3月31日)																																																																																																																																										
	<p>また、投資信託については、公表されている基準価格によっております。</p> <p>d 貸出金 貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。</p> <p>一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。</p> <p>また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。</p> <p>【負債】 a 貯金 要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。</p> <p>b 借入金 借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当会の信用状態は実行後大きく異ならないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。</p> <p>固定金利によるものは、一定の期間毎に区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。</p> <p>【デリバティブ取引】 デリバティブ取引は、債券先物、為替予約であり、取引所の価格や割引現在価値により算出した価額によっております。</p> <p>③ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="6">貸借対照表計上額</th> </tr> <tr> <th>外部出資</th> <th colspan="6">39,156百万円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="7">(注)外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。</td> </tr> <tr> <td>④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th>1年以内</th> <th>1年超</th> <th>2年超</th> <th>3年超</th> <th>4年超</th> <th>5年超</th> </tr> <tr> <th>百万円</th> <th>百万円</th> <th>百万円</th> <th>百万円</th> <th>百万円</th> <th>百万円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>預け金</td> <td>483,048</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>有価証券 その他 有価証券のうち満期があるもの</td> <td>9,404</td> <td>9,625</td> <td>10,626</td> <td>13,239</td> <td>11,533</td> <td>83,308</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>12,232</td> <td>14,453</td> <td>21,766</td> <td>27,554</td> <td>12,453</td> <td>39,582</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>504,684</td> <td>24,079</td> <td>32,393</td> <td>40,793</td> <td>23,987</td> <td>122,890</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1. 貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越357百万円については「1年以内」に含めております。また、期限のない劣後特約貸出金15,821百万円については「5年超」に含めております。</p>		貸借対照表計上額						外部出資	39,156百万円						(注)外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。							④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額								1年以内	1年超	2年超	3年超	4年超	5年超	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	預け金	483,048	—	—	—	—	—	有価証券 その他 有価証券のうち満期があるもの	9,404	9,625	10,626	13,239	11,533	83,308	貸出金	12,232	14,453	21,766	27,554	12,453	39,582	合計	504,684	24,079	32,393	40,793	23,987	122,890	<p>また、投資信託については、公表されている基準価格によっております。</p> <p>d 貸出金 貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。</p> <p>一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。</p> <p>また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。</p> <p>【負債】 a 貯金 要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。</p> <p>b 借入金 借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当会の信用状態は実行後大きく異ならないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。</p> <p>固定金利によるものは、一定の期間毎に区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。</p> <p>【デリバティブ取引】 デリバティブ取引は、債券先物、為替予約であり、取引所の価格や割引現在価値により算出した価額によっております。</p> <p>③ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="6">貸借対照表計上額</th> </tr> <tr> <th>外部出資</th> <th colspan="6">39,453百万円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="7">(注)外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。</td> </tr> <tr> <td>④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th>1年以内</th> <th>1年超</th> <th>2年超</th> <th>3年超</th> <th>4年超</th> <th>5年超</th> </tr> <tr> <th>百万円</th> <th>百万円</th> <th>百万円</th> <th>百万円</th> <th>百万円</th> <th>百万円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>預け金</td> <td>444,279</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>有価証券 その他 有価証券のうち満期があるもの</td> <td>6,336</td> <td>10,339</td> <td>12,765</td> <td>11,585</td> <td>6,377</td> <td>102,845</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>17,570</td> <td>27,355</td> <td>31,386</td> <td>15,546</td> <td>9,710</td> <td>41,332</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>468,187</td> <td>37,695</td> <td>44,152</td> <td>27,131</td> <td>16,087</td> <td>144,177</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1. 貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越1,279百万円については「1年以内」に含めております。また、期限のない劣後特約貸出金15,821百万円については「5年超」に含めております。</p>		貸借対照表計上額						外部出資	39,453百万円						(注)外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。							④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額								1年以内	1年超	2年超	3年超	4年超	5年超	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	預け金	444,279	—	—	—	—	—	有価証券 その他 有価証券のうち満期があるもの	6,336	10,339	12,765	11,585	6,377	102,845	貸出金	17,570	27,355	31,386	15,546	9,710	41,332	合計	468,187	37,695	44,152	27,131	16,087	144,177
	貸借対照表計上額																																																																																																																																											
外部出資	39,156百万円																																																																																																																																											
(注)外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。																																																																																																																																												
④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額																																																																																																																																												
	1年以内	1年超	2年超	3年超	4年超	5年超																																																																																																																																						
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円																																																																																																																																						
預け金	483,048	—	—	—	—	—																																																																																																																																						
有価証券 その他 有価証券のうち満期があるもの	9,404	9,625	10,626	13,239	11,533	83,308																																																																																																																																						
貸出金	12,232	14,453	21,766	27,554	12,453	39,582																																																																																																																																						
合計	504,684	24,079	32,393	40,793	23,987	122,890																																																																																																																																						
	貸借対照表計上額																																																																																																																																											
外部出資	39,453百万円																																																																																																																																											
(注)外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。																																																																																																																																												
④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額																																																																																																																																												
	1年以内	1年超	2年超	3年超	4年超	5年超																																																																																																																																						
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円																																																																																																																																						
預け金	444,279	—	—	—	—	—																																																																																																																																						
有価証券 その他 有価証券のうち満期があるもの	6,336	10,339	12,765	11,585	6,377	102,845																																																																																																																																						
貸出金	17,570	27,355	31,386	15,546	9,710	41,332																																																																																																																																						
合計	468,187	37,695	44,152	27,131	16,087	144,177																																																																																																																																						

区 分	令和元年度 (自平成31年4月1日至令和2年3月31日)							令和2年度 (自令和2年4月1日至令和3年3月31日)						
	7. 有価証券に関する注記	⑤借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額							⑤借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額					
		1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超		1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
		百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円		百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
貯 金		706,055	30,309	4,076	—	—	—	貯 金	679,912	38,975	4,106	—	70	—
借入金		—	1,900	6,900	7,700	—	—	借入金	1,900	6,900	7,700	8,400	—	—
合 計		706,055	32,209	10,976	7,700	—	—	合 計	681,812	45,875	11,806	8,400	70	—
(注) 1. 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。							(注) 1. 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。							
(1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。							(1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。							
① 売買目的有価証券 売買目的として保有している有価証券はございません。							① 売買目的有価証券 売買目的として保有している有価証券はございません。							
② 満期保有目的の債券 満期保有目的として保有している債券はございません。							② 満期保有目的の債券 満期保有目的として保有している債券はございません。							
③ その他有価証券 その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。							③ その他有価証券 その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。							
	種 類	取得原価	貸借対照表計上額	差 額				種 類	取得原価	貸借対照表計上額	差 額			
		百万円	百万円	百万円					百万円	百万円	百万円			
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	債 券	株 式	2,783	6,413	3,629			貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	債 券	株 式	3,305	8,649	5,344	
		国債	35,826	38,512	2,686		国債			35,663	37,954	2,291		
		地方債	15,500	15,591	91		地方債			12,320	12,378	57		
		社債	20,852	20,956	103		社債			32,274	32,508	234		
		外国証券	28,934	32,783	3,848		外国証券			31,573	34,863	3,289		
		その他	5,930	7,012	1,081		その他			12,709	16,729	4,019		
小 計	109,828	121,270	11,442		小 計	127,846	143,084	15,238						
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	債 券	株 式	448	407	△40		貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	債 券	株 式	45	44	△0		
		国債	500	499	△0				国債	18,176	18,054	△122		
		地方債	3,500	3,470	△29				地方債	1,470	1,468	△1		
		社債	24,173	23,678	△495				社債	13,101	12,982	△119		
		外国証券	5,446	5,169	△276				外国証券	823	821	△2		
		その他	7,691	6,863	△827				その他	1,581	1,528	△53		
小 計	41,760	40,089	△1,670		小 計	35,199	34,808	△390						
合 計	151,589	161,360	9,771		合 計	163,045	177,893	14,938						
(注) 上記の差額から繰延税金負債2,670百万円を差し引いた金額7,100百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。							(注) 上記の差額から繰延税金負債4,091百万円を差し引いた金額10,846百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。							
(2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はございません。							(2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はございません。							
(3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。							(3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。							
	売却額	売却益	売却損			売却額	売却益	売却損						
	百万円	百万円	百万円			百万円	百万円	百万円						
株 式	75	—	28		株 式	274	171	5						
債 券	13,404	354	2		債 券	26,735	768	525						
その他	657	—	219		その他	3,180	152	149						
合 計	14,137	354	249		合 計	30,189	1,092	681						
(4) その他有価証券のうち、当該有価証券の発行会社の信用状況に重大な懸念が生じており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。当年度における減損処理額は90百万円（社債）であります。							(4) その他有価証券のうち、当該有価証券の発行会社の信用状況に重大な懸念が生じており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。当年度における減損処理額は90百万円（社債）であります。							

区分	令和元年度 (自平成31年4月1日至令和2年3月31日)	令和2年度 (自令和2年4月1日至令和3年3月31日)																																				
8. 金銭の信託に関する注記	<p>金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりであります。</p> <p>① 運用目的の金銭の信託 運用目的として保有している金銭の信託はございません。</p> <p>② 満期保有目的の金銭の信託 満期保有目的として保有している金銭の信託はございません。</p> <p>③ その他の金銭の信託</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>貸借対照表計上額</th> <th>取得原価</th> <th>差額</th> <th>うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの</th> <th>うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの</th> </tr> <tr> <th></th> <th>百万円</th> <th>百万円</th> <th>百万円</th> <th>百万円</th> <th>百万円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他の金銭の信託</td> <td>6,387</td> <td>7,140</td> <td>△752</td> <td>90</td> <td>843</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 上記の差額から繰延税金資産208百万円を差し引いた金額△544百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。</p> <p>2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。</p> <p>3. 金銭の信託(合同運用を除く。)において信託財産を構成している「売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く。)」のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当年度の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。</p> <p>当年度における減損処理額は、93百万円(株式)で、同額を金銭の信託運用益から減額しています。</p> <p>なお、減損処理にあたっては、当年度末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%以上50%未満下落した場合は、回復の可能性を考慮して減損処理を行っております。</p>		貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの		百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	その他の金銭の信託	6,387	7,140	△752	90	843	<p>金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりであります。</p> <p>① 運用目的の金銭の信託 運用目的として保有している金銭の信託はございません。</p> <p>② 満期保有目的の金銭の信託 満期保有目的として保有している金銭の信託はございません。</p> <p>③ その他の金銭の信託</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>貸借対照表計上額</th> <th>取得原価</th> <th>差額</th> <th>うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの</th> <th>うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの</th> </tr> <tr> <th></th> <th>百万円</th> <th>百万円</th> <th>百万円</th> <th>百万円</th> <th>百万円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他の金銭の信託</td> <td>13,307</td> <td>11,740</td> <td>1,567</td> <td>1,737</td> <td>170</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 上記の差額から繰延税金資産418百万円を差し引いた金額1,148百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。</p> <p>2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。</p>		貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの		百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	その他の金銭の信託	13,307	11,740	1,567	1,737	170
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの																																	
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円																																	
その他の金銭の信託	6,387	7,140	△752	90	843																																	
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの																																	
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円																																	
その他の金銭の信託	13,307	11,740	1,567	1,737	170																																	
9. 退職給付に関する注記	<p>(1) 退職給付</p> <p>① 採用している退職給付制度の概要 当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度(非積立型制度)を設けており、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。</p> <p>当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しております。</p> <p>② 確定給付制度</p> <p>a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表</p> <table border="1"> <tr><td>期首における退職給付引当金</td><td>661百万円</td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td>50百万円</td></tr> <tr><td>退職給付の支払額</td><td>△74百万円</td></tr> <tr><td>期末における退職給付引当金</td><td>637百万円</td></tr> </table> <p>b 退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表</p> <table border="1"> <tr><td>非積立型制度の退職給付債務</td><td>637百万円</td></tr> <tr><td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td><td>637百万円</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td>637百万円</td></tr> <tr><td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td><td>637百万円</td></tr> </table> <p>c 退職給付に関連する損益</p> <table border="1"> <tr><td>簡便法で計算した退職給付費用</td><td>50百万円</td></tr> </table>	期首における退職給付引当金	661百万円	退職給付費用	50百万円	退職給付の支払額	△74百万円	期末における退職給付引当金	637百万円	非積立型制度の退職給付債務	637百万円	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	637百万円	退職給付引当金	637百万円	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	637百万円	簡便法で計算した退職給付費用	50百万円	<p>(1) 退職給付</p> <p>① 採用している退職給付制度の概要 当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度(非積立型制度)を設けており、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。</p> <p>当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しております。</p> <p>② 確定給付制度</p> <p>a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表</p> <table border="1"> <tr><td>期首における退職給付引当金</td><td>637百万円</td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td>45百万円</td></tr> <tr><td>退職給付の支払額</td><td>△84百万円</td></tr> <tr><td>期末における退職給付引当金</td><td>598百万円</td></tr> </table> <p>b 退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表</p> <table border="1"> <tr><td>非積立型制度の退職給付債務</td><td>598百万円</td></tr> <tr><td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td><td>598百万円</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td>598百万円</td></tr> <tr><td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td><td>598百万円</td></tr> </table> <p>c 退職給付に関連する損益</p> <table border="1"> <tr><td>簡便法で計算した退職給付費用</td><td>45百万円</td></tr> </table>	期首における退職給付引当金	637百万円	退職給付費用	45百万円	退職給付の支払額	△84百万円	期末における退職給付引当金	598百万円	非積立型制度の退職給付債務	598百万円	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	598百万円	退職給付引当金	598百万円	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	598百万円	簡便法で計算した退職給付費用	45百万円
期首における退職給付引当金	661百万円																																					
退職給付費用	50百万円																																					
退職給付の支払額	△74百万円																																					
期末における退職給付引当金	637百万円																																					
非積立型制度の退職給付債務	637百万円																																					
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	637百万円																																					
退職給付引当金	637百万円																																					
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	637百万円																																					
簡便法で計算した退職給付費用	50百万円																																					
期首における退職給付引当金	637百万円																																					
退職給付費用	45百万円																																					
退職給付の支払額	△84百万円																																					
期末における退職給付引当金	598百万円																																					
非積立型制度の退職給付債務	598百万円																																					
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	598百万円																																					
退職給付引当金	598百万円																																					
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	598百万円																																					
簡便法で計算した退職給付費用	45百万円																																					

区 分	令和元年度 (自平成31年4月1日至令和2年3月31日)	令和2年度 (自令和2年4月1日至令和3年3月31日)																																																									
10. 税効果会計 に関する注記	<p>(2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため提出した特例業務負担金を含めて計上しております。</p> <p>なお、当年度において存続組合に対して提出した特例業務負担金の額は8百万円となっております。</p> <p>また、存続組合より示された令和2年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は99百万円となっております。</p>	<p>(2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため提出した特例業務負担金を含めて計上しております。</p> <p>なお、当年度において存続組合に対して提出した特例業務負担金の額は8百万円となっております。</p> <p>また、存続組合より示された令和3年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は91百万円となっております。</p>																																																									
	<p>(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">繰延税金資産</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>賞与引当金超過額</td> <td>7 百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金超過額</td> <td>176 百万円</td> </tr> <tr> <td>相互援助積立金超過額</td> <td>540 百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券有税償却額</td> <td>22 百万円</td> </tr> <tr> <td>未払奨励金</td> <td>89 百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>12 百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td>848 百万円</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td>△563 百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計(A)</td> <td>285 百万円</td> </tr> <tr> <th colspan="2">繰延税金負債</th> </tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td> <td>△2,462 百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計(B)</td> <td>△2,462 百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債の純額(A)+(B)</td> <td>△2,177 百万円</td> </tr> </tbody> </table>	繰延税金資産		賞与引当金超過額	7 百万円	退職給付引当金超過額	176 百万円	相互援助積立金超過額	540 百万円	有価証券有税償却額	22 百万円	未払奨励金	89 百万円	その他	12 百万円	繰延税金資産小計	848 百万円	評価性引当額	△563 百万円	繰延税金資産合計(A)	285 百万円	繰延税金負債		その他有価証券評価差額金	△2,462 百万円	繰延税金負債合計(B)	△2,462 百万円	繰延税金負債の純額(A)+(B)	△2,177 百万円	<p>(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">繰延税金資産</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>賞与引当金超過額</td> <td>7 百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金超過額</td> <td>165 百万円</td> </tr> <tr> <td>相互援助積立金超過額</td> <td>540 百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券有税償却額</td> <td>36 百万円</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td>3 百万円</td> </tr> <tr> <td>未払奨励金</td> <td>91 百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>14 百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td>859 百万円</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td>△578 百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計(A)</td> <td>280 百万円</td> </tr> <tr> <th colspan="2">繰延税金負債</th> </tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td> <td>△4,510 百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計(B)</td> <td>△4,510 百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債の純額(A)+(B)</td> <td>△4,230 百万円</td> </tr> </tbody> </table>	繰延税金資産		賞与引当金超過額	7 百万円	退職給付引当金超過額	165 百万円	相互援助積立金超過額	540 百万円	有価証券有税償却額	36 百万円	未払事業税	3 百万円	未払奨励金	91 百万円	その他	14 百万円	繰延税金資産小計	859 百万円	評価性引当額	△578 百万円	繰延税金資産合計(A)	280 百万円	繰延税金負債		その他有価証券評価差額金	△4,510 百万円	繰延税金負債合計(B)	△4,510 百万円	繰延税金負債の純額(A)+(B)
繰延税金資産																																																											
賞与引当金超過額	7 百万円																																																										
退職給付引当金超過額	176 百万円																																																										
相互援助積立金超過額	540 百万円																																																										
有価証券有税償却額	22 百万円																																																										
未払奨励金	89 百万円																																																										
その他	12 百万円																																																										
繰延税金資産小計	848 百万円																																																										
評価性引当額	△563 百万円																																																										
繰延税金資産合計(A)	285 百万円																																																										
繰延税金負債																																																											
その他有価証券評価差額金	△2,462 百万円																																																										
繰延税金負債合計(B)	△2,462 百万円																																																										
繰延税金負債の純額(A)+(B)	△2,177 百万円																																																										
繰延税金資産																																																											
賞与引当金超過額	7 百万円																																																										
退職給付引当金超過額	165 百万円																																																										
相互援助積立金超過額	540 百万円																																																										
有価証券有税償却額	36 百万円																																																										
未払事業税	3 百万円																																																										
未払奨励金	91 百万円																																																										
その他	14 百万円																																																										
繰延税金資産小計	859 百万円																																																										
評価性引当額	△578 百万円																																																										
繰延税金資産合計(A)	280 百万円																																																										
繰延税金負債																																																											
その他有価証券評価差額金	△4,510 百万円																																																										
繰延税金負債合計(B)	△4,510 百万円																																																										
繰延税金負債の純額(A)+(B)	△4,230 百万円																																																										
11. キャッシュ・ フロー計算書 に関する注記	<p>(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>法定実効税率</td> <td>27.66%</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td>0.53%</td> </tr> <tr> <td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td> <td>△12.96%</td> </tr> <tr> <td>事業分量配当金</td> <td>△12.99%</td> </tr> <tr> <td>住民税均等割等</td> <td>0.50%</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額の増減</td> <td>△1.04%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>0.53%</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td>2.23%</td> </tr> </tbody> </table> <p>キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金であります。</p>	法定実効税率	27.66%	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	0.53%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△12.96%	事業分量配当金	△12.99%	住民税均等割等	0.50%	評価性引当額の増減	△1.04%	その他	0.53%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	2.23%	<p>(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>法定実効税率</td> <td>27.66%</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td>0.20%</td> </tr> <tr> <td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td> <td>△10.21%</td> </tr> <tr> <td>事業分量配当金</td> <td>△14.04%</td> </tr> <tr> <td>住民税均等割等</td> <td>0.47%</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額の増減</td> <td>1.61%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>0.67%</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td>6.36%</td> </tr> </tbody> </table> <p>キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金であります。</p>	法定実効税率	27.66%	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	0.20%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△10.21%	事業分量配当金	△14.04%	住民税均等割等	0.47%	評価性引当額の増減	1.61%	その他	0.67%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	6.36%																					
	法定実効税率	27.66%																																																									
(調整)																																																											
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.53%																																																										
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△12.96%																																																										
事業分量配当金	△12.99%																																																										
住民税均等割等	0.50%																																																										
評価性引当額の増減	△1.04%																																																										
その他	0.53%																																																										
税効果会計適用後の法人税等の負担率	2.23%																																																										
法定実効税率	27.66%																																																										
(調整)																																																											
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.20%																																																										
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△10.21%																																																										
事業分量配当金	△14.04%																																																										
住民税均等割等	0.47%																																																										
評価性引当額の増減	1.61%																																																										
その他	0.67%																																																										
税効果会計適用後の法人税等の負担率	6.36%																																																										

● 財務諸表の適正性等にかかる確認

確 認 書

- 1 私は令和2年4月1日から令和3年3月31日までの事業年度に係るディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において関係諸法令に準拠して適正に表示されていることを確認しました。
- 2 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。
 - ① 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - ② 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - ③ 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和3年7月1日

佐賀県信用農業協同組合連合会

代表理事理事長 材木 洋幸

(注) 財務諸表とは、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、剰余金処分計算書、注記表を指しています。

● 会計監査人の監査

令和2年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、会計監査人の監査を受けております。

(会計監査人の名称) みのり監査法人(令和3年7月末現在)
所在地 東京都港区芝5-29-11 G-BASE田町

経営指標等

● 最近5年間の主要な経営指標

(単位：百万円、人、%)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
経常収益	7,602	7,810	7,785	6,843	7,283
経常利益	1,563	1,334	1,153	875	945
当期剰余金	1,284	1,103	1,090	855	885
出資金	28,130	28,130	28,129	28,129	28,129
(出資口数)	(937,698)	(937,698)	(937,642)	(937,642)	(937,642)
純資産額	60,897	60,886	61,848	59,382	65,013
総資産額	770,672	812,625	816,625	823,865	822,582
貯金等残高	701,494	742,514	737,353	740,441	723,063
貸出金残高	116,835	120,295	129,045	128,042	142,902
有価証券残高	140,951	140,726	157,588	161,360	177,983
剰余金配当金額	669	686	699	692	761
・普通出資配当額	281	281	281	281	281
・事業分量配当額	388	404	418	411	480
職員数	89	86	93	91	90
単体自己資本比率	21.81	20.57	17.82	17.08	17.05

(注)「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農林水産省告示第2号)に基づき算出しております。

● 利益総括表

(単位：百万円、%)

	令和元年度	令和2年度	増減
資金運用収支	1,353	1,288	△65
役務取引等収支	87	91	3
その他事業収支	912	613	△298
事業粗利益	2,353	1,993	△360
(事業粗利益率)	(0.29)	(0.25)	(△0.04)

- (注) 1. 資金運用収支=資金運用収益-(資金調達費用-金銭の信託運用見合費用)
 2. 役務取引等収支=役務取引等収益-役務取引等費用
 3. その他事業収支=その他事業収益-その他事業費用
 4. 事業粗利益=資金運用収支+役務取引等収支+その他事業収支
 5. 事業粗利益率=事業粗利益÷資金運用勘定平均残高×100

● 事業純益

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	増減
事業純益		554	
実質事業純益		631	
コア事業純益		478	
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く)		478	

- (注) 1. 事業純益=事業収益-(事業費用-金銭の信託運用見合費用)-一般貸倒引当金繰入額
 2. 実質事業純益=事業純益+一般貸倒引当金繰入額
 3. コア事業純益=実質事業純益-国債等債券関係損益
 国債等債券関係損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。
 4. 農協法施行規則の改正を受け令和2年度分より開示することとなったため、令和2年度分のみを開示しております。

● 資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

	令和元年度			令和2年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	770,809	5,489	0.71	788,724	5,275	0.67
うち預け金	498,303	2,792	0.56	499,765	2,530	0.51
有価証券	145,594	1,810	1.24	155,796	1,935	1.24
貸出金	126,902	885	0.70	133,157	810	0.61
資金調達勘定	756,728	4,135	0.55	774,823	3,987	0.51
うち貯金	751,280	4,172	0.56	761,254	4,020	0.53
譲渡性貯金	—	—	—	—	—	—
借入金	12,235	—	—	21,181	—	—
総資金利ざや	—	—	△ 0.03	—	—	△ 0.02

(注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率

 令和元年度 0.71% 0.74%
 令和2年度 0.67% 0.69%

2. 預け金には受取奨励金・特別配当金を、貯金には支払奨励金を含んでいます。

3. 資金調達勘定計の平均残高及び利息は金銭の信託運用見合額及び金銭の信託運用見合費用を控除しています。

● 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

	令和元年度増減額	令和2年度増減額
受 取 利 息	△ 1,151	△ 213
うち 預 け 金	△ 578	△ 262
有 価 証 券	△ 157	124
貸 出 金	△ 416	△ 75
支 払 利 息	△ 435	△ 148
うち 貯 金	△ 437	△ 151
譲 渡 性 貯 金	—	—
借 用 金	—	—
差 引	△ 716	△ 65

(注) 1. 増減額は前年度対比です。

2. 預け金には受取奨励金・特別配当金を、貯金には支払奨励金を含んでいます。

3. 支払利息計の増減額は金銭の信託運用見合費用控除後の支払利息額の増減額です。

● 利益率

(単位：%)

	令和元年度	令和2年度	増 減
総資産経常利益率	0.11	0.11	—
純資産経常利益率	1.64	1.76	0.12
総資産当期純利益率	0.10	0.11	0.01
純資産当期純利益率	1.60	1.65	0.05

(注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益÷総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

2. 純資産経常利益率＝経常利益÷純資産勘定平均残高×100

3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金÷総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

4. 純資産当期純利益率＝当期剰余金÷純資産勘定平均残高×100

● 貯貸率・貯証率

(単位：%)

		令和元年度	令和2年度	増 減
貯 貸 率	期 末	17.29	19.76	2.47
	期 中 平 均	16.89	17.49	0.60
貯 証 率	期 末	21.79	22.59	0.80
	期 中 平 均	19.38	20.47	1.09

貯 金

●貯金に関する指標

(科目別貯金平均残高)

(単位：百万円、%)

	令和元年度	令和2年度	増 減
流動性貯金	20,529(2.7)	20,876(2.7)	346
定期性貯金	730,540(97.3)	740,155(97.3)	9,614
その他の貯金	210(0.0)	222(0.0)	11
計	751,280(100.0)	761,254(100.0)	9,973
譲渡性貯金	-(-)	-(-)	-
合計	751,280(100.0)	761,254(100.0)	9,973

- (注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋通知貯金
 2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金
 3. ()内は構成比です。

(定期貯金残高)

(単位：百万円、%)

	令和元年度	令和2年度	増 減
定期貯金	723,688(100.0)	709,496(100.0)	△ 14,192
うち固定金利定期	723,688(100.0)	709,496(100.0)	△ 14,192
変動金利定期	-(-)	-(-)	-

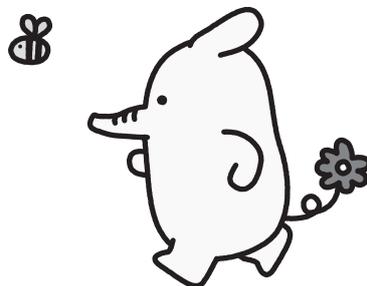
- (注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
 2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金
 3. ()内は構成比です。

為 替 業 務

●内国為替の取扱実績

(単位：件、百万円)

種 類	令和元年度		令和2年度	
	仕 向	被仕向	仕 向	被仕向
送金・振込 (件数)	(78,070)	(45,949)	(90,846)	(43,155)
金額	140,812	376,143	167,585	373,692
代金取立 (件数)	(50)	(11)	(35)	(-)
金額	148	27	92	-
雑為替 (件数)	(3,491)	(3,678)	(3,187)	(3,642)
金額	4,885	3,765	4,552	4,355



貸 出 金

● 貸出金等に関する指標

(科目別貸出金平均残高)

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	増 減
手形貸付	238	240	2
証書貸付	126,435	132,658	6,222
当座貸越	228	258	29
割引手形	—	—	—
合計	126,902	133,157	6,255

(貸出金の金利条件別内訳残高)

(単位：百万円、%)

	令和元年度	令和2年度	増 減
固定金利貸出	100,921(78.8)	114,976(80.5)	14,055
変動金利貸出	27,120(21.2)	27,926(19.5)	805
合計	128,042(100.0)	142,902(100.0)	14,860

(注) ()内は構成比です。

(貸出金の担保別内訳残高)

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	増 減
貯金等	226	226	—
有価証券	—	—	—
動産	310	303	△ 6
不動産	1,710	2,480	769
その他担保物	—	—	—
計	2,247	3,010	762
農業信用基金協会保証	61	63	2
その他保証	17,691	21,730	4,038
計	17,752	21,793	4,041
信用	108,042	118,098	10,056
合計	128,042	142,902	14,860

(債務保証の担保別内訳残高)

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	増 減
貯金等	—	—	—
有価証券	—	—	—
動産	—	—	—
不動産	28	57	28
その他担保物	—	—	—
計	28	57	28
信用	834	628	△ 205
合計	862	685	△ 177

● 貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円、%)

	令和元年度	令和2年度	増 減
設 備 資 金	19,353(15.1)	23,315(16.3)	3,961
運 転 資 金	108,688(84.9)	119,587(83.7)	10,899
合 計	128,042(100.0)	142,902(100.0)	14,860

(注) ()内は構成比です。

● 営農類型別貸出金残高

(単位：百万円)

種 類	令和元年度	令和2年度	増 減
農 業	—	—	—
うち耕作	6	4	△ 1
野菜・園芸	—	—	—
果樹・樹園農業	—	7	7
工芸作物	—	—	—
養豚・肉牛・酪農	48	43	△ 4
養鶏・養卵	16	13	△ 3
養蚕	—	—	—
その他農業	—	—	—
農業関連団体等	4,890	5,692	802
合 計	4,962	5,761	799

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関係団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関する事業に必要な資金等が該当します。
 2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられていない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
 3. 「農業関連団体等」には、JA及び専門農協とそれらの子会社が含まれています。

● 資金種類別貸出金残高

(単位：百万円)

種 類	令和元年度	令和2年度	増 減
プロパー資金	1,251	1,156	△ 95
農業制度資金	3,710	4,605	894
うち農業近代化資金	3,709	4,604	895
その他制度資金	1	1	△ 0
合 計	4,962	5,761	799

(注) 1. プロパー資金とは、当会原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
 2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的又は間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで当会が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
 3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

● 受託貸付金残高

(単位：百万円)

受 託 先	令和元年度	令和2年度	増 減
株式会社日本政策金融公庫 (農 林 水 産 事 業)	5,776	5,690	△ 86
株式会社日本政策金融公庫 (国 民 生 活 事 業)	14	11	△ 3
独立行政法人住宅金融支援機構	2,024	1,660	△ 363
独立行政法人福祉医療機構	29	25	△ 3
合 計	7,845	7,387	△ 457

● リスク管理債権残高

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	増 減
破綻先債権額	—	—	—
延滞債権額	93	84	△ 9
3カ月以上延滞債権額	—	—	—
貸出条件緩和債権額	—	—	—
合 計 (A)	93	84	△ 9
担保・保証付債権 (B)	14	13	△ 0
キャッシュフローによる回収可能額 (C)	17	17	△ 0
個別貸倒引当金繰入額 (D)	61	53	△ 8
担保・保証等控除後債権 (A-B-C-D)	—	—	—

● 金融再生法開示債権残高

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	増 減
破綻更生債権及びこれらに準ずる債権	2	2	—
危険債権	93	84	△ 9
要管理債権	—	—	—
小 計	96	86	△ 9
正常債権	128,949	143,643	14,694
貸出金等債権合計	129,045	143,730	14,685

● 金融再生法開示債権の保全状況

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	増 減
金融再生法開示債権合計 (A)	96	86	△ 9
担保・保証付債権 (B)	14	13	△ 0
キャッシュフローによる回収可能額 (C)	17	17	△ 0
個別貸倒引当金繰入額 (D)	63	54	△ 9
担保・保証等控除後債権 (A-B-C-D)	—	—	—

● 貸倒引当金及びJAバンク支援積立金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和元年度				令和2年度					
	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	
			目的使用	その他			目的使用	その他		
一般貸倒引当金	425	281	—	425	281	281	358	—	281	358
個別貸倒引当金	74	63	—	74	63	63	54	—	63	54
計	499	344	—	499	344	344	413	—	344	413
JAバンク支援 積立金	1,953	—	—	—	1,953	1,953	—	—	—	1,953
合 計	2,453	344	—	499	2,298	2,298	413	—	344	2,366

● 貸出金償却の額

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度
貸出金償却額	—	—

(注) 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。なお、令和元年度、2年度に相殺した金額はありません。

● 元本補填契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況

該当する取引はありません。

有 価 証 券

● 有価証券に関する指標

(種類別有価証券平均残高)

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	増 減
国 債	36,134	43,172	7,038
地 方 債	15,769	16,311	542
政 府 保 証 債	—	—	—
金 融 債	—	—	—
短 期 社 債	—	—	—
社 債	42,912	46,046	3,133
外 国 証 券	34,379	33,709	△ 669
株 式	3,312	3,231	△ 80
受 益 証 券	12,081	12,154	72
投 資 証 券	1,005	1,169	164
合 計	145,594	155,796	10,201

(商品有価証券種類別平均残高)

該当する取引はありません。

(有価証券残存期間別残高)

(単位：百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
令和元年度								
国 債	—	1,025	6,186	4,594	7,166	20,039	—	39,011
地 方 債	—	—	—	3,528	15,533	—	—	19,061
政 府 保 証 債	—	—	—	—	—	—	—	—
金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	4,800	8,763	7,018	12,611	11,043	397	—	44,635
株 式	—	—	—	—	—	—	6,821	6,821
外 国 証 券	4,454	8,700	8,556	5,517	10,723	—	—	37,953
受 益 証 券	—	455	1,207	513	1,234	—	9,058	12,468
投 資 証 券	—	—	—	—	—	—	1,408	1,408
令和2年度								
国 債	—	5,103	4,281	6,888	3,557	36,178	—	56,009
地 方 債	—	—	—	10,344	3,502	—	—	13,846
政 府 保 証 債	—	—	—	—	—	—	—	—
金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	4,609	3,639	7,608	17,784	8,306	3,542	—	45,491
株 式	—	—	—	—	—	—	8,693	8,693
外 国 証 券	1,112	12,134	4,297	10,007	6,765	1,365	—	35,684
受 益 証 券	—	1,615	702	784	1,881	521	10,831	16,336
投 資 証 券	—	—	—	—	—	—	1,921	1,921

● 有価証券等の時価情報

(有価証券)

売買目的有価証券

売買目的として保有している有価証券はありません。

満期保有目的の債券

満期保有目的として保有している有価証券はありません。

その他有価証券

(単位：百万円)

		令和元年度			令和2年度		
		取得原価	貸借対照表計上額	評価差額	取得原価	貸借対照表計上額	評価差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	2,783	6,413	3,629	3,305	8,649	5,344
	国債	35,826	38,512	2,686	35,663	37,954	2,291
	地方債	15,500	15,591	91	12,320	12,378	57
	金融債	—	—	—	—	—	—
	社債	20,852	20,956	103	32,274	32,508	234
	外国証券	28,934	32,783	3,848	31,573	34,863	3,289
	その他	5,930	7,012	1,081	12,709	16,729	4,019
	小計	109,828	121,270	11,442	127,846	143,084	15,238
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	448	407	△40	45	44	△0
	国債	500	499	△0	18,176	18,054	△122
	地方債	3,500	3,470	△29	1,470	1,468	△1
	金融債	—	—	—	—	—	—
	社債	24,173	23,678	△495	13,101	12,982	△119
	外国証券	5,446	5,169	△276	823	821	△2
	その他	7,691	6,863	△827	1,581	1,528	△53
	小計	41,760	40,089	△1,670	35,199	34,898	△300
合計	151,589	161,360	9,771	163,045	177,983	14,938	

(注) 貸借対照表計上額は、当年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものです。

(金銭の信託)

運用目的の金銭の信託

運用目的として保有している金銭の信託はありません。

満期保有目的の金銭の信託

満期保有目的として保有している金銭の信託はありません。

その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	令和元年度					令和2年度				
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	6,387	7,140	△752	90	843	13,307	11,740	1,567	1,737	170

(注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ差額の内訳であります。

(デリバティブ取引等)

金利関連取引

(単位：百万円)

区 分			令和元年度			令和2年度		
			契約額等	時 価	評価損益	契約額等	時 価	評価損益
取引所	金利先物	売 建	—	—	—	—	—	—
		買 建	—	—	—	—	—	—
	金利オプション	売 建	—	—	—	—	—	—
		買 建	—	—	—	—	—	—
店頭	金利スワップ	受取固定 支払変動	—	—	—	—	—	—
		受取変動 支払固定	—	—	—	—	—	—
	金利オプション	売 建	—	—	—	—	—	—
		買 建	—	—	—	—	—	—
合		計	—	—	—	—	—	—

通貨関連取引

(単位：百万円)

区 分			令和元年度			令和2年度		
			契約額等	時 価	評価損益	契約額等	時 価	評価損益
取引所	通貨先物	売 建	—	—	—	—	—	—
		買 建	—	—	—	—	—	—
	通貨オプション	売 建	—	—	—	—	—	—
		買 建	—	—	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—	—	—	—	
店頭	為替予約	売 建	—	—	—	—	—	—
		買 建	—	—	—	—	—	—
合		計	—	—	—	—	—	—

株式関連取引

(単位：百万円)

区 分			令和元年度			令和2年度		
			契約額等	時 価	評価損益	契約額等	時 価	評価損益
取引所	株価先物	売 建	—	—	—	—	—	—
		買 建	—	—	—	—	—	—
	株価指数オプション	売 建	—	—	—	—	—	—
		買 建	—	—	—	—	—	—
合		計	—	—	—	—	—	

債券関連取引

(単位：百万円)

区 分			令和元年度			令和2年度		
			契約額等	時 価	評価損益	契約額等	時 価	評価損益
取引所	債券先物	売 建	—	—	—	—	—	—
		買 建	—	—	—	—	—	—
	債券先物オプション	売 建	—	—	—	—	—	—
		買 建	—	—	—	—	—	—
店頭	債券店頭	売 建	—	—	—	—	—	—
	オプション	買 建	—	—	—	—	—	—
合		計	—	—	—	—	—	—

自己資本の充実の状況

●自己資本の充実の状況

◆自己資本の状況

○自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保の増加に努めるとともに、不良債権処理および業務の効率化等に取り組んだ結果、令和3年3月末における自己資本比率は、17.05%となりました。

当会は、まず規制対応及び事業継続を確保する目的から、法令で定められた要件に基づき規制上の自己資本比率を算出し、規制資本を把握、管理することにより自己資本充実度の評価を行っています。

具体的には、「規制資本管理規程」を定め、信用リスク・アセット額については標準的手法及び信用リスク削減手法、オペレーショナル・リスク相当額については、基礎的手法を採用して、自己資本比率を算出し、モニタリングを実施するほか、所要自己資本額の充実度を評価するため、毎月ストレス・テストを行っています。自己資本比率が一定の水準を下回るもしくは下回る可能性が高い等の場合は、自己資本増強等の実行可能な対応策を検討し、対応する体制を構築しています。

○経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は会員からの普通出資金により調達しています。

普通出資金

項目	内容
発行主体	佐賀県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資金
コア資本にかかる基礎項目に算入した額	281億円

当会では、将来的な信用リスクや金利リスクの増加に備え、安定した経営基盤を構築するため、収益力強化による内部留保の充実に努めるなど自己資本増強への取組みを進めています。

また、自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出要領」及び「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。これに基づき、当会における信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。



○自己資本の構成

(単位：百万円)

項 目	令和元年度		令和2年度	
		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	52,133		52,257	
うち、出資金及び資本準備金の額	28,129		28,129	
うち、再評価積立金の額	-		-	
うち、利益剰余金の額	24,696		24,889	
うち、外部流出予定額(△)	692		761	
うち、処分未済持分の額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	2,234		2,311	
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	2,234		2,311	
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	54,367		54,568	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	2		2	
うち、のれんに係るものの額	-		-	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	2		2	
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-		-	
適格引当金不足額	-		-	
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	-		-	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-		-	
前払年金費用の額	-		-	
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-		-	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-		-	
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-		-	
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-		-	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-		-	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-		-	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-		-	
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-		-	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-		-	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-		-	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-		-	
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	2		2	
自己資本				
自己資本の額(イ)-(ロ)	(ハ) 54,365		54,566	
リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	314,039		316,260	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-		-	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-		-	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	4,263		3,842	
信用リスク・アセット調整額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-		-	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	318,302		320,102	
自己資本比率				
自己資本比率(ハ)/(ニ)	17.08%		17.05%	

- (注) 1. 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。
 なお、当会は国内基準を採用しています。
2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
 基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。
 なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債権売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。

◆自己資本の充実度に関する事項

○信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	令和元年度			令和2年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	303	-	-	345	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	36,401	-	-	56,632	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	21,216	-	-	20,129	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	75,116	-	-	64,387	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	566	113	4	566	113	4
我が国の政府関係機関向け	3,434	686	27	3,438	687	27
地方三公社向け	88	-	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	528,140	102,711	4,108	472,520	90,162	3,606
法人等向け	80,082	45,222	1,808	101,182	62,091	2,483
中小企業等向け及び個人向け	23	17	0	6	5	0
抵当権付住宅ローン	352	123	4	110	38	1
不動産取得等事業向け	201	157	6	497	497	19
三月以上延滞等	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	3	0	0	5	1	0
信用保証協会等による保証付	59	5	0	62	6	0
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
出資等	8,205	8,205	328	9,049	9,049	361
（うち出資等のエクスポージャー）	8,205	8,205	328	9,049	9,049	361
（うち重要な出資のエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
上記以外	58,216	138,276	5,531	57,142	137,487	5,499
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	16,859	42,148	1,685	16,853	42,134	1,685
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	36,239	90,598	3,624	36,239	90,598	3,623
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	285	712	28	280	700	28
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
（うち上記以外のエクスポージャー）	4,832	4,816	192	3,769	4,053	162
証券化	-	-	-	-	-	-
（うちSTC要件適用分）	-	-	-	-	-	-
（うち非STC要件適用分）	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	16,488	15,020	600	19,952	16,119	644
（うちルックスルー方式）	16,488	15,020	600	19,952	16,119	644
（うちマニデート方式）	-	-	-	-	-	-
（うち蓋然性方式250%）	-	-	-	-	-	-
（うち蓋然性方式400%）	-	-	-	-	-	-
（うちフォールバック方式）	-	-	-	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-	-	-	-	-	-
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	828,901	310,543	12,421	806,032	316,260	12,650
CVAリスク相当額÷8%	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
合計(信用リスクアセットの額)	828,901	310,543	12,421	806,032	316,260	12,650
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 <基礎的手法>						
	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除した額	所要 自己資本額	所要 自己資本額	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除した額	所要 自己資本額	所要 自己資本額
	a	b=a×4%	a	a	b=a×4%	b=a×4%
	4,263	170	170	3,842	153	153
所要自己資本額	リスク・アセット等 (分母)合計	所要 自己資本額	所要 自己資本額	リスク・アセット等 (分母)合計	所要 自己資本額	所要 自己資本額
	a	b=a×4%	a	a	b=a×4%	b=a×4%
	314,806	12,592	12,592	320,105	12,804	12,804

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金にかかる経過措置により、リスク・アセットに算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
8. オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。

$$\frac{\text{（粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\% \text{）の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$



●信用リスクに関する事項

◆リスク管理の方針及び手続の概要

- 当会では、リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための態勢として、リスク管理に関する規程類を整備しています。

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産（オフバランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し損失を被るリスクのことです。当会は信用リスクを、極めて重要な収益源と位置付け、主体的にリスクテイクを行うとともに、効率的な信用リスクポートフォリオを構築し、安定的な収益の確保を目指しています。

このため、信用リスク取引に係る方針の策定（企画）、与信状況のモニタリング、個別案件の審査、執行の担当セクションが、それぞれ組織的に分離・独立し、相互に牽制し合うことにより、十全なリスクマネジメントを行うこととしており、信用リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための態勢として、「信用リスクマネジメント規程」を制定しています。

また、理事長、常務、各部長、監査室長をもって構成するリスク管理委員会を半期ごと（必要に応じて随時）に開催し、基本方針やリスク内容について審議しています。

- 当会における貸倒引当金の計上は、「資産の償却・引当要領」に基づき計上しています。

正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む）に相当する債権については、債務者区分毎に分類し、貸倒実績率等に基づき算定した額を計上しております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てています。なお、破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収及び利息の受取りにかかるキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当会の貸出シェアで按分した金額と債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てています。

◆標準的手法に関する事項

当会では、自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

- リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター（R&I）
株式会社日本格付研究所（JCR）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
S&Pグローバル・レーティング（S&P）
フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

- リスク・ウェイトの判定に当たり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付又はカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府及び中央銀行		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー（長期）	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー（短期）	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

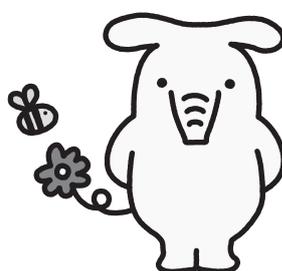
（注）「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

◆信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：百万円)

		令和元年度					令和2年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
地域別	国内	785,341	142,366	108,019	-	-	762,659	143,739	121,496	-	-
	国外	27,070	-	27,070	-	-	24,273	-	24,273	-	-
地域別残高計		812,412	142,366	135,090	-	-	786,933	143,739	145,770	-	-
業種別	農業	81	81	-	-	-	66	66	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	16,028	2,163	11,451	-	-	19,563	4,837	11,961	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	8,127	535	6,348	-	-	9,625	2,196	6,144	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	9,800	2,006	7,777	-	-	12,788	4,002	8,769	-	-
	運輸・通信業	9,585	438	7,089	-	-	9,350	447	6,791	-	-
	金融・保険業	612,585	74,136	16,969	-	-	571,774	74,160	14,716	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	14,857	6,509	7,736	-	-	15,682	6,437	8,442	-	-
	日本国政府・地方公共団体	92,518	55,584	36,933	-	-	107,229	50,064	54,459	-	-
	上記以外	43,001	-	40,782	-	-	35,876	500	34,485	-	-
個人	909	909	-	-	-	1,027	1,027	-	-	-	
その他	4,916	-	-	-	-	3,947	-	-	-	-	
業種別残高計		812,412	142,366	135,090	-	-	786,933	143,739	145,770	-	-
残存期間別	1年以下	514,676	22,755	8,649	-	-	466,060	16,154	5,421	-	-
	1年超3年以下	54,257	36,634	17,622	-	-	65,072	45,724	19,347	-	-
	3年超5年以下	49,824	28,906	20,917	-	-	48,092	32,253	15,839	-	-
	5年超7年以下	38,533	15,719	22,814	-	-	45,623	9,133	36,490	-	-
	7年超10年以下	53,566	10,743	42,823	-	-	37,373	12,020	25,352	-	-
	10年超	45,193	22,929	22,263	-	-	69,331	23,305	43,319	-	-
	期限の定めのないもの	56,630	4,677	-	-	-	55,380	5,148	-	-	-
残存期間別残高計		812,412	142,366	135,090	-	-	786,933	143,739	145,770	-	-
平均残高計		821,608	127,693	129,195	-	-	840,900	133,955	139,239	-	-

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
5. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。



◆貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

○貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

	令和元年度					令和2年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	425	281	-	425	281	281	358	-	281	358
個別貸倒引当金	74	63	-	74	63	63	54	-	63	54

○業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

		令和元年度					貸出金 償却	令和2年度					
		個別貸倒引当金				期末 残高		個別貸倒引当金				期末 残高	貸出金 償却
		期首 残高	期中 増加額	期中減少額				期首 残高	期中 増加額	期中減少額			
目的使用	その他	目的使用	その他	目的使用	その他								
地域別	国内	74	63	-	74	63	-	63	54	-	63	54	-
	国外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	地域別計	74	63	-	74	63	-	63	54	-	63	54	-
法人	農業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	21	18	-	21	18	-	18	15	-	18	15	-
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人		53	45	-	53	45	-	45	38	-	45	38	-
	業種別計	74	63	-	74	63	-	63	54	-	63	54	-

(注) 1. 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。
2. 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を記載しています。なお、相殺した金額はございません。

◆信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令和元年度			令和2年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	0%	-	147,947	147,947	-	163,149	163,149
	10%	-	59	59	-	62	62
	20%	11,733	517,563	529,297	12,610	455,724	468,334
	35%	-	352	352	-	110	110
	50%	50,456	-	50,456	70,844	-	70,844
	75%	-	23	23	-	57	57
	100%	15,431	15,460	30,892	14,668	16,332	31,000
	150%	-	-	-	-	-	-
	250%	-	53,383	53,383	-	53,373	53,373
	その他	-	-	-	-	-	-
	1250%	-	-	-	-	-	-
	合計	77,621	734,790	812,412	98,123	688,809	786,933

(注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

信用リスク削減手法に関する事項

◆信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

担保に関する評価及び管理方法は、一定のルールのもとに定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自会貯金です。

○適格金融資産担保付取引

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。

当会では、適格金融資産担保付取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

○保証

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行及び金融機関又は第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付がA-又はA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

○貸出金と自会貯金の相殺

貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが、監視及び管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

○信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	令和元年度			令和2年度		
	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け	155	—	—	180	—	—
中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	—	—	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	13	—	—	13	—	—
合計	169	—	—	194	—	—

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

● 派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項

◆ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）に係る取引です。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡し又は決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が5営業日又は市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払いを行う取引です。

当会では、派生商品取引については、ヘッジ目的のために実施しており、「信用リスクマネジメント規程」に基づきリスク管理委員会において与信限度額について審議し、ロスカットルールを設けてリスク管理を行っています。

なお、リスク資本の割当についての方針は、別段定めておりません。

◆ 派生商品取引及び長期決済期間取引の内訳

	令和元年度	令和2年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

令和元年度

(単位：百万円)

	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	担 保			信用リスク削減効果勘案後の与信相当額
			現金・自会貯金	債 券	その他	
(1)外国為替関連取引	—	—	—	—	—	—
(2)金利関連取引	—	—	—	—	—	—
(3)金関連取引	—	—	—	—	—	—
(4)株式関連取引	—	—	—	—	—	—
(5)貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—	—	—
(6)その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
(7)クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—
派生商品合計	—	—	—	—	—	—
長期決済期間取引	—	—	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(▲)		—				—
合 計	—	—	—	—	—	—

令和2年度

(単位：百万円)

	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	担 保			信用リスク削減効果勘案後の与信相当額
			現金・自会貯金	債 券	その他	
(1)外国為替関連取引	—	—	—	—	—	—
(2)金利関連取引	—	—	—	—	—	—
(3)金関連取引	—	—	—	—	—	—
(4)株式関連取引	—	—	—	—	—	—
(5)貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—	—	—
(6)その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
(7)クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—
派生商品合計	—	—	—	—	—	—
長期決済期間取引	—	—	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(▲)		—				—
合 計	—	—	—	—	—	—

- (注) 1. 「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト(ただし0を下回らない)をいいます。
2. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
3. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

◆与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

◆信用リスク削減手法の効果을 勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

●証券化エクスポージャーに関する事項

◆リスク管理の方針及び手続の概要

「証券化エクスポージャー」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポージャーのことです。「再証券化エクスポージャー」とは、原資産の一部又は全部が証券化エクスポージャーである取引に係るエクスポージャーのことです。

当会における証券化エクスポージャー・再証券化エクスポージャーについて、現在保有しているものはありませんが、取得する際には、信用リスク及び市場リスクの枠組みの中で適切にリスク管理を行うこととしております。

◆体制の整備及びその運用状況の概要

証券化エクスポージャーに該当する取引はなく、現時点では体制の整備を行っておりません。

◆信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

証券化エクスポージャーに該当する取引はなく、現時点では方針の制定を行っておりません。

◆信用リスク・アセットの額算出方法の名称

証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の算出については、外部格付準拠方式、標準的手法準拠方式を採用しており、いずれにも該当しない場合は1250%のリスク・ウェイトを適用しています。

◆当会が証券化目的導管体を用いて行った第三者の資産にかかる証券化取引

該当する取引はありません。

◆当会が行った証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有している子会社等及び関連法人等

該当する取引はありません。

◆証券化取引に関する会計方針

証券化取引については、「金融商品に係る会計基準」及び「金融商品会計に関する実務指針」に基づき会計処理を行っています。

なお、該当する取引はありません。

◆証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定にあたり使用する格付は、以下の適格格付機関による所定の要件を満たした依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター (R & I)
株式会社日本格付研究所 (J C R)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
S & P グローバル・レーティング (S & P)
フィッチレーティングスリミテッド (F i t c h)

◆内部評価方式の概要

当会は内部格付手法を採用していないため、該当しません。

◆当会がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

◆当会が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

●オペレーショナル・リスクに関する事項

◆リスク管理の方針及び手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務遂行に伴って受動的に発生するリスクで事務リスク、法務リスク、システムリスク、人的リスク、有形資産リスク、情報漏洩等リスク、系統組織の経営リスク、風評リスク、業務継続リスクのことです。

当会では、「オペレーショナル・リスク管理規程」を制定し、金融機関にとって健全性を測る指標として極めて重要な開示項目である自己資本比率の適正な算出に向けて、また、統合的なリスク管理態勢を構築するためにオペレーショナル・リスク量を年1回算出し、リスク管理委員会及び理事長へ報告するなどの管理を行っています。

◆オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当会では、自己資本比率算出におけるオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、「基礎的手法」を採用しています。

基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用費用を加算して算出します。

●出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

◆出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものです。

○その他有価証券として区分される株式

その他有価証券として区分される株式については、信用リスク及び市場リスクの枠組みの中で適切にリスク管理を行っています。

詳細については、「信用リスクに関する事項」の「リスク管理の方針及び手続の概要」及び「金利リスクに関する事項」の「リスク管理の方針及び手続の概要」に記載しています。

○外部出資勘定の株式または出資

外部出資勘定の株式又は出資については、信用リスク管理の枠組みの中で適切に管理を行っています。詳細については、「信用リスクに関する事項」の「リスク管理の方針及び手続の概要」に記載しています。

◆出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価 (単位：百万円)

	令和元年度		令和2年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	6,821	6,821	8,693	8,693
非上場	39,156	39,156	39,453	39,453
合計	45,978	45,978	48,147	48,147

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

◆出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和元年度			令和2年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	28	—	171	5	—

◆貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額 (保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

令和元年度		令和2年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
3,629	40	5,344	0

◆貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 (子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

令和元年度		令和2年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

◆リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	16,488	19,952
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

●金利リスクに関する事項

◆リスク管理の方針及び手続の概要

「金利リスク」とは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、貯金等）が、金利の変動により発生するリスクのことです。

当会では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。

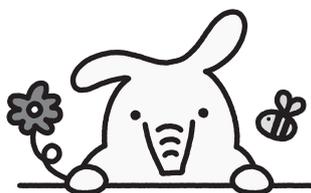
金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク (IRRBB) については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

○リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当会は、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

○金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。



◆金利リスクの算定手法の概要

当会では、経済価値ベースの金利リスク量（ Δ EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

○流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、当会では、①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現在残高から差し引いた残高、③現在高の50%相当額のうち、最小の額を上限とし、0～5年の期間に振り分けて（平均残存期間2.5年）リスク量を算定しています。

○流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

○流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル）およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

○固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済定期貯金の早期解約について考慮していません。

○複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

○スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

○内部モデルの使用等、 Δ EVEおよび Δ NIIに重大な影響をおよぼすその他の前提、前事業年度末の開示からの変動に関する説明

内部モデルは使用していません。

○計算値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

◆ Δ EVEおよび Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

○金利ショックに関する説明

経済資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。

○金利ショックに関する説明リスク計測の前提及びその意味（特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVEおよび Δ NIIと大きく異なる点

特段ありません。

◆金利リスクに関する事項

（単位：百万円）

IRRBB1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		Δ EVE		Δ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	15,248	13,654	1,046	1,208
2	下方パラレルシフト	0	0	33	26
3	スティープ化	7,764	8,344		
4	フラット化	0	14		
5	短期金利上昇	4,486	2,099		
6	短期金利低下	0	0		
7	最大値	15,248	13,654	1,046	1,208
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	54,566		54,365	

12 沿革・歩み

昭和23年 8月	佐賀県信用農業協同組合連合会設立 所在地 佐賀市内 会員数 133組合 出資金 834万円	平成12年 5月	郵貯とのATMオンライン提携開始
29年 4月	農林漁業金融公庫の業務受託	13年 1月	デビットカードサービス開始
31年12月	農業改良資金の事務取扱開始	13年10月	日銀歳入金復代理店事務取扱開始
33年12月	県内農協貯金100億円達成	13年11月	「JAネットバンク」サービス開始
37年12月	信連貯金残高100億円達成	14年 1月	「JAバンクシステム」スタート
38年 2月	住宅金融公庫の業務受託	14年12月	系統信用格付システム導入
40年 2月	佐賀県農協貯金者保護制度発足	15年 6月	個人向け国債の取扱開始
47年12月	県内農協貯金1,000億円達成	15年12月	信連貯金残高6,000億円達成
48年 9月	農水産業協同組合貯金保険制度発足	16年 5月	JASTEMシステムへ移行
49年 4月	農協信用事業相互援助制度発足	16年 5月	マルチペイメントネットワーク サービス開始
50年12月	信連貯金残高1,000億円達成	16年 6月	経営管理委員会制度導入
52年10月	(株)九州地区農協 オンラインセンターを設立	17年 6月	印鑑照会システム稼動
54年 2月	全国銀行内国為替制度に加盟	17年11月	セブン銀行とのATMオンライン 提携開始
59年 3月	全国農協貯金ネットサービス取扱開始	17年12月	県内農協貯金8,000億円達成
60年12月	県内農協貯金5,000億円達成	18年10月	「ICキャッシュカード」発行
61年12月	国債等窓販業務開始	20年 3月	県内ATMのIC化完了
62年 3月	系統自動決済サービス開始	20年 7月	「JAバンク」のCD・ATM 入出金手数料の終日無料化」開始
63年 7月	(株)信用情報センターに加盟	20年10月	JAバンク佐賀ローンセンター開設
平成 2年11月	日銀歳入金受入事務取扱開始	22年 4月	ゆうちょ銀行及びJFマリンバンク とのATM手数料無料化提携開始
3年 2月	CDオンライン提携 全国キャッシュサービス開始	23年 5月	JASTEM新システムへ移行
3年12月	信連貯金残高5,000億円達成	23年 7月	農業金融課設置
4年 2月	サンデーバンキング開始	24年 4月	事務集中課設置
4年 4月	新愛称として「JA」を導入	26年 4月	年金・相続相談センター設置
5年 4月	九州金融ネットワークのサービス開始	26年12月	県内農協貯金9,000億円達成
6年11月	県内農協貯金7,000億円達成	26年12月	信連貯金残高7,000億円達成
8年 2月	(株)九州地区農協オンラインセンター 新システム稼動	28年 4月	農業金融支援センター設置
9年 9月	ホリデーバンキング開始	29年 2月	新JA会館に事務所移転
10年 8月	信連創立50周年(8月14日)	29年 3月	次期JASTEM窓口端末機等更改
10年10月	系統信用事業の愛称として 「JAバンク」を導入	29年12月	県内農協貯金1兆円達成
11年 8月	投信窓販業務の開始	29年12月	信連貯金残高8,000億円達成
12年 5月	ファームバンキング開始	30年 4月	年金・資産形成サポートセンター設置
		30年10月	JASTEMシステム基盤更改

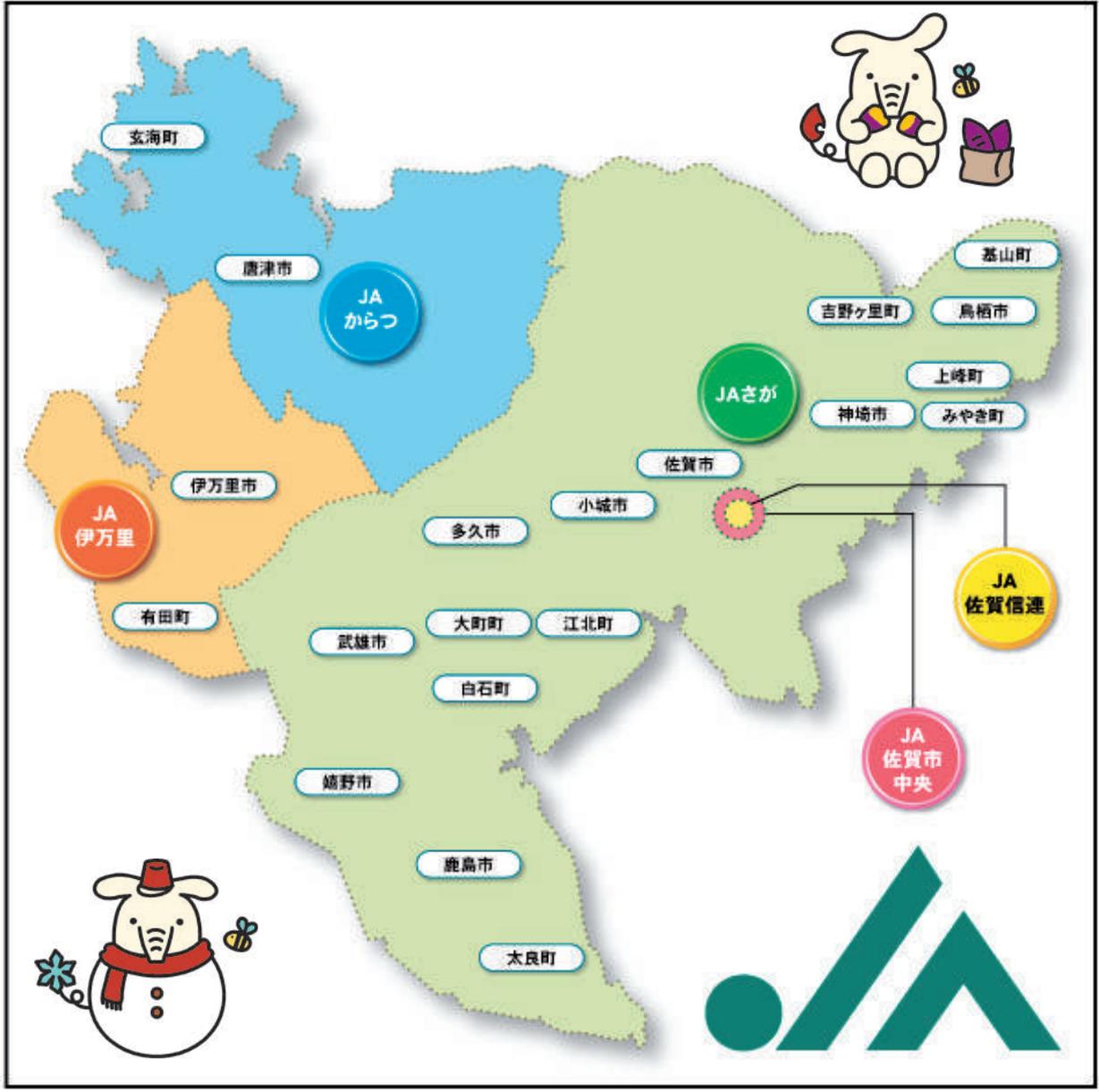
13 県内JA店舗体制

JAバンク佐賀では、県内の各市町村を事業区域とする4JAと県域を事業区域とする信連のネットワークによって、組合員をはじめ地域の皆さまへより良いサービスの提供を行っています。

● 県内JAの店舗（令和3年7月31日現在）

（単位：数、台）

JA名	所在地	TEL	店舗数	自動化機器 設置台数	移動店舗 車両台数
JAさが	本所 840-0803 佐賀市栄町3番32号	0952-25-5370	50	86	0
JA佐賀市中央	本店 840-0801 佐賀市駅前中央1丁目3番1号	0952-23-8556	1	1	0
JAからつ	本所 849-5131 唐津市浜玉町浜崎598番地1	0955-70-5225	10	24	1
JA伊万里	本所 848-0027 伊万里市立花町1290番地1	0955-23-5556	11	8	2
合計			72	119	3



14 索引

このディスクロージャー誌は、農業協同組合法第54条の3に基づき作成しておりますが、農業協同組合法施行規則における各項目は以下のページに記載しております。

単体開示項目（農業協同組合法施行規則第204条関連）	ページ
1 概況及び組織に関する事項	
(1) 業務の運営の組織	45
(2) 理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名	45
(3) 事務所の名称及び所在地	45
(4) 特定信用事業代理業者に関する事項	45
2 主要な業務の内容	45
3 主要な業務に関する事項	
(1) 直近の事業年度における事業の概況	12～13
(2) 直近の5事業年度における主要な業務の状況	
a 経常収益	62
b 経常利益又は経常損失	62
c 当期剰余金又は当期損失金	62
d 出資金及び出資口数	62
e 純資産額	62
f 総資産額	62
g 貯金等残高	62
h 貸出金残高	62
i 有価証券残高	62
j 単体自己資本比率	62
k 剰余金の配当の金額	62
l 職員数	62
(3) 直近の2事業年度における事業の状況	
a 主要な業務の状況を示す指標	62～63
b 貯金に関する指標	32,64
c 貸出金等に関する指標	32,63,65～67
d 有価証券に関する指標	63,68～70
4 業務の運営に関する事項	
(1) リスク管理の体制	17～19
(2) 法令遵守の体制	20～21,23～24
(3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	27～31
(4) 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	22
5 直近の2事業年度における財産の状況に関する事項	
(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	48～50
(2) 貸出金にかかる額及びその合計額	
a 破綻先債権に該当する貸出金	67
b 延滞債権に該当する貸出金	67
c 3カ月以上延滞債権に該当する貸出金	67
d 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	67
(3) 元本補填契約のある信託に係る貸出金に係る事項	67
(4) 自己資本の充実の状況	71～83
(5) 取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	69
a 有価証券	69
b 金銭の信託	69
c デリバティブ取引	70
d 金融等デリバティブ取引	70
e 有価証券関連店頭デリバティブ取引	70
(6) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	67
(7) 貸出金償却の額	67
6 その他重要な事項	
(1) 役員等の報酬体系	46



「みんなのよい食プロジェクト」とは、これからの日本人にとって「よい食」とは何かを、日本の農家とJAグループ、そして消費者の皆さまが一緒になって考え、行動していく運動です。
 (当プロジェクトのサイトは、
<https://life.ja-group.jp/education/yoi-shoku/>
 となっております。)

The screenshot shows the JA Bank Saga website's disclosure page. At the top, there is a navigation bar with the JA Bank Saga logo and a search box. Below the navigation bar, there are several menu items: Home, Organization Overview, Business Information, Disclosure (highlighted), Local Focused Finance Business Status, and Access. The main content area is titled 'ディスクロージャー' (Disclosure) and includes a sub-header 'ディスクロージャー' and a paragraph explaining the purpose of the disclosure document. There are also two bullet points: '■本冊子は農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー資料です。' and '■金額は、原則として、単位未満を切り捨てのうえ表示しています。'. To the right, there is a vertical list of links: '金融商品の勧誘方針', '個人情報の保護について', '利益相反管理方針の概要', '金融円滑化への対応について', '苦情処理・紛争解決措置', 'マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針', 'お客さま本位の業務運営に関する取組方針・KPI', and '店頭金利のご案内'. At the bottom right, there is a '採用情報' (Recruitment Information) section with a photo of staff.

当会の情報はもちろんのこと、JA バンク佐賀のお得な金融商品等も掲載しておりますので、ぜひご活用下さい。

ホームページアドレス
<https://www.jabank-saga.jp>

発行 佐賀県信用農業協同組合連合会
 管理部 企画管理課
 住所 〒840-0803 佐賀市栄町3番32号
 電話 0952-25-5131(代表)



佐賀県信用農業協同組合連合会